

中国の歴史的・文化的都市環境を形成する  
街区と水空間の保護に関する研究

2019年4月

孫旭光

# 目 次

目次

図表目次

第1章 序 論 .....	1
1-1. 本研究の背景 .....	2
1-2. 中国における歴史的文化的都市環境の保護 .....	7
1-2-1. 歴史的環境の保護制度の変遷 .....	7
1-2-2. 都市環境としての歴史文化保護の変遷過程 .....	15
1-2-3. 歴史的文化的都市環境の保護レベル .....	21
1-2-4. 文物保護法（文化財保護法） .....	25
1-2-5. 歴史的建築物の保護施策 .....	29
1-2-6. 歴史的文化的都市環境の保護に関するまとめ .....	31
1-3. 日本・中国における既往研究の動向 .....	33
1-4. 本研究の目的 .....	41
1-5. 研究の考え方 .....	45
1-6. 本研究の調査対象地 .....	46
1-6-1. 調査対象地の概要 .....	46
1-6-2. 調査対象地に関する研究動向 .....	49
1-7. 研究の方法 .....	51
1-8. 本論の構成 .....	52
第2章 歴史的・文化的都市環境を形成する建築物の保護に関する調査分析 （山東省烟台市の烟台山地区と朝陽街地区を対象として） .....	54
2-1. 研究の目的 .....	55
2-2. 調査の概要 .....	56
2-3. 烟台市の歴史的概要 .....	57
2-4. 烟台市の歴史的建築物の保護制度の展開 .....	59
2-4-1. 烟台市の歴史文化名城保護制度の発展 .....	59
2-4-2. 烟台市の歴史保存建築物と歴史保存対象建築物の状況 .....	61
2-4-3. 烟台山-朝陽街歴史文化街区における歴史優秀建築物の状況 ...	63
2-5. まとめ .....	69

### 第3章 歴史的・文化的都市環境を形成する歴史文化街区の保護に関する調査分析

（山東省青島市のビール産業文化街区を対象として） .....	70
3-1. 研究の目的 .....	72
3-2. 研究の方法 .....	73
3-3. 開港都市とその分布 .....	74
3-4. 青島市の歴史的経緯 .....	76
3-5. 青島市の歴史文化名城の保護状況 .....	78
3-6. 青島ビール街区の状況 .....	81
3-6-1. 青島ビール醸造工場の保護状況 .....	81
3-6-2. ビール街区における各種取り組み .....	83
3-6-3. ビール街区の管理運営の状況 .....	84
3-6-4. 店舗前空間の利用 .....	85
3-7. まとめ .....	86

### 第4章 歴史的・文化的都市環境を形成する水空間(三眼井)の利用に関する調査分析

（雲南省麗江大研古城の三眼井と住民の水利用） .....	898
4-1. 研究の目的 .....	89
4-2. 調査の概要 .....	90
4-3. 調査対象地の概要 .....	92
4-3-1. 大研古城地区の概要 .....	92
4-3-2. 水環境の概要 .....	94
4-4. 三眼井の概要 .....	98
4-4-1. 三眼井の水空間 .....	100
4-4-2. 三眼井の水利用と管理 .....	101
4-5. 三眼井の利用の動向 .....	103
4-5-1. 水槽別に見た利用者の動向 .....	103
4-5-2. 水槽別に見た利用傾向 .....	103
4-5-3. 利用行為と利用時間の関係 .....	104
4-5-4. 各水槽と利用者の行為関係 .....	104
4-6. まとめ .....	107

<b>第 5 章 歴史的・文化的都市環境を形成する水空間(水路)の利用に関する調査分析</b>	
(雲南省麗江大研古城の水路網と水路空間)	1112
5 - 1 . 研究の目的	111
5 - 2 . 調査の概要	112
5 - 3 . 調査対象地の概要	113
5 - 4 . 大研古城の水環境	115
5 - 4 - 1 . 水路の構成	115
5 - 4 - 2 . 水路の利用と管理	116
5 - 4 - 3 . 水質	119
5 - 5 . 水路空間の特徴	120
5 - 5 - 1 . 水路空間と水汲み場の分類	120
5 - 5 - 2 . 中河の水路空間 (水系 2)	124
5 - 5 - 3 . 西河の水路空間 (水系 3, 水系 4)	124
5 - 5 - 4 . 東河の水路空間 (水系 5, 水系 6)	125
5 - 6 . まとめ	130
<b>第 6 章 結論</b>	133
6 - 1 . 結果	135
6 - 2 . 考察	13838
6 - 3 . 結論	140
<b>第 7 章 参考文献</b>	141

## 図表目次

### 第1章 序論

図1-1. 中国開港都市の位置図	2
図1-2. 歴史保存制度の手続きの流れ	6
図1-3. 烟台市における歴史文化名城制度の成立過程	30
図1-4. 歴史文化名城の保護区分	30
図1-5. 研究展開の流れ(フロー)	44
図1-6. 研究の考え方	45
図1-7. 研究の進め方	51
表1-1. 締結条約と開港都市	3
表1-2. 中国における歴史文化建築物保護の変遷	14
表1-3. 中国建国以来歴史文化遺産保護に関する主要法律法規	15

### 第2章 歴史的・文化的都市環境を形成する建築物の保護に関する調査分析

#### 山東省烟台市の烟台山地区と朝陽街地区を対象として

図2-1. 烟台市位置図	32
図2-2. 烟台山位置図	33
図2-3. 2002年指定保護地区	37
図2-4. 2013年指定保護地区	39
図2-5. 煙台市朝陽街の調査範囲	41
図2-6. 海岸街建築物修復効果図	43
図2-7. 海岸街と朝陽街地区 歴史的建築物分布図	43
図2-8. 海岸街と朝陽街地区歴史的建築物増築状況	44
表2-1. 烟台市の歴史保存建築物と歴史保存対象建築物の状況	39
表2-2. 海岸街と朝陽街地区保護建築物の状況	42

### 第3章 歴史的・文化的都市環境を形成する建築物の保護に関する調査分析

#### 山東省青島市のビール産業文化街区の現状

図3-1. 青島市の位置	49
図3-2. 青島市歴史街区位置	50
図3-3. 青島歴史文化名城の保護要素系統図	56
図3-4. 歴史文化街区の分布	56
図3-5. ビール街区（青島市市北区登州路）	59
表3-1. 締結条約と開港都市	52
表3-2. 街区の保護・利用状況	57
表3-3. 各店舗前の空間の利用状況	62

### 第4章 雲南省麗江・大研古城の住民生活と水利用に関する調査研究

#### 三眼井に見られる水利用の変容 その1

図4-1. 麗江古城區	67
図4-2. 調査対象地	70
図4-3. 麗江大研古城の水路網	72
図4-4. 水路に設置された各種親水空間と一眼井	73
図4-5. 各三眼井の平面配置図と断面図	76
図4-6. 三眼井の水槽利用と利用者の位置分布図	79
図4-7. 水槽別に見た三眼井の利用者	82
図4-8. 水槽別に見た利用傾向	82
図4-9. 利用行為と利用時間の関係	82
図4-10. 各水槽の利用と行為	83
表4-1. 調査概要と調査対象地の概要	68

## 第5章 歴史的・文化的都市環境を形成する建築物の保護に関する調査分析

### 雲南省麗江大研古城の水路網と水路空間

図5-1. 麗江古城区概要図	90
図5-2. 大研古城水路網図	92
図5-3. 水路空間タイプ	100
図5-4. 水汲み場タイプ	100
図5-4. 西河中流部の水路空間	100
表5-1. 調査概要	89
表5-2. 水利用行為	95
表5-3. 定点水質調査結果	98
表5-4. 水系別に見た水路幅道幅水路空間タイプ水汲み場タイプ	99

# 第 1 章 序 論



# 第1章 序論

## 1-1. 本研究の背景

中華人民共和国（以下中国と略す）では、1980年代から続く国内経済の改革開放政策に伴い、都市部では近代化を進めるための大規模な都市改造が進められてきているが、その傍らでは中国特有の伝統的様式を持つ建築や街並みが改変されつつ、姿を消してきており、近代建築による地域性の薄い都市景観を呈する状況が生み出されてきている。こうした都市改造は北京や上海などの主要都市に限らず地方都市においても進められており、特に沿岸部の都市では水際地区に対する開発需要が高く、新たな開発や再開発が進められており、高層集合住宅や超高層建築を中心とした大規模開発が進み、新市街地が形成されるなど、都市の姿を大きく変貌させてきている。

一方、中国は1661年からの約200年間、国を閉ざしていたが、1840年のイギリスとのアヘン戦争に敗れ、南京条約(1842年)を締結し、広州、福州、廈門、寧波、上海の各都市を外交拠点として「開埠（日本語名：開港）」した。その後、表1-1に示すように20近くの不平等条約を締結することで、多くの都市を開港し図1-1に示すように開港都市として開港し、それらの土地を欧米列強に「租界」として譲渡した。

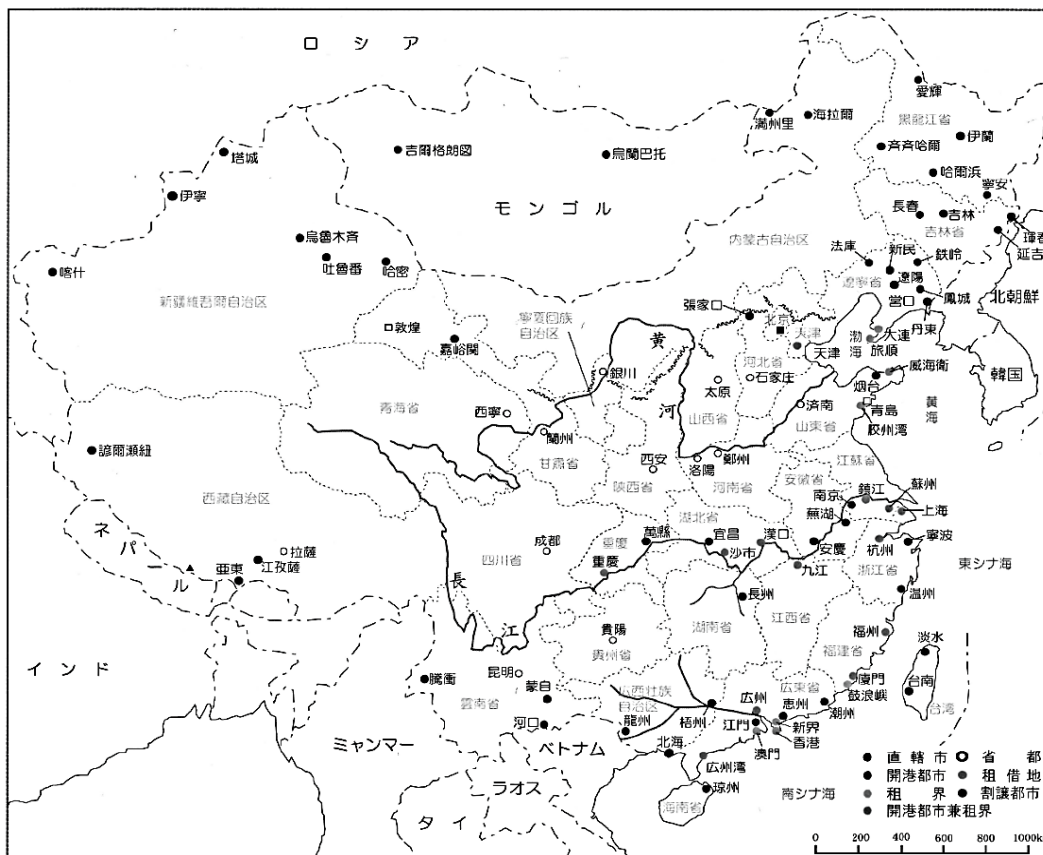


図 1-1 中国開港都市の位置図

表 1-1 締結条約と開港都市

締結国及び条約名称	締約日	開埠都市
中英《南京条約》	1842年8月29日	広州, 福州, 厦門, 寧波, 上海
中露《伊犁塔爾巴哈通商章程(規約)》	1851年8月6日	伊犁, 塔爾巴哈台(塔城市)
中英《天津条約》	1858年6月26日	牛庄(營口), 登州(煙台) 台湾(台南), 潮州, 剥州, 鎮江, 漢口, 九江
中仏《天津条約》	1858年6月27日	剥州, 潮州, 台湾(台南), 淡水(台北), 江寧(南京)
中英《北京条約》	1860年10月24日	天津, 大沽
中露《北京条約》	1860年11月24日	喀什諺爾(喀什), 庫戴(モンゴル共和国の烏蘭巴托), 張家口
中英《煙台条約》	1876年9月13日	宜昌, 蕪湖, 温州, 北海
中露《伊犁条約》	1881年2月24日	肅州(嘉峪関), 烏魯木齐, 哈密, 吐魯番, 科布多(モンゴル共和国の吉爾格朗関), 古城(奇台)
中仏《継続商務専条》	1887年6月26日	龍州, 蒙自
中英《新訂煙台条約続増専条》	1890年3月31日	重慶
中英《蔵印議訂附約》	1893年12月5日	亜東
中日《馬関条約》(下関条約)	1895年4月17日	沙市, 重慶, 蘇州, 杭州
中仏《継続商務専条附章》	1895年6月21日	思茅, 河口
中英《継続緬甸(ミャンマー)条約附款》	1897年2月4日	騰越, 梧州
中英《継続通商行船条約》	1902年9月5日	長沙, 万県, 安慶, 惠州, 江門
中米《通商行船続約》	1903年10月8日	奉天, 安東(丹東)
中日《通商行船続約》	1903年10月8日	長沙, 奉天
中日《東三省事宜正約》	1905年12月22日	鳳凰城(鳳城), 遼陽, 新民屯(新民), 鉄窓, 通江子(通江口), 法庫門(法庫), 長春, 吉林, ハルビン, 寧古塔(寧安), 三姓(伊蘭), 齊齊哈爾, 海拉爾, 茱璉(愛輝), 滿洲里
中英《続訂蔵印条約》	1906年4月27日	江徇, 諺大克, 亜東
中日《図門江中韓界務条款》	1909年9月4日	龍井, 局子街(延吉)

また、中国の開港都市は図 1-1 に示すように、海や河に面した地域の他、国境沿いの内陸都市にも多数存在する。これはインドとミャンマーを植民地とするイギリスとベトナムとラオスを植民地とするフランスが植民地から陸路を経由して中国と貿易することを目的とし、国境沿いの都市の「開港」を求めたためである。さらに、ロシアもシベリアからの陸路を経由し、中国との貿易を行うため、中国北部や東北地方での開港を求めた結果、国境沿いの内陸都市にも「開港都市」があり、全体では 64 ヶ所あり、その内 16 ヶ所が海側にあった。他にも列強に領土の使用権や管理権を一定期間貸し出した区域(租界地)や植民地となった香港や澳門など「割譲都市」と呼ばれる都市がある。これら開港都市では租界や外国人の居留地が形成された。そのため、開港都市には当時つくられた諸外国の様式美を施した歴史的・文化的な価値を持つ建築物やそれらによる街区が数多く残されてきており、今日では都市空間や街並みの環境的魅力を高める資源として認識され活用される一方で、こうした建築物を如何にして保護保存して行くかが検討されている。また、都市化の進展や既存都市の近代化を進める上での開発や再開発においても、こうした歴史的・文化的な建築物や街区との共存を図るための各種方策が検討されてきている。

このような状況の中で中国国内にはさらに 52 ヶ所程の世界遺産・自然遺産や歴史的・文化的な遺産等が多数存在し、今後もその数を増やすものと見られるが、これら文化財を保護するための取り組みは、1982 年に制定された「中華人民共和国文物保護法（日本語名：中国文化財保護法）」を根拠法として、国級、省級、市級の 3 段階の等級による保護が行われている他、各省や市では文物保護法に基づく独自の文化財保護のための文物保護条例や文物保護管理弁法（同：文化財保護管理方法）を制定してきている。現在、広く施行されている制度は、1949 年以前に建築された土地の歴史や由緒を体現する建築物を対象にした「文物保護単位（同：文化財建築物保護）」や、歴史的環境や歴史的景観が地域的に形成されている都市を対象にした 1982 年に制定された「歴史文化名城制度」があり、「面」的な保護が施行されている。また、1996 年には「歴史文化街区制度」が策定され、2003 年には「歴史文化名鎮名村制度」が策定された。この内、1982 年に制度化された歴史文化名城では、1982 年（指定自治体 24 ヶ所）、86 年（38 ヶ所）、94 年（37 ヶ所）に公布され、今日までに 134 の自治体が指定を受けている。ただし、1982 年の時点ではまだ歴史文化保護地区の概念は明確には示されてはおらず、1986 年に歴史文化保護地区の概念が提示されてきたが、関連する条例や法規制は未整備であった。そのため、1990 年代に入り歴史文化保護地区は歴史的景

観保全事業の中の重要なテーマとなった。尚、この歴史文化名城の保護制度は、都市の再開発を実施する場合、歴史的環境保護のための制度として運用されてきている。

この制度の導入により都市計画に歴史的環境を保護するという意図を与え、都市環境の改善向上を図りつつ都市空間の近代化を図るという、多様な要求を両立させる役割を担っている。また、各市では独自に「優秀歴史建築物」制度を設けることで、建築物が国や省及び市などの各等級に基づく保護制度には該当せずとも、歴史的、文化的、伝統的な観点から評価することで、優れた側面を持つ建築物として保護保存する取り組みが各々行われてきている。この制度は、従来までの文化財建築物の定義や内容とは異なり特に建築物だけを対象としている所に特徴がある。

この制度では、国や省が規定する歴史的文化的価値に捉われない、市独自の規定による歴史的文化的価値を持つ建築物、すなわち当該する市の歴史的背景や伝統的な都市景観、地域特性により生み出されてきた近代の建築物も含めて保護・活用することを目指している（中国は日本と異なり省>市>県の順番で市と県が逆転している）。これは1949年以前の建築物を保護する「文化財建築物保護制度」の指定方法よりも、より広い範囲に歴史的文化的建築物を指定し保護できる制度である。また、従来まで保護された建築物は展示施設に限り転用できたが、この制度では保護修復の後、建築物を継続的に使用できるようにし、その活用や転用範囲の自由度を広げている。この制度運用のための評価評定項目は以下の5項目である。

- ① 1966年より以前に建設された建築物であること
- ② 近代都市史、建築史の中で重要な歴史的価値を持つこと
- ③ 特徴ある建築様式や空間形態で高い芸術的価値を持つこと
- ④ 建築科学技術の発展において重要な意義を持つこと
- ⑤ 当該市の伝統的な都市景観や地域特性が反映されていること

しかし、こうした歴史的・文化的な建築物や環境を保護するための各種制度が整えられる中で、歴史的建築物を一戸の建物に複数世帯が入居したりや商店に転用してきた住民も多く、市街地の再整備を進める際、住民と行政との間で移転や立退きに伴う混乱状況も各地区で起きてきている（中国では土地は国が管理しているが、建物は個人の所有が認められている）。

中国における文化財建築物の保護保存においては、単体建築物の指定と保護に関し

て、「中華人民共和国文物保護法（日本名：文化財保護法）」の第7条に基づき、「市級文物保護単位（日本名：市級文化財建築物）」、「省級文物保護単位（日本名：省級文化財建築物）」及び「国級文物保護単位（日本名：国級文化財建築物）」の3等級があるが、これらに関する各指定方法は、図1-2に示すように申請により市級から省級、国級へと段階的に指定の等級が上がる選定評価審査が行われてきている。

また、指定された文化財建築物については、省や市が文化財として保護するために国の文化財保護法に基づき、省独自の文化財保護条例や市独自の文物保護管理弁法（日本名：文化財保護管理方法）を制定し管理が行われている。

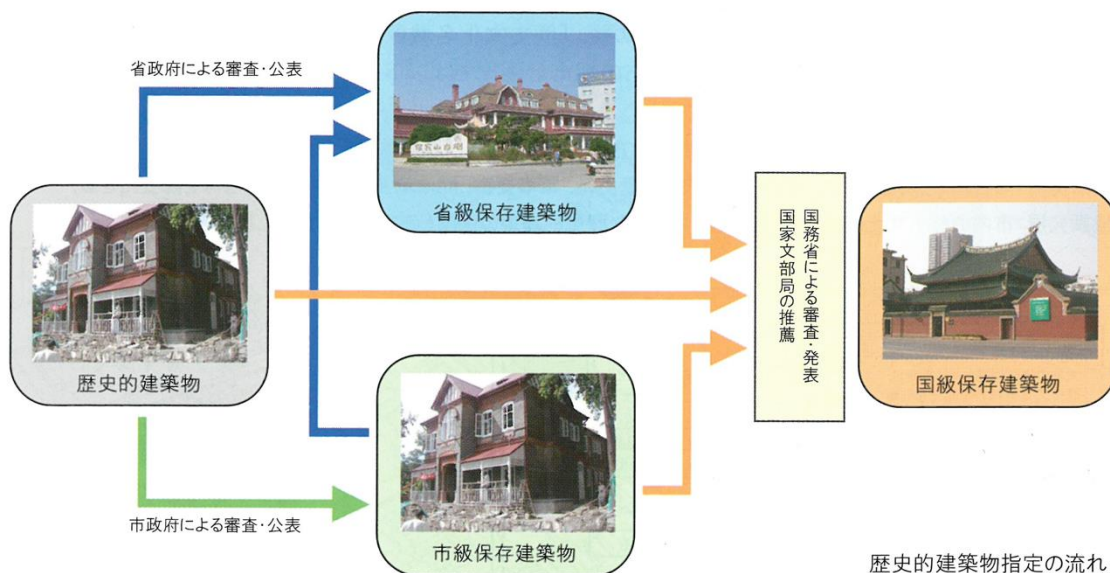
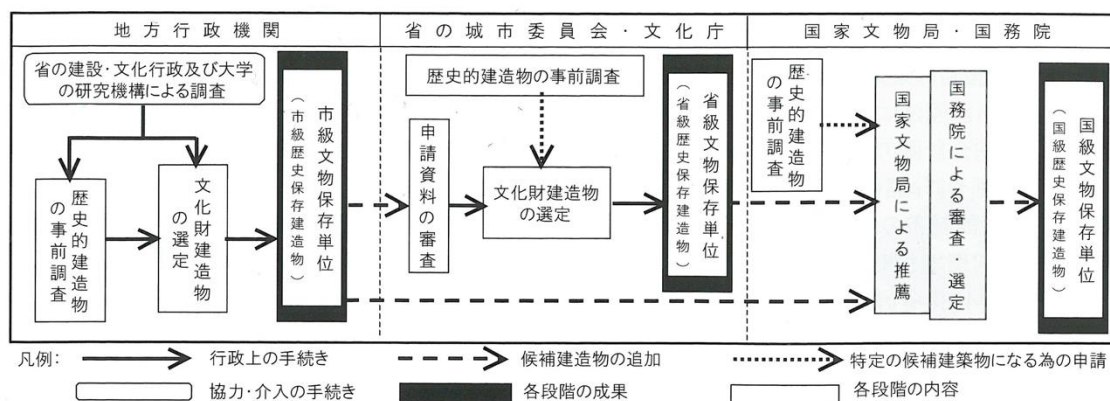


図1-2 歴史的保存制度の手続きの流れ

## 1-2. 中国における歴史的文化的都市環境の保護

### 1-2-1. 歴史的環境の保護制度の変遷

中国における歴史的環境の保護制度の取り組みに関する歴史的な変遷過程を整理する。保護に関わる法制度の変遷を時代区分により整理し、各々時代に見られる特徴を捉える。時期区分は、1949年以降の中国現代史上の時期区分、中国都市建設・計画上の時期区分、及び文化行政発展上の時期区分を参考として、主に歴史的環境保護の動きと直接に関わった社会的背景及び歴史的環境保護に係わる国家級レベルの法制度の制定状況などについて整理することとした。

#### 1)近代以降における文化財保護法制度の雛形(1949年まで)

1930年代始め、日本の文化財保護法制度の影響の下に、当時日抛下の台湾ではじめて「史跡名勝天然記念物保存法」が制定され、同年「史跡名勝天然記念物保存法施行規則」、「史跡名勝天然記念物保存法取扱規程」、「史跡名勝記念物調査会規程」も策定された。それによって、台湾における歴史的環境保全関連法制度が大陸に先駆け成立した。中国大陸では、1920年代後半から国際的な自国文化への関心、自国文化遺産の高まりの傾向の中に、また、国民党政府の「民族・民権・民生」といった「三民主義」の下で、民族意識昂揚の社会背景があった。古建築の保存に関しては、'30年代に「中国营造学社」の梁思成・劉敦楨の両氏を中心に、中国の古建築に関する調査と保存方法の研究が行われていた。1930年6月2日に国民党政府によって「古物保存法」(1935年11月19日に修正)が、1931年7月3日に「古物保存法細則」が、また古物の管理機構に関するものとして1932年に「中央古物保管委員会組織条例」(1935年11月に修正)が制定された。「古物保存法」は条文数も少なく、原則的な内容であったため、1935年6月に古物の種類と範囲を示す「暫定古物の範囲及び種類大綱」が制定された。また、翌年の1936年には戦時下(太平洋戦争)における古物の保管方法を示した「非常時期の古物保管方法」が制定された。これは中国大陸において初めての文化財保護を中心とした歴史的環境保全に関する近代的な法体系である。

歴史的環境保全に関する法制度は短期間に出来たものであり、法体系の枠組み自体は不十分であり、内容は文化財のみの保護である、文化財の概念・範囲が初めて確立されたが、いわゆる歴史的環境は主に土地と建造物に関連した文化財であり、点的な保護に限られた。また、1937年～1945年にかけての中日戦争、及びその後の1945年～1949年にかけて勃発した国共内戦による大陸全土にわたる戦乱によって法制度の

実行は明らかに停滞して機能しなかったのが実状であった。1949年以降、中華民国政府の法制度及び行政組織が廃止され、そのため、文化財保護関連法制度については現在への影響はほぼないといえる。

一方、「中国常造学社」は1937年に起きた中日戦争のために解散されたが、梁思成・劉敦楨両氏の古建築に関する研究及びそれらの保存に関する活動は続けられた。1944年同「中国营造学社」の羅哲文氏を中心に米軍の軍事地図を用いて中国及び日本の重要な文化財建造物の位置する都市に印を付けて戦時中における保護に関する建言書を作成し、当時清華大学工学部建築科主任の梁思成氏を通して、世界的意義の有する文化財を保護する立場において極めて重要な歴史的都市に対する攻撃を避けるように、米軍の指導部及び米国にいる中国学者に強く説得し呼び掛けていた。それらの動きと関連して、結果的に日本の京都、奈良、鎌倉等の古都が空襲を免れたと言われている。

1948年末、梁思成氏が自ら「全国重要文物建築簡目(全国重要文化財建造物リスト概要)」を作成し、当時の共産党中央人民政府華北局に提示し、保護に関する措置を建言した。実施「全国重要文物建築簡目」は建国後の歴史的建造物を中心とした文化財保護の基礎的資料となり、1961年に創設された全国重点文物保護単位制度に基づく第1回全国重点文物保護単位の指定はこれらの資料をメインとして参考した。

## 2) 中華人民共和国における文化財保護法制度形成の萌芽期 (1950年～1965年)

中国現代史では、一般的に1949年から1952年は戦後の経済回復時期、1953年から1957年は第一次国民経済五年計画時期、1958年から1960年までは「大躍進」及び経済困難時期、そして1961年から1965年は国民経済調整時期と区分されている。

建国当初、主に 1)建国に伴う愛国教育及び民族精神の高揚、2)学者、専門家からの戦争中に中断された文化財に関する学術研究の再開の要望、3)戦争による大量の文化財の破壊、大陸から台湾、海外への流失及び管理の混乱の3つの要因によって、中央人民政府は直ちに文化財保護行政を開始した。1950年5月24日に中央人民政府政務院により「古文化遺跡及び古墓葬の調査、発掘に関する暫行弁法」が、同年7月6日に「古文物建築の保護に関する指示」が、1951年5月7日に中央人民政府文化部、内務部によって「名勝古跡の管理における職責、権力分担に関する規定」、「地方文物名勝古跡の保護管理に関する弁法」及び「地文物管理委員会暫行組織通則」が出された。また、1950年から中央人民政府文化部による全国的な文化財の調査・登録及び博物館の建設が始まった。

第一次国民経済五年計画が、1952年6月から草案策定が開始され、1955年7月に正式に成立し、建設時期は1953年から1957年とされていた。この建設時期には、全国重点建設都市（全国重点建設都市は全部で18都市であり、北京、大同、洛陽、成都、西安等の重要な歴史的都市が含まれている）における大規模建設の際、多くの遺跡、埋蔵文化財等が発見・破壊された事態に対し、国務院が1953年10月12日に「基本建設工程における歴史及び革命文物の保護に関する指示」、1956年4月2日に「農業生産建設における文物の保護に関する通知」を出した。1953年から重要な文化財建造物、遺跡及び重大発掘を大量に有する省の人民政府は率先して「地方文物保護管理暫行弁法（地方文化財保護管理暫定方法）」等の地方政令を制定し始めた。このような状況下、1961年3月4日、建国後初めての文化財保護に関する包括的な法規「文物保護暫行条例（文化財保護に関する暫定行政法規・条例）」（以下、文物保護暫行条例）が国務院によって測定され、同時に同条例に基づき歴史的建造物・記念的建造物・遺跡などを対象とする「全国重点文物保護単位制度」が設けられ、第1回全国重点文物保護単位180箇所指定された。続いて1963年4月17日に「文物保護単位保護管理暫行弁法（文化財保護単位の保護管理暫定方法）」も文化部によって定められた。これらは約20年にわたって文化財建造物を中心とする「点的保護」制度の根拠法規となった。

一方、都市開発・都市計画の分野においては、1949年9月から1950年2月首都北京の都市計画研究及び国家行政中心区配置の提案が行われ梁思成・陳占祥両氏が「關於中央人民政府行政中心区位置的建議（中央人民政府の行政中心区の配置に関する提案）」を中央人民政府政務院に提出した。計画案の目的は新しい国家行政中心区を旧市街地の西側に位置させ、北京古城の軸線を中心とする伝統的な計画の特徴を生かし、新たに中軸を設けることによって、当時の北京の城壁より内側の旧市街地全体の保護と旧市街地を避けた新市街地の開発を行い、首都の都市開発の必然性を認識した上で・保護と開発のバランスを調整しようとするものであった。この案は財政不足等の理由から結局中央政府に採用されなかったが、都市計画における都市保全の考え方は、後に影響をもたらした。

### 3)法制度の崩壊に伴う法制度整備の停滞期(1966年～1972年)

1966年から1975年の10年間は「プロレタリア文化大革命」（以下「文革」）時期と正式に公表されている。但し、1973年以降、全国の政治路線並びに経済政策は大きく転換した動きがあり、それに伴い歴史的環境保護関連の政策も直接影響を受けていた。



1966年から始まった「プロレタリア文化大革命」によって中国全般の法制度整備は停滞した。いわゆる「四旧」の破棄は「文革」の中心的な役割の1つであり、「四旧」の代表的な物的存在としての文化財及び歴史的建造物が故意に破壊された。但し、「全国重点文物保护单位」に指定された文化財建造物等の殆どは、ある程度の破壊は受けたものの残された。それは1967年3月16日文革運動が開始された直後に中国共産党中央委員会、国務院、中央軍事委員会の連合で出された「關於保護国家財産、節約間革命的通知（国家財産の保護及び革命における節約に関する通知）」中国共産党中央委員会により同年5月14日に出された「關於在無産階級文化大革命運動中保護文物和図書の幾点意見（プロレタリア文化大革命中における文物、図書の保護に関する幾つかの意見）」が政治的効力を果たしていたと考えられる。

一方、都市計画行政の停止に伴い、都市の建設は無政府無計画の状態に陥り、城壁の煉瓦を再利用、さらに城壁の立地する土地を道路用地にしようとする「毀城ブーム」が、水路の埋立てによって道路を安易に造成するという「填河ブーム」等が全国の歴史的都市に起き、多くの明代前後に築かれた城壁、及び旧市街地にある運河、水路は大きな破壊を被った。例えば「毀城」の典型的な事例としては、北京市の明代城壁の解体である。1969年10月に北京市の地下鉄一号線（環状）の建設が決定され、その路線は旧市街地を囲む城壁と完全に一致した。城壁の立地する土地・空間を利用するのが当時の計画案の最大の特徴であった。中国全体で戦前（中日戦争・国共内戦）、大陸には城壁が全面的に存在する歴史的都市が100ヶ所以上あり、文化大革命運動終了時点では僅か5ヶ所しか残っていない。また、「填河」の典型的な事例としては、蘇州市内にある「城河」（市街地にある堀）の埋立てである。「三横四直」（東西三本、南北四本の水路）という七本の主要「城河」のうち、60年代の半ばから南北の二本の「城河」が徐々に埋め立てられた。現在では一本が完全に姿を消し、一本（幹将河）は70年代に再び開通したが、現在でもまだ開通・整備されていない部分が残されている。歴史的都市の景観及び都市形態の基盤となる物的環境が回復できないほど変容してしまった。

この時期の特徴は、文化財保護観念の抹殺、既存法制度の絶対性の低下、法制度整備の停滞であり、法制度執行体系の再構築、保護意識の見直しが主な課題である。

#### 4)法制度整備の見直し期(1973年～1979年)

「文革」後期から政府においては社会的混乱と経済発展の停滞が意識され、政治路線並びに経済政策は大きく転換した。その象徴として1975年1月に国の農業・工業国防・

科学技術の近代化の実現という目標が正式に確立され、1978年2月に国家の全面的な経済発展を目指す「1976年～1985年国民経済発展十年計画草案」が策定された。

1973年から「文物保護の強化に関する通知」及び「文物の商業管理保膜政策の強化に関する意見」等文化財保護を中心とした指示が国務院から出され、保護政策も見直される兆しが出てきた。

一方、人口増加に伴う居住事情の悪化を緩和し、住宅水準の向上を目指す旧市街地の整備が始まり、都市のインフラ整備も進み出した。それにつれ、歴史的都市の旧市街地の都市景観や町並み、街区の形態が変容し始め、更に第2次産業の発展も重なって、環境汚染問題も深刻化した。

この時期の特徴は、保護行政の再編及び焦振された既存法規度再確立と強化でありそして点的保護に関する包括的法規の整備、及び点的保護から面的保護への取り組みの展開が課題と考えられる。

#### 5)歴史文化名城保護を中心とした歴史的環境保全の転換期(1980年～1989年)

この時期は論述内容が多岐にわたるため、1)背景、2)空間的広がりをもつ面的保護制度の制定、3)面的保護制度の柱的位置づけの確立、4)特徴・課題に分けて論じる。

①背景：80年代から主に、①「文革」時期における文化財、歴史的建造物、歴史的街区の破壊とその後の保護に対する観念の見直し、②経路開放政策及び都市発展方針によってもたらされた全国的な都市開発の開始、③歴史的都市全体の景観及び街区の形態が本格的に変容されるにつれ、保護の視点は文化財建造物を中心としたものから発展し、集落、町並み、歴史的地区、都市の旧市街地等のスキャンラインへと移行、④国際社会との交流の活発化による歴史的環境に対する保護理念の導入、⑤都市計画体制及び計画の策定方法の確立、という5つの要因によって、都市の歴史的環境の重要性と保護の緊急性が新たに認識された。

②面的保護制度の制定：1977年から始められた山西省内の古城内の都市形成史に関する調査を契機に1978年平遥鎮総体計画の策定が開始され、初めて「古城保護計画」という名称が使用された。1981年「平遥鎮古城保護計画」が鎮人民政府及び山西省城市建设委員会の承認を受けて成立し、都市計画における歴史的都市保護の最初の事例となった。この事例のように歴史的地区・歴史的都市の保護に対しては必然的に文化財保護行政と都市計画行政の一体化が要求され、歴史的環境のコントロールは都市計画の役割の一つとして認められ、制度的裏付けが不可欠になった。

このような動きを背景に、全国政治協商委員会関連機構、国家文化行政、建設一計画行政部門及び各大学、研究機構の関連研究者の間では、重要な価値を有し、かつ知名度が極めて高い歴史的都市を「歴史文化名城」と名付けはじめ、その名城保護に関する法的根拠の確立及び保護制度設立の可能性が検討された。1981年國家文物保護部門と建設計画部門の連携で歴史的都市の調査や都市指定のリストが省により行われた。國家基本建設委員会、國家文物局、國家城市建設總局の3つの國務院直轄部門川を中心として関連の学者らが各省から提出された候補都市の調査報告書に対する審議を行うと共に、面的保護制度の創設に取り組んだ。1981年12月28日に上述の3つの國務院直轄の部門から「關於保護我國歷史文化名城的請示(我が國の歷史文化名城保護に関する上申書。以下「名城名城保護上申書」)」が出され、國務院に名城保護制度を設けることを正式に要請、第1回國家級名城指定の候補都市リストを添えた。ちなみに「歴史文化名城」という用語も初めて公文書の正式名称として使用された。上述の報告は1982年2月8日に國務院の全面的承認を受け、國務院の通知として公布され、同時に第1回國家歷史文化名城として24都市の指定が行われた。

また、1985年には建設部、建鉄学会、都市計画委員会、國家文物管理局及びその他の地方関連機構のメンバーを中心とする「六大古都保護研究会」が開催され、1987年には建設部、建築学会、都市計画研究会主催の「旧市街地更新計画學術討論會」が開催され中国各都市にある旧市街地及び歴史的地区の保護問證を中心に議論された。

- ③面的保護制度の法的位置付けの確立：1982年11月19日「中華人民共和國文物保護法〔以下、文物保護法〕」が制定され、同法第2章第8条において初めて名城保護制度の法的根拠が明確にされた。1983年3月9日、城郷建設環境保護部から「關於加強歷史文化名城保護規劃的通知（以下名城規劃通知）」が出され、指定された名城における保護計画の策定という都市計画上の措置が決められた。1984年1月5日「城市規劃條例(以下都市計画條例)」が制定され、同條例第2章第16条において、名城に対する保護は都市計画策定にあたっての1つの主要な内容として取り込まれ、都市計画法規における名城保護制度の根拠も明らかにされた。1985年12月8日第2回目として38の歴史文化名城の指定が國務院によって行われ、同時に新たに省級名城及び省級「歷史文化保護區」の指定の可能性と指定の原則に関する指示が出された。1986年12月8日に「中華人民共和國城市規劃法（以下、都市計画法）」が制定され、同時に「都市計画行政法規・條例」が廃止された。歴史的環境保全に焦点をあて「都市計画行政法規條例」と「都市計画法」を比較すると、旧市街地の開発における保護

の原則及び方針が緩和されていることが伺える。

同法では、条例第三章寛 28 条の旧市街地の再開発における保護の原則に関する内容が条文から削除された。しかし 1990 年 2 月建設部城市規制局が公布した「中華人民共和国城市規劃法解説（以下、都市計画法解説）」の中に、同じ内容が新たに加箋されることとなった。

- ④特徴・課題：この時期の主な特徴は、点的保護に関する法制度の充実、名城保護制度の設立に象徴される点的保護制度から面的保護制度への発展、名城保護制度を通じた文化行政と都市建設・計画行政との連携及び都市計画における歴史的環境保全措置と保護手法の模索である。名城保護制度の枠組みの充実、都市計画における保護の規制方法の確立及び技術基準の制定、面的保護制度に対応する財政支援基盤の構築が課題といえる。

#### 6)歴史的都市・市街地保護をめぐる新たな展開期(1990 年以降)

1990 年代以降、特に外資導入に伴い、多くの都市の大規模インフラ整備及び都市中心部の再開発によって、旧市街地の変容が進み、歴史的環境保全においては経済開発に伴う新しい問題に直面した。「保護為主、救護第（保護を中心に、緊急な保護を優先に）」という古城保護の方針のもとに 1994 年 1 月 4 日、国務院によって第 3 回全国歴史文化名城の指定が行われ、37 都市が新たに歴史文化名城となり、国家級の名城の数は増加した。1991 年から名城保護制度をより様々な都市の現状に応じて柔軟に運用、対応できるようにするため、「歴史文化名城保護条例〔歴史文化名城保護行政法規・条例〕〔草案〕策定の準備が始まり）制度の枠組みの整備・特に城市総体規劃〔都市計画了マスタープラン（以下、都市総体計画）における名城保護計画策定上の技術基準に対する整備が取り込まれつつある。1994 年 9 月 5 日建設部一国家文物局から「歴史文化名城保護規劃編制要求（歴史文化名城保護計画策定要求。以下、「保護計画策定要求）」が出され、名城保護計画の内容及び策定する際の技術基準を定めた。また、1995 年 6 月 8 日建設部の「城市規劃編制弁法実施細則。（以下「都市計画策定細則）」の中にも歴史文化名城保護計画策定上の技術基準及び各都市計画段階における歴史的環境〔都市の伝統的風貌・地方の特色及び自然景観等〕に対する保護の要求を定めた。

この時期は、名城の新規指定より、既に指定された名城の保護計画の策定・改正、名城の保護実態に対する監督、面的保護に関する各種の技術基準の充実が取り組みの中心となっており、名城保護制度に関する包括的な法規の制定が課題とされてきている。

表 1-2 中国における歴史文化建築物保護の変遷

年代	内 容
1930年	「古物保護法（日本語名：文化財保護法）」
31年	「古物保護法細則」
32年	「中央古物保管委員会組織条例」
35年	「暫定古物の範囲及び種類大綱」
1936年	「非常時期の古物保管方法」
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1937～1945年：太平洋戦争</li> <li>・ 1945～1949年：内戦</li> <li>・ 1949年：中華人民共和国の成立</li> </ul>
1950年	「古文化遺跡及び古墳の調査、発掘に関する暫行方法」 「文化財建築物の保護に関する指示」
1951年	「名勝古跡の管理における責任、権力分担に関する規定」 「地方文物名勝古跡の保護管理に関する方法」 「地方文物管理委員会暫行組織通知」
1953年	「基本建設工程における歴史及び革命文物の保護に関する指示」 「地方文化財保護管理暫行方法」（省による）
1956年	「農業生産建設における文物保護に関する通知」
1961年	「文物保護暫行条例」 （文化財保護に関する暫定行政法規・条例） 「全国重点文物保護単位制度」
1963年	「文物保護単位保護管理暫定方法」
	・ 1966年：文化大革命
1967年	「關於保護国家財産、節約鬧革命的通知」 （国家財産の保護及び革命における節約に関する通知） 「關於在無産階級文化大革命運動中保護文物和図書の幾点発見」 （プロレタリア文化大革命中における文物、図書の保護に関するいくつかの意見）
1982年	「中華人民共和国文物保護法」
83年	「關於加強歴史文化名城保護計画的通知」
84年	「都市計画条例」
86年	省級「歴史文化保護区」
1989年	「中華人民共和国都市計画法」
90年	「中華人民共和国都市計画法解説」
95年	「中華歴史文化名城保護白書」

## 1-2-2. 都市環境としての歴史文化保護の変遷過程

中国の歴史文化遺産の保護は欧州よりも遅く、1949年以降に表1-2に示す関連する一連の法規制が公布され、国と地方による取り組みが始まった。1960年代中期、文化遺産保護制度が整備され文化財単体だけでなく、建造物・歴史遺跡・景勝地なども保護対象とされた。1961年3月には国務院が『文化財保護管理暫定条例』を頒布し、初の全国重要文化財180カ所を交付した。しかし、1966年「文化大革命」により文化財保護事業は頓挫した。その後、歴史遺産保護計画は、1980年代から新たな取り組みを行うようになった。

表1-3 中国建国以来歴史文化遺産保護に関する主要法律法規

頒布年月	全国的主要法律法規	適用範囲	保護方式と保護観念
1950/7/6	政府による文化財の保護に関する指示	歴史価値と革命史実のある建造物	建造物を保護し損傷を与えない。建造物の利用は控え、一時的に使用する場合は建造物の現状を維持する。
1961	文化財保護管理暫定条例	文化財	文化財の修復維持は元の状態に修繕する、または現在の状態を維持するという原則を厳守しなければならない。文化財を他の目的に使用する場合、既存の状態を維持しなければならない
1980/5/15	古代建造物と文化財古跡の保護管理に関する伺書	古代建造物と文化財古跡	文化財の周辺環境を保護し、重要な古代建造物は現地保護の原則を守り勝手な移動は厳禁
1982/2/8	中国歴史名城の保護に関する伺書	歴史文化名城	歴史文化名城を保護する概念を提出した。
1989/12	都市計画法	全国における各都市	都市計画には歴史遺産、伝統的な風貌、地方特徴、自然景観の保護を取り入れる。都市新区の開発は地下文化財遺跡を避ける。
2000/10	中国文化財古跡保護準則	文化遺産	文化財古跡は合理的に利用する。
2002/10	文化財保護法	文化遺産	文化財の保護範囲外に「建設管理区域」を決めて管理。この区域の建築物の機能、高さ、体積、形式色彩などを管理する。
2003/11	保護境界線保護管理方法	歴史文化市街	核心地域と周辺建設管理区域を境界線以内に画定。保護建造物は撤去しない。新築と再建は境界線内の伝統的風貌や保存された庭園緑地、系、道路、名樹古木などを破壊してはいけない。
2005	歴史文化名城保護計画規範	歴史文化市街	保護の目標と原則を確定し、名城の歴史風貌や空間尺度を厳格に維持する。保護区内の街路と周辺景観の保護に具体的な提案を提出した。
2013/10	歴史文化名城名鎮名村保護計画策定要求(試行)	歴史文化名城名鎮名村	歴史名城、名鎮の保護計画は単独に策定し、核心的保護範囲と建設管理区域を確定するべきであると規定している。

## 1980年代の胎動期

1982年、国務院は最初の国家名城リストを公布し、名城保護計画の編制要求も新たに指示した。名城保護計画の作成に向けては、1983年に都市農村建設環境保護部は「歴史文化名城保護計画の強化に関する若干の意見」を発行し、名城保護計画の概念、策定、審査などについて規定した。1986年、「国務院が建設部、文化部による第2期国家歴史文化名城リストの公布請求を承認する通知」の中で、保護計画を都市全体計画に取り入れ、「都市計画条例」（1984）が規定した手順によって申請し審査を受けるべきであると規定した。名城保護計画の内容は「文化財古跡と歴史的伝統的市街を保護し、都市の伝統的風貌を維持し、伝統文化・芸術・民族風情の粋と名産を保護する。」

これら三つの文書は1980年代の名城保護計画編制において重要な規範的役割を果たした。完成したシステムは形成されていなかったが、文化財古跡、古代建造物、建築群、市街、都市伝統風貌、遺跡、山川水系、伝統文化などの保護対象が含まれた。特に、都市歴史の研究と現状調査を中心に、名城（都市）の特徴に基づいた保護計画の重点を把握することが重要なことを示した。

1984年1月、国務院は「都市計画条例」を頒布し文化財古跡を保護し、民族特性や地方特色を保護し発展させると規定した。そのため、1986年には文化財古跡が集中し、歴史時代の伝統風貌と地方特色が保存された市街、建築群、地区、集落をそれぞれの歴史科学芸術価値により歴史文化保護区を保護することが確定した。

1987年、中国は初の「世界文化遺産」として万里長城、故宮などを持つようになった。1987年、1990年には泰山と黄山がそれぞれ「世界文化と自然遺産」に選ばれた。1992年、平遥と麗江が「世界文化遺産」に選ばれた。そして、2018年7月4日の第42回世界遺産大会の閉幕までに中国は世界遺産が総計53ヶ所になった。その中で、世界文化遺産は36ヶ所、世界自然遺産は13ヶ所、文化と自然遺産は4ヶ所になり、遺産総計数ではイタリアの54ヶ所に次ぎ世界二位となった。

1980年代の名城保護計画は統一した編制基準はなかったが、多くの名城保護計画では名城の特色に沿って保護の重点が決定され、以降の保護事業は順調に進められた。例えば、西安の保護計画では旧都市の全体的レイアウト（配置）を保護することにより、唐城の規模の広大さを表すことができた。また、周、秦、漢唐都市の古跡の保護の場合、蘇州は「古代都市の風貌を全面的に保護する」ため古城西側に新区を開発するという全体的建設計画を提出した。昆明の保護計画では都市全体の範囲内における滇池への保護計画と市街地範囲内の点線面にわたる保護計画が示された。延安では革命記

念地を各レベルに分けて保護。平遥では全面的に古城を保護し全城を三段階に分けて保護。これらの保護計画内容と方法は、以降の修正改訂においても継続された。

1980年代の名城保護計画は保護対象に重点を置き、計画の基礎研究を行い、都市の特徴と歴史文化価値の定義を明確にした。しかし、保護対象については、保護重点を文化財古跡においたが、歴史市街はまだ明確に保護対策を講じていなかった。計画の実施について、社会経済の発展条件に制限されるため、全面的に計画を行う条件がまだ完備していなかった。このことは計画へのフィードバックと検証を制約し、計画を理想化させた。また、都市全体の計画体系が未熟な段階にあるため、保護計画も例外なく、都市全体計画と具体的な建設計画との間に有効な連携が構築された。

### 1990年代の発展期

1993年全国名城保護に関する襄樊会議で名城保護の内容、即ち「文化財古跡と歴史地域の保護、古城風貌特色の保護と継続、優れた伝統文化の継承と発展」を明確にした。1994年国務院による第3期歴史文化名城が頒布後、建設部が「歴史文化名城保護計画編制要求」を公布し、名城保護計画の編制と審査を規範化した。歴史市街が建設計画に損害を受ける背景の下で歴史古町保護の重要性が認識され始めた。1997年建設部は『黄山市屯溪古街歴史文化保護区保護管理試行方法』を転載し、歴史文化保護区は中国歴史文化遺産の重要な一部分であることを明らかにした。歴史文化保護区は「文化財保護、歴史文化保護区、歴史文化名城」という体系の一部であり、中国名城保護事業の重点の一つであることを指摘した。従って、歴史文化遺産保護計画の内容は三つの部分に分けられ、計画編制も徐々に規範化された。

この時期に、北京歴史文化遺産保護計画は三段階に渡る保護体系を提出し、古城全体レイアウトと風貌の保護に十の措置を講じた。武漢は建設部の要求に従って編制を進み、計画内容を建成区、市街地、都市全体の三つのレベルに分け、各レベルの保護対象と装置を明確にした。洛陽は地上地下文化財の豊富さという特徴から、八大展示体系を確立することによって、名城歴史文化含意を呈示し、遺産保護と展示を新しい方法を提供した。上海は近代遺産が豊富な現状から入手し、優れた歴史建造物と歴史文化風貌保護区の二つの重点を把握した。

1990年代の保護計画重点は保護方法に関する問題の解決にある。歴史文化遺産保護の三段階が明確にされた後、対応する保護方法も異なる。文化財に対しては、「現状を破壊しない」という原則を守り、歴史そのままの特徴を維持する。歴史文化保護区に



対しては、保護と整備の方法を採用し、歴史的遺跡と全体的な歴史風貌を保存し、元の機能を維持した上で強化する。歴史文化名城に対しては、文化財古跡と歴史地域だけではなく、古城のレイアウトと歴史風貌を保護し継続する他に、優れた都市伝統文化を継承、発展することも保護方法に取り組みられた。

都市計画編制体系の改善により、詳細計画は歴史文化遺産保護の中に益々重要な役割を果たしている。歴史市街の詳細計画、歴史古町保護と整備詳細計画などの新計画類型の出現は名城保護体系を完備した体系に進ませ、都市全体計画の段階に止まるという不足を埋め合わせた。しかし、これらの詳細計画は編制上にまだ統一した基準になっていなかったため、保護に関する指標体系、建築の分類と保護対策などの核心的問題が各地の計画実施中に異なった形として現れてきた。

## 2000年以後の進化期

20世紀以来、中国歴史文化遺産保護体系は「文化財—移動可能・不可能文化財、歴史文化保護区と歴史文化名城」の三つの段階を確立した。この「点から面まで」の保護体系は各種の有形歴史文化遺産を有効的に保護することができたが、問題が依然として存在している。

中国で普遍的に認められたのは「文化財古跡の芸術・教育価値及び最も優れた文化の価値」である。『国家文化財法』による保護対象は「重要歴史、芸術、科学価値及び重要記念意義、教育意義と史料価値の建造物、遺跡、記念物等の各レベルの文化財」に限っていた。近年多くの学者が等級が定められていない一定の価値を有する一般的歴史古町を「歴史建造物」の項目に納め、「文化財保護法」に保護されようと提案し、文化財建造物保護観点と補充しながら、「西洋文化財保護先進国に見合う」保護方法を講じようとした。しかし、明確とした法律法規や歴史建造物の状況に応じた管理体制がなかったため、一般的歴史建造物は文化財と歴史市街のどちらでもない現状であった。

優れた文化の価値だけを重視した方法は、復興が必要とされた建国初期には適切な保護策だが、社会の発展によって、その欠点が顕著化され、中国建築遺産保護観念と方法戦略を時代に遅らせた。つまり、「文化財古跡保護」の観念に縛られていた。近年、地方文化財部門、専門家から一般大衆に至るまで、一般的歴史建造物の特別保護を行う呼び声が高まり、国家建設部及び比較的遺産保護が順調に進む省、市なども一般歴史建造物に目を向け、地方法規や文書を公布した。しかし、「ベネツィア憲章」の建造物遺産全体的に保護する精神とはまだ距離が離れている。21世紀に入って、中国総合

的国力の高まりに伴って、文化財古跡保護概念を建造物遺産保護概念に拡大することと、遺産保護の体系を完備させることが重要になってきた。

2000年以降、名城保護計画編制がさらに制度化された。2003年には改訂された「文化財保護法」は歴史文化古町（村鎮）への保護を法的カテゴリーに組み入れた。2005年「歴史文化名城保護計画規範」が頒布され、名城保護計画体系、保護範囲と保護措置、保護内容と重点などに対して詳細に規範化させ、全国歴史文化名城、歴史文化古町、歴史文化村鎮保護計画の唯一の技術基準となった。また、国務院の都市農村計画管理を強化する要求に応じて、建設部は続々と「都市計画強制的な内容試行規定」（2002）、「保護境界線管理方法」（2003）、「都市の優れた近現代建造物計画保護を強化する指導意見」（2004）、「中国歴史文化名鎮名村評価指標体系」（2004）、「都市計画編制方法」（2005）、「国家歴史文化名城保護評価標準」（2010）、「歴史文化名城名鎮名村市街保護計画編制審査方法」（2014）などの規定と文書を公布し、名城保護を都市計画の強制的な内容と規定した。

2007年に新「都市農村計画法」が頒布され、「都市農村計画の策定と実施は、歴史文化遺産の保護、地方特色・民族特色・伝統風貌の保存を考慮にはいなければならない。歴史文化遺産保護内容は都市（鎮）全体計画の強制内容として実行し、旧市街の再建は歴史文化遺産と伝統風貌を保護しなければならない」と規定している。

2008年に国務院は「歴史文化名城名鎮名村保護条例」を頒布した。その主な内容は保護計画の編制、審査、実施などに関連するものであるため、保護条例そのものが名城保護計画編制の重要な根拠と標準である。条例によって、2012年12月、「歴史文化名城名鎮名村保護計画編制要求（試行）」が住宅都市農村建設部と国家文化財局によって頒布され、保護計画編制における最も権威ある規範要求となった。

2000年以降、歴史文化遺産保護計画の特徴は保護体系の進化と改善であり、また全面的、段階とレベル層に分けて行うところにある。都市農村計画範囲の拡大と遺産保護対象の増加により、歴史文化遺産保護計画は都市全体計画において歴史市街地を主な計画対象から各類別の保護対象、計画段階、レベル層にわたる体系になった。例えば、南京歴史文化遺産保護計画は都市全体、核心市街地、旧都市の三つの側面にそれぞれ物質から伝統習俗と生活習慣についての保護内容を規定し、法定保護、登録保護、計画規制の三つのレベルにわけて管理する体系になっている。蘇州歴史文化遺産保護計画は都市全体、市区、中心市街地、歴史市街地などの側面において、それぞれの保護対象を設定する。上海は具体的に優れた歴史建造物保護と歴史文化風貌の規制管理の

詳細計画を実施した。

「歴史文化名城名鎮名村保護条例」は省・市・鎮・村の等級に一致した名城名鎮名村保護管理体系を規定した。計画類型には名城名鎮名村の全体的保護計画，歴史市街地の規制詳細計画，古町古村の修復再建詳細計画，文化財保護計画などがある。保護内容には文化財古跡，歴史市街，歴史村鎮などの物資文化遺産と優れた伝統文化などの伝統習俗，生活習慣，景勝地，歴史景観などの自然遺産が含まれる。保護レベルについては，国家，省，市，県の法定保護レベルの中に，非法定レベルが続々と出現した。

30年以上にわたり，名城保護計画の発展傾向は，単純なものから体系的なものに発展し，徐々に規範化されるようになった。計画編制の発展，保護対象の拡大，保護体制の改善により，歴史文化遺産保護計画は各面で支え合う保護計画体系となった。しかし，「全面的，段階とレベル層に分けて行う」保護計画が実施される中で，複雑な保護体系で如何にして歴史文化遺産特色と保護重点を際立つかが依然として考慮に値する問題である。と同時に，歴史文化遺産保護計画は終始保護実践によって検証されるだけでしか真の意義を持つことができない。

### 1-2-3. 歴史的文化的都市環境の保護レベル

名城保護体系は三つの重要な保護レベルがある，即ち文化財古跡，歴史文化街区，歴史文化名城である．これらに対応する法定概念は「文化財，歴史文化街区（村鎮），歴史地域」であり，この分別方法は異なる保護レベルによって異なる保護方法に対応している．これは中国の名城保護事業 30 年以上の経験のまとめであり，保護と都市との発展矛盾を解決する有効な方法である．

#### 第一レベル：文化財古跡

文化財古跡は主に古代建造物，古墳，古文化遺跡，石窟寺院，石刻，壁画，近現代の重要史跡と代表的な建造物などの価値を持つ移動不可能の遺跡である．県級以上の政府が公表した重要文化財古跡を各級の文化財として規定する．文化財古跡の修繕について，「原状を破壊しない」という原則を遵守し，その核心は確実にかつ全面的に文化財の価値ある「歴史情報」を保護することである．国家の名城として申告する条件の一つは，都市建成区内には豊富で，完全した文化財，登録した移動不可能な文化財と歴史建造物を保存していることである．

文化財古跡は保護しやすいが管理しにくい．文化財の本体保護は基本的には保障されているが，文化財保護の範囲以外の建設管理地帯はしばしば「暴走」状態に陥り，現在文化財価値に対する損害の多くは文化財環境への破壊に反映されている．そこで，『文化財保護法』は，文化財の保護範囲外に，「建設管理地帯」を定め，都市計画によってこの地帯の建設（新建築物の機能，高さ，体積，形式，色彩など）を管理するように規定している．文化財古跡の歴史環境を守ることは，文化財建造物の観賞価値を強調するためだけではなく，様々な方面で意義がある．それは完全に文化財建造物の歴史上の機能を体現することができ，人々に文化財建造物の最初の設計技術と芸術効果を認識させることと全面的かつ正確的に当時の歴史事件を理解させることもできる．

歴史建造物は『歴史文化名城名鎮名村保護条例』に基づき新たに指定された保護対象となり，類型と方法において文化財古跡の類に分類することができる．歴史建造物は法定概念で地方政府によって公表され保護された非文化財類の建造物であるため，歴史建造物の保護は「文化財」の保護要求と異なるべきであり，「保護と利用を結び，永続に利用する」ことを強調するべきである．これによってもたらした歴史建造物の保護方法も多様になるはずである．歴史建造物は「文化財」の有益な補充であり，建築遺産の広範囲的な保護，多様な保護には積極的な意味を持たせる．

## 第二レベル：歴史文化街区

1986年に、国務院は、文化財古跡が比較的集中している、或いはある歴史時代の伝統的な風貌と民族的な地方特色を完全に体現する地区、建築群、町、村落などを保護し、地方各級の「歴史文化保護区」として規定している。新『文化財保護法』は、「文化財の保存は特に豊富で、重大な歴史的価値と革命的意義を持つ古町（村、町）を歴史文化街区（村、町）として認定する」と規定している。建設部と国家文化財局が作成した『歴史文化名城保護条例（審査用稿）』の中で「歴史文化街区」についての定義は「都市に残された遺跡が比較的豊富であり、一定の歴史時代の伝統的な風貌や民族的な地方特色を完全にかつ確実に反映することができ、多くの文化財古跡、近現代の史跡と歴史的な建造物が保存され、一定の規模を持っている地区」である。この定義は伝統的な風貌と一定の規模を強調し、「文化財」とのレベルでの差別を体現している。歴史文化街区、歴史地域は一般的な名称であり、「歴史文化街区」は法定保護に用いられる名称である。

歴史文化街区は必ず完全な歴史風貌を持っていて、一定の歴史時期における当該地の伝統的な風貌を反映することができる。歴史文化街区における歴史建築物と構築物は、歴史実物でなければならず、再建され、模造され、改築されてはいけない。歴史文化街区の風貌と衝突した建築物と構築物の使用地は歴史文化街区の面積の1/3を下回るべきである。歴史文化街区には一定規模の人口があるべきであり、伝統的な地方の生活様式と社会構造が残されるべきである。また歴史文化街区は名城社会生活の有機的構成部分でなければならない。歴史文化街区は一定の建築と使用地の規模を達成し、そして一定の視覚領域に比較的完全と調和的な視覚効果を形成するべきである。

1978年以降、多くの都市が相次いで新区を開発し、都市の元の規模を倍に拡大した。90年代後半に入って、都市新区の開発速度は徐々に緩やかになってきており、不動産産業も全体的に緩やかになっていた。数多くの都市が都市の面積を無制限に拡大したことによって、大量の農耕地が占められた（中国統計年証データによると、1987年全国都市市区の面積は89万k㎡で、1997年までは173.9万k㎡になった。上海市だけの非農耕地は1988年の1079.73k㎡から1996年の2123.2k㎡まで拡大した）。

歴史文化街区保護制度が確立されて以来、中国の歴史文化街区の保護事業は喜ばしい成績を収めた。多くの歴史文化街区の保護と整備が良い効果を収めた。近年、中国の歴史文化街区の保護には比較的成功的な例が多くある。例えば、平遥南大街は、平遥という古町の中心区に位置し、1997年の整備では、架空のケーブルと電信線を地

下に埋め込んで、アスファルト道路を石道路に復元し、街沿いに店舗を開くことと民俗展覧を行うことを奨励する。修繕を経て、この地域は歴史の風貌を良く保存したと同時に経済を繁栄させ、旅行も発展させた。黄山市屯溪の古町は、清華大学の朱自煊教授の具体的な指導のもとで、規画と整備が行われ、1995年に建設部が保護事業を試作した歴史文化街区である。政府は基礎施設を改善し、住民自身は店頭を整備する。現在、屯溪の古町は観光業が良く発展し、黄山の観光者が必ず足を止めるところになっている。臨海紫陽街、国家が第一陣に資助して保護する歴史文化街区であり、同済大学国家歴史文化名城研究センターで制定された保護と整備計画の指導のもとで、まず試作し、後に普及するという方式を採取し、良い保護と利用結果を得た。歴史文化名城臨海を展示する重要な窓口にもなった。桐郷市烏鎮古町、烏鎮は比較的完全した風貌が保存された江南古町である。1999年から同済大学国家歴史文化名城研究センターの指導により桐郷市は専門機関を設立し、歴史古町環境と建造物に対して計画的に整備し、歴史風貌と景観を完全に復元した。烏鎮は古い材料で古い部屋、古い街、古い橋を補修する方法で、古鎮の元の風貌が復元することができた。地上ケーブルを全て地下に埋め入れる。街沿いは店舗ごとに水の便器を取り付け、観光業はいい発展を遂げた。泉州中山路にある近代に形成された騎樓街は、長さは約 2.5 km、幅 12m である。泉州市の統一規画の元で、政府の補助、所有者、住民が部分的に出資する方式で全面的に整備された。状況によっては、「洗顔」（外貌を整える）、「入れ歯をする」（内部を整備する）などの方式で保護整備し、元の歴史風貌を復元した同時に、街の商業を新興し、環境を改善した。

歴史古町を保護するには、歴史建造物と構築物及びその風貌環境を保護しなければならない。と同時に、住民の生活の質と生活のレベルを改善させ、向上させることにも注意すべきである。町の歴史建造物を保護することは、主に建造物と構築物及び外觀のイメージ、材料、色彩などを含む外貌を保護することを指している。しかし、歴史古町の建造物は、規定された文化財の他に、ほとんどは文化財建造物ではない。街全体の歴史的伝統風貌を守る必要がある。従って、住民の生活環境を改善し、住民の生活の質を向上させるために、家屋の内部の構造が必要な時に、外部のイメージを変えずに変更することが要求される。歴史古町を守ることは、その全体の風貌環境を守ることであり、空間の構造と周辺的环境と山林、水と緑化の文化含意、例えば、伝統的な生活習慣、現在の社会生活構造を保護することでもある。

### 第三レベル：歴史文化名城

『文化財保護法』は、「文化財の保存が特に豊富で、重大な歴史的な価値或いは革命記念意義を持つ都市を国務院によって国家歴史文化名城として公表される」と規定している。歴史古城は一般的な名称で、「歴史文化名城」は法定保護に用いられる名称である。建設部と国家文化財局が作成した『歴史文化名城保護条例（審査用稿）』において、歴史文化名城は市区範囲内に一個以上の歴史文化古町を持つべきであり、また歴史文化名城は規定された条件に合致しない場合に、元の審査機関によって絶滅危惧のリストに入らせなければならない。修繕、復元することができない場合には、歴史文化名城の称号を取り消すべきであると規定している。

歴史文化名城の保護内容は概ねに三点に要約されることができる。第一：文化財古跡と歴史地域を保護する。第二：古城の構造と風貌を保護し維持する。第三：優れた歴史文化の伝統を継承し発展する。

歴史文化名城は有形の文化財古跡の他に、豊富な伝統的文化内容を持っている。例えば、伝統工芸、民間芸術、習俗精粹、名人逸話、伝統産業などがある。それらは有形文化財と互いに依存し、互いに作用し、共同で都市の歴史文化の蓄積を反映して、都市の貴重な歴史文化遺産を構成している。従って、社会主義精神文明建設の重要な内容として、また対外交流を拡大し、都市の経済発展を促進する重要な手段として、優れた歴史文化伝統を継承し、発展させる必要がある。

#### 1-2-4. 文物保護法（文化財保護法）

1949年の中華人民共和国成立以来、中国政府は文物保護（文化財保護）に関連する一連の法律、法規、政策を公布した。それに対し、各省・自治区・直轄市の行政機関もそれぞれの具体的状況や特徴に基づき、相応の法規や政策を制定した。そして、1979年の改革・開放政策を実施以来、中国政府は文物保護を一層重視するようになり、1982年に「中華人民共和国文物保護法（以下、文物保護法と略す）」を施行、1992年には同施行細則を公布し、それと同時に各地方政府は専門の文化財保存機関を設けた。これらの措置によって、歴史的建造物の破壊、収蔵文物の窃盗など文化財に損害を与えるような行為を厳しく取り締まることができた。このほか、国は巨額の金を支出して文物の保護と管理を強化し、歴史的建造物などを含めた文化財の修復、再生ができた。以下日本語に翻訳しまとめた。なお、中国の指す「文物」は歴史建造物を含め、古墳、エ芸品などが定義されている、ここでは、歴史建造物に関連する条文を翻訳する。

##### （1）文物保護法の成立経緯

###### ①近代法の成立

1930年から当時の中華民国政府によって「古物保存法（文化財保存法）」を根拠とする一連の文化財保護関連法規が制定され、中国で初めての文化財に関する近代法が整備された。しかし、1937年～1945年の中日戦争（太平洋戦争）やその後の中国内戦（国共内戦）のため、法制度が十分に機能しなかったと考えられる。1949年以降、中国大陸は中華民国から中華人民共和国へと変わり、中華民国政府の法制度及び行政組織が廃止されたため、「古物保存法」も同時に廃止されたのである。

###### ②文物保護法制度の形成段階

中央人民政府によって行われた「第一次国民経済五年計画(1953年～1957年)」の都市建設時期には多くの都市にあった遺跡、歴史的建造物や埋蔵文化財が破壊された。このような状況下 1961年3月4日建国後初めての文化保護に関する法規「文物保護暫行条例（文化財に関する暫定行政法規・条例）が国務院（日本の内閣にあたる）によって制定された。同時に、同条例に基づき、歴史的建造物、記念的建造物、遺跡などを対象とする「全国重点文物保護単位制度」が設けられ、第1回全国重点文物保護単位 180箇所が指定され、続いて国家文物局（日本の文部省に該当）によって「文物保護単位保護管理暫行弁法（文化財保護単位の保護管理暫定方法、1963年4月



17日成立)」が制定され、これらの法規を中心として約20年間にわたり歴史的建造物を含めた文化財を中心とした保護を行ってきた。

### ③法制度の破壊に伴う文物保護の停滞期

法制度は1966年に起きた「プロレタリア文化大革命」によって停滞した。「四旧（いわゆる古い思想、古い文化、古い伝統、古い風俗）」の破壊は「文革大革命（以降、文革と略す）」の中心的な役割の1つであり、「四旧」を物的存在として代表する文化財及び歴史的建造物が故意に破壊された。しかし、中国共産党中央委員会、国務院、中央軍事委員会が連合し制定した「關於保護国家財産、節約閻革命的な通知（国家財産の保護及び革命における節約に関する通知、1967年3月成立）」などの政治的効力により、「全国重点文物保護単位」に指定された歴史的建造物はある程度の破壊は受けたが残された。しかし、行政機能の停止に伴い、歴史的建造物や記念建造物の占有や建築装飾、材料の横領などが全国で起こり、文化財保護の観念は完全に抹殺された。

### ④法制度整備の見直しと文物保護法の成立

「文革」の後期から、政府においては社会的混乱と経済発展の停滞が意識され、政治および経済路線は大きく転換し、国の農業・工業・国防・科学技術等の近代化実現を目指す「1976年～1985年国民経済発展十年計画草案」が策定され、それに伴う住宅水準の向上も目指されるようになった。しかしそれにつれ、歴史的都市の旧市街地の都市景観や町並み、街区の形態が変容し始め、多くの歴史的建造物は都市再開発の流れによって姿を消されていった。それを防止するため、文化財保護の強化に関する通知を国務院によって出すようになり、保護政策が見直されるようになった。そして、中国各地の行政機関による文化財保存の動きが盛んとなったのを機に、1982年11月19日に「中華人民共和国文物保護法」が全国人民代表大会常務委員（日本の国会にあたる）によって制定され、各省・自治区・直轄市の行政機関も具体的状況や各地に存在する文化財の特徴に基づき、相応の法規や政策を制定し、文化財の保存と管理を一層強化した。

## (2) 文物保護法の内容

文物保護法の制定背景を述べた上、ここでは文物保護法の内容を説明する。文物保護法は 1982 年 11 月 19 日に公布され、1991 年 6 月 29 日の第三十、三十一条の改正を経て、現在に至る。最初に、第一章の総則から見ることにする。

### 第一章 総則

第一条 国の文化財に対する保護を強化するには、我が国の優秀歴史文化遺産を継承し、または愛国精神や民族精神の高揚、科学研究に対する発展のため、本法律を制定した。

第二条 中華人民共和国の国境内において、下記のものから歴史、芸術及び科学価値を有するものを選び、国の保護をうける

(一) 歴史、芸術及び科学価値を有する歴史的文化遺跡、古墳歴史的建造物や彫刻。

(二) 歴史上重大な事件、革命運動や著名人物に関連するものや重要記念、教育及び史的価値を有する建造物、遺跡及び記念物。

(三) 各時代に存在した珍奇的な芸術品や工芸美術品。

(四) 重要革命に関連する文献・資料、または歴史、芸術及び科学価値を有する書類や図書資料等。

(五) 各時代や各民族の制度、生産及び生活を反映する実物。

以上、文物保護法第一章二条で述べたように、文物保護法の指す「文物」は歴史建造物を含め、古墳、工芸品などが定義されている。これより主に歴史建造物に関連する条文を中心として翻訳し、解釈する。

第三条 国の文化行政管理部門（国家文物局を指す）は全国の文化財保護の主要管理機関である。各地方政府は各区域内の文化財を保護する義務があつて、各省、自治区及び直轄市、または文化財の多い自治州、県、自治県、市は文化財保護管理機構を設立すること。

第四条 中華人民共和国境内の地下、内陸の河川及び領海に存在する文物のすべては国の所有である。歴史的文化的遺跡、古墳及び石窟寺は国の所有である。国が保護として指定した記念建造物は国が特別に規定するもの以外は、すべて国所有のものとする。国の機関、軍隊が所有する文物も、国が所有するものである。

第五条 個人所有の記念建造物、歴史的建造物及び形見の文物の所有権は個人に属する。担し文物の所有者は屋の文物に関する保存・管理規定を守ること。

第六条 文化財の保存管理経費は中央、及び地方の財政予算に配分すること。

以上、第一章の四条、五条によって歴史的建造物を含めた文化財の所有権は主に国であるが、所有権が個人にある時は、国が制定する文化財保護条例を守る限り、所有権は個人であることが明確に示されていることがわかる。また、文化財の保存、修復などの経費は全て国、もしくは地方の財政予算から配分されることが六条からわかる。

## 第二章 文物保護単位

第七条 革命の遺跡，記念建造物，歴史的文化遺産，古墳，歴史的建造物，彫刻 等文化財は，それぞれの歴史，芸術及び科学価値によって級別の文物保護単位に仕分ける．

- ・ 県，自治県及び市級の文物保護単位は県，自治県，市の政府によって審査し，公表するとともに，省，自治区もしくは直轄市の政府に申告する．
- ・ 省，自治区及び直轄市の文物保護単位は省，自治区，直轄市の政府によって審査し，公表するとともに，国務院に申告する．
- ・ 国家文化行政管理部門（文化局）は以上の各級別の文物単位の中から，もしくは新たに重大歴史，芸術及び科学価値を有するものを全国重点文物保護単位と選定し，国務院によって審査し，公表する．

第八条 歴史価値を多いに有する都市は，文化局とその都市の建設環境保護部門ともに国務院に申告し，歴史文化名城として公表する

第九条 各級の文物保護単位は，それぞれ省，自治区，直轄市，県，自治県，市の政府によって必要の保護範囲を制定し，標識と説明文を示す．関連する情報をデータベース化し，必要に応じて専門機構を設置し，管理する．全国重点文物保護単位の保護範囲及び記録データは，省，自治区，直轄市の文化行政管理部門より文化局に申告し，データベース化とする．

### 1-2-5. 歴史的建築物の保護施策

文化財建造物により構成される歴史的都市の面的な指定と保護に関しては国による「文化財保護法」が制定されているが、具体的細目は規定されておらず、省の段階での「歴史文化名城保護条例」で細目が規定される。また、面的保護は主に都市計画法に基づき実施される。この具体的内容が「歴史文化名城保護制度」に規定されており、都市計画実施の際の総合計画の中で「保護計画」を検討することとし「保護地区」を設けることとしている。また、計画の中には保護区分計画や詳細計画を盛り込むことが規定により要求されている。

烟台市の歴史的都市の保護制度は1999年に、「省級歴史文化名城」として指定されることで、歴史的建造物を含む地域の歴史的環境も併せて保護することになった。その成立経緯を以下に示す。烟台市では歴史文化名城として指定された後、「山東省歴史文化名城保護条例」の第11条に基づき、1999年12月に市の都市計画局と文化局を中心として「烟台市歴史文化名城保護建設弁公室（日本語名：烟台市歴史文化都市の保護及び建設事務所）」を設立することで、烟台市の歴史的環境の調査を実施し、「烟台市歴史文化名城保護制度案」を制定した。これを受け、市は2001年11月に「烟台市歴史文化名城保護制度案審議会」を開催し、担当部署や民間の専門家の意見を参考に案が修正され、山東省文化庁の認可を得た。その後、「歴史文化名城保護建設弁公室」は解散し、「烟台市歴史文化名城保護制度」が施工された。これを受け、市の都市計画局では以下に示す保護概念に基づき計画案を作成した。

- ①全面保護：烟台市の歴史的環境を保護すると同時に、古跡・生態環境及び沿景岸観を全面的に保護する。
- ②重点拠点：烟台市の近代都市史、建築史を代表する歴史軸、軍事要塞、開港場及び企業の発祥地等を際立たせる。
- ③協調発展：市内の歴史文化街区や歴史的建造物を含む歴史的環境の保護と都市開発に配慮し調和を図る。

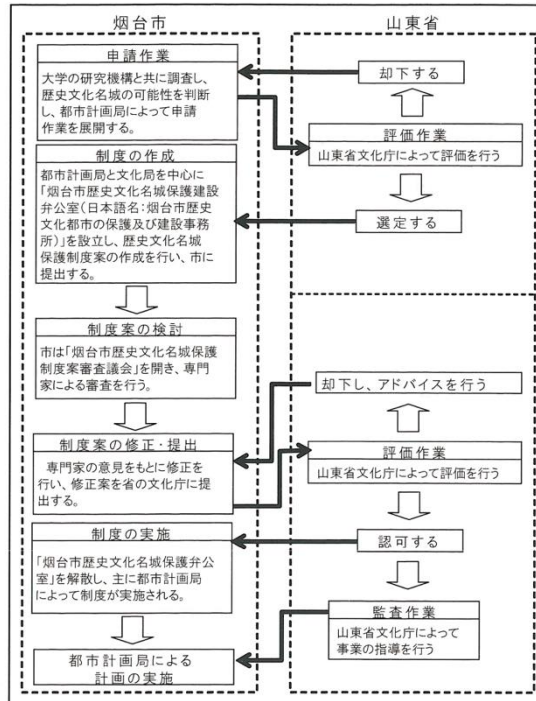


図 1-3 烟台市における歴史文化名城制度の成立過程

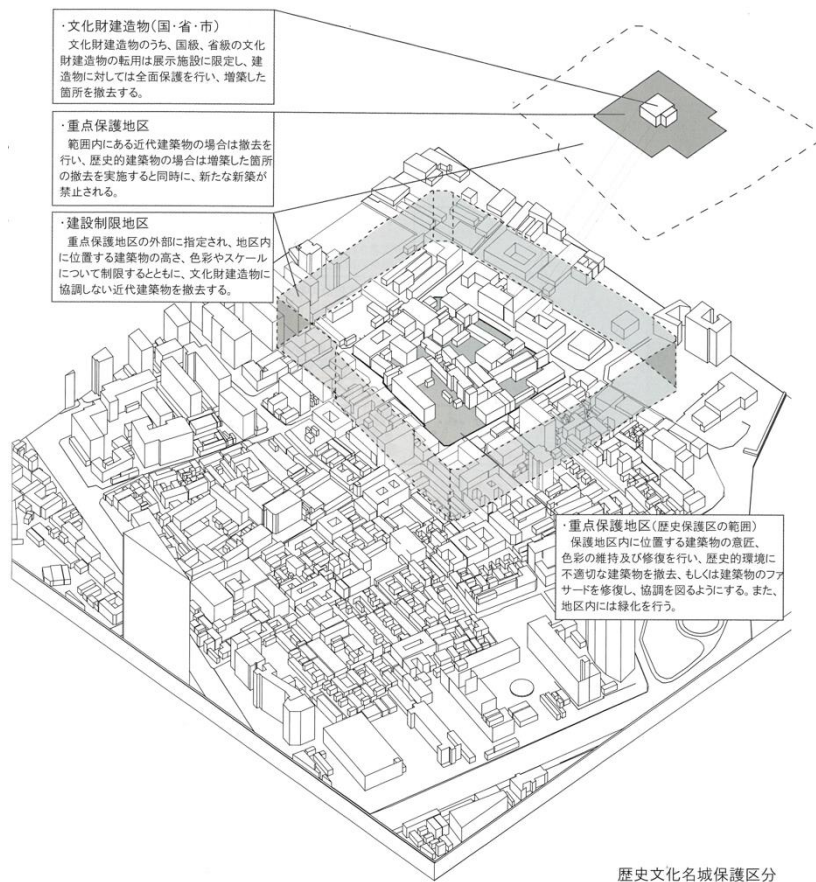


図 1-4 歴史文化名城の保護区分

## 1-2-6. 歴史的文化的都市環境の保護に関するまとめ

ここまで見てきた「1-2. 中国における歴史的文化的都市環境の保護」に係わる要点事項を以下にまとめ、本研究の調査研究の意義・課題を整理する。

- 1) 中国国内には諸外国との条約等の締結により開港された「開港都市」や「租界」であった都市があり現在全国に64ヶ所あり、内16ヶ所が海側にある。これらの都市には歴史的文化的に価値のある伝統的様式を持つ建築物やそれらによる街区が形成されてきている。また、全国には52ヶ所程の世界遺産・自然遺産等が多数存在している。これらは、1982年に制定された「中華人民共和国文物保護法（日本語名：中国文化財保護法）」を根拠法として、国級、省級、市級の3段階の等級による保護が行われている。
- 2) 各省や市では文物保護法に基づく独自の文化財保護のための文物保護条例や文物保護管理弁法（同：文化財保護管理方法）を制定してきている。歴史的環境や歴史的景観が地域的に形成されている都市を対象にして、1982年に「歴史文化名城制度」が制定され「面」的な保護が施行されている。1996年には「歴史文化街区制度」が策定され、2003年には「歴史文化名鎮名村制度」が策定された。
- 3) 現在134の自治体が歴史文化名城の指定を受けている。この歴史文化名城の保護制度は、都市の再開発を実施する場合、歴史的環境保護のための制度として運用されてきている。この制度の導入により都市計画に歴史的環境を保護するという意図を与え、都市環境の改善向上を図りつつ都市空間の近代化を図るという多様な要求を両立させる役割を担っている。
- 4) 各市では独自に「優秀歴史建築物」制度を設けることで、建築物が国や省及び市などの各等級に基づく保護制度には該当せずとも、歴史的、文化的、伝統的な観点から評価することで、優れた側面を持つ建築物として保護保存する取り組みが各々行われてきている。この制度は、従来までの文化財建築物の定義や内容とは異なり特に建築物だけを対象としており、広い範囲に歴史的文化的建築物を指定し保護できる制度である。また、従来まで保護された建築物は展示施設に限り転用できたが、この制度では保護修復の後、建築物を継続的に使用できるようにし、その活用や転用範囲の自由度を広げている。
- 5) 文化大革命時には城壁（万里の長城）の立地する土地を道路用地にしたり、水路の埋立てによって道路を造成することが全国の歴史的都市に起き、多くの明代前後に築かれた城壁、及び旧甬街地にある運河、水路は破壊を被り、歴史的都市の

景観及び都市形態の基盤となる物的環境が回復不可能な変容を被った。

- 6) 歴史文化街区を形成する建築物は建設当時の原型を維持しなければならない。そのため、歴史的建築物と構築物は再建され、模造され、改築されてはいけない。
- 7) 歴史文化街区と競合する建築物用地は街区の面積の 1/3 を下回る必要がある。
- 8) 歴史文化街区には一定規模の人口があるべきであり、伝統的な地方の生活様式と社会構造が残されるべきである。また、歴史文化街区は名城社会生活の有機的構成部分でなければならない。歴史文化街区は一定の一定の視覚領域に調和した視覚効果を形成するべきである。

以上の事項を踏まえることで、開港都市や租界を形成してきた都市を対象にしてそこに見られる歴史的文化的都市環境を形成する街区を形成する建築物と建築物が生み出す街区構成における保護施策の実態を認識することの重要性を理解すると共に、施策に示される地区住民の生活状況を捉えることの重要性を見出した。

加えて、街区や街路に係わる水路についても、時代的な背景を理解することにより破壊や埋め立てが行われてきたり、その実態も失われてきていることが分かる。さらに、世界遺産登録が増加傾向にある中で、国や省、市が行う保護施策としての取り組み方を捉えることの重要性を理解した。

一方、時代性を加味して従来までの保護施策の取り組み方に弾力的な運用や柔軟な取り扱いが含まれるようになり、今日的な方策の検討されてきていることが分かる。こうしたことを踏まえ、本研究では中国国内における歴史的文化的名城指定や世界遺産登録指定などの保護が進められてきている地区を対象にして、開発と保護の二律背反な状況を理解しながら、こうした都市環境の中で建築物、街区、水路、住民生活を対象にして現地踏査を実施することで実態を把握するが重要と考える。

### 1-3. 日本・中国における既往研究の動向

こうした中国における歴史的文化的価値を持つ都市環境を保護するため、各種の調査研究が進められており、歴史的建築物や歴史的都市に関する調査研究に関しては、日本においても日本建築学会や日本都市計画学会等を中心にして、関連した研究報告や論文報告等が数多く発表されてきている。

近年の中国を対象とした歴史的文化的側面を対象とした建築や都市及び環境並びに制度に関する研究論文の動向を見ると 1997 年頃から既に報告されはじめてきており、20 年間程の間に限って 2 学会を見ても 15 編程の調査研究報告が発表されてきている。加えて、本研究を構成する各章の研究において参考とした既往研究については第 7 章に参考文献としてまとめて掲載している。

歴史的文化的都市環境に関する研究の主なものを見ると 1997 年の葉華らの「中国における歴史的環境保全のための歴史文化名城保護制度に関する研究 - 名城保護制度の枠組みの整備過程の特徴と課題-」や、2008 年の銭威らの「北京における歴史的環境保全制度の変遷」、2013 年の馮旭らの「中国における「歴史文化名鎮名村」保護制度の展開とモデル計画事例に関する考察-1980 年以降の「面」的保護に着目して-」、及び 2016 年の魏らの「中国の歴史文化名村における歴史的建築物の観光利用の実態と問題点-韓城市党家村の四合院住宅の活用に着目して-」などを含めて日本建築学会計画系論文集には 10 編、都市計画学会論文集では 5 編などがある。また、他に藤森照信らの「全調査 東アジア近代の都市と建築」や大西國太郎らの「中国の歴史都市 これからの景観保護と町並みの再生へ」等の著書も数多くある。

中国国内歴史的文化的側面を対象とした建築や都市及び環境並びに制度に関する研究論文の動向を見ると 1980 年頃頃から既に報告されはじめてきており、中国建築学会や中国都市計画学会等を中心にして、関連した研究報告や論文報告等が数多く発表されてきている。

主なものを見ると 1996 年の王景慧の「歴史文化名城の保護内容及び方法」、や 2001 年の喬曉紅「歴史地区建築環境の再生と創新,上海太平橋地区新天地広場旧市街改築項目を記録する」、2004 年の周暢の「伝統歴史文化街区の保護及び持続的な発展」、2006 年の林林,阮儀三の「蘇州古城平江歴史街区の保護計画と実践」、2011 年の張松の「歴史文化名城保護制度創設再議」、及び 2016 年の鄧巍,何依,胡海艶の「新時代における歴史都市全体的な保護に関する探索」など 10 編程ある。



## (1) 日本における主な研究論文 (審査付き)

- 1) 葉華, 浅野聡, 戸沼幸市 : 中国における歴史的環境保全のための歴史文化名城保制度に関する研究, 日本建築学会計画系論文集 62 (494), pp.195-203, 1997.

概要 : 本研究は, 1949 年以降の歴史的環境保全システムの変遷を把握し歴史的  
文化都市保全システムの設立の背景と必要性を明らかにした. システム  
の枠組みを中心に, Ming Chen (歴史的な都市) の概念と名称の分析を  
行い, 保全計画の策定, 財政支援, 制度と都市計画制度との関係につい  
てその準備過程の特異性を明らかにし課題点を検討した.

- 2) 山村高淑 : 中国の歴史的市街地における居住形態と観光商業化の実態に関する調査  
分析麗江旧市街地の事例, 日本建築学会技術報告集 7(13), pp.191-  
194, 2001.

概要 : 本研究は, 麗江大研古城の社会的変容の過程を明らかにするため, 歴史  
的建造物の居住者とその利用に関する調査を行った. その結果, 観光開  
発のプロセス, 住民である少数派先住民族のナシ族が建てた歴史的建造  
物は 50%以上が観光産業に使用され, その内 36%は麗江以外の移住者  
であることが分かった.

- 3) 吳禾, 樋口忠彦, 岡崎篤行 : ハルビン市の旧市街地再整備事業における歴史的環境保  
護行政の役割, 日本建築学会計画系論文集 67 (552), pp. 223-230, 2002.

概要 : 本研究は, 1980 年代半ばから再生プロジェクトとして歴史的な環境を守  
るため歴史的環境保護行政がハルビン市に設立され伝統的な都市の再生  
が活発に行われてきたため, 歴史的環境保全の現状とハルビン市におけ  
る保全行政の発展過程と特徴を捉え, 歴史的環境を考慮した再生による  
伝統的都市空間の変化を分析し, 伝統的な都市再生プロジェクトにおけ  
る保全行政の有効性を見出している.

- 4) 陰劼, 鳴海邦碩, 澤木昌典 : 中国における歴史文化名城の類型化と保存課題に関する  
基礎的考察 : 中小規模の歴史文化名城を対象として, 日本建築学会計画  
系論文集 68(565), pp.255-261, 2003.

概要：本研究は、中国国内の 99 ヶ所の歴史文化都市を対象とし、これらの都市を 3 つのタイプに分類し、中小規模の歴史文化都市を主な対象として選択し、保全政策に関する地方自治体へのアンケートに基づいて、中国の中小規模の歴史文化都市の保全のための現在の課題を分析している。

- 5) 陰劼,鳴海邦碩,澤木昌典,岡絵理子：中国・大理古城における歴史的市街地の変容と保存施策に関する研究, 日本建築学会計画系論文集 69(583),pp.83-90,2004.

概要：本研究は、中国雲南省の古代都市・大理を対象として、歴史的市街地の変容と保全計画実行の初期段階における状況を把握し、その保存計画の内容を分析しその歴史的市街地の変化とその保全過程を明らかにしている。

- 6) 陳聡,金俊豪,三橋伸夫：中国広州市における騎楼街並み保護事業の成果と課題, 日本建築学会技術報告集 11(21), pp.277-282,2005.

概要：本研究は、広州地区を対象に歴史的環境のための保全システムの形成過程を把握し、広州地区の保全プロジェクトの現状を明らかにしている。

- 7) 周旭,池田孝之,小野尋子：中国・長沙市歴史地区の再開発事業における景観整備計画と行政誘導に関する研究, 日本建築学会計画系論文集 72(622),pp. 161-167,2007.

概要：本研究は、都市開発は当初プロジェクト計画、立ち退きと移転、建設の 3 段階であったが、1990 年代以降、開発は民間事業者により行われ、運用プロセス段階も 5 段階になり、プロジェクト計画、土地取得、立ち退き移転、建設、管理。2000 年以降は自治体での保護計画も加わり補償問題も必要となってきたことを捉えている。

- 8) 銭威,岡崎篤行：北京における歴史的環境保全制度の変遷並びに現在の構成, 日本建築学会計画系論文集 (627),pp.1007-1013,2008.

概要：本研究は、北京を対象として歴史的環境保全システムの形成過程を捉える上で現状を明らかにし、規制、計画、プロジェクトの形成過程を 5 期に

分け、各期間の特徴を把握し、歴史的な文化都市、保全地区、歴史的な遺物、歴史的な価値を持つ建築に関する保全システムの問題を分析している。

- 9) 新井理恵,久保妙子,大西國太郎：中国・北京旧城歴史文化保護区における現状と保存再生課題に関する調査研究, 都市計画論文集 433,pp.547-552,2008.

概要：本研究は、北京旧城歴史文化保護区の現状を分析し、景観の保存再生の方法について現在の解決策における課題を明らかにすることであり、2001年に歴史文化保護区の保護計画が策定されたが、それは部分的な修復ではなく四合院の建替えであり四合院の持つ特性が失われるなど多くの問題があった。

- 10) 馮旭,山崎寿一：中国における「歴史文化名鎮名村」保護制度の展開とモデル計画事例に関する考察, 日本建築学会計画系論文集 78 (684) ,pp. 373-382,2013.

概要：本研究では、中国の歴史的遺産の変遷に焦点をあて、1980年以降の保全計画と再編計画は、歴史的都市（1982年）と歴史的地区（1996年）、歴史的町と村（2003年）の都市保全システムによるものであり、山西省の3つのモデル保全計画事例を分析し3つの保全システムの具体的な保全アプローチを捉えた。

- 11) 李蒼,石川幹子：中国瀋陽市における公園緑地系統計画の展開に関する歴史的研究, 都市計画論文集 45 (3) ,pp.235-240,pp.2010.

概要：本研究では、公園緑地の歴史的意義を発掘し、社会的共通資本として次世代に継承していくために、1900年代初頭から1945年まで中国瀋陽市における公園緑地の計画思想と施策の展開を歴史的経緯の中から明らかにした。

- 12) 馮旭,山崎寿一：中国西南地方における歴史文化村鎮保護の展開と保護計画の特徴, 日本建築学会計画系論文集 78 (694) ,pp. 2513-2520,2013.

概要：本研究では、1980年以降の保護計画に焦点を当てモデル保全計画事例を分析し3つの保護システムの特定の保護アプローチを明らかにしている。

- 13) 魏小娥,加藤晃規：中国の歴史文化名村における歴史的建造物の観光利用の実態と問題点, 都市計画論文集 51 (1) ,pp. 70-78,2016.

概要：本研究では、中国の歴史文化名村の歴史的建造物の利活用に着目し、韓城市党家村を取り上げ、その保存計画における観光利用のあり方を考察したものである。観光利用は地域の活性化を促進するとともに、農村と都市との間においても交流の場を形成することが期待される一方、旧村の居住空間を縮小する施策による加速しつつある空き家問題への対応を捉えている。

- 14) 王揚,松本邦彦,澤木昌典：歴史的市街地における保全・活性化事業によるコンバージョン店舗の誘発に関する研究, 都市計画論文集 53 (3) ,pp. 784-791,2018.

概要：本研究は、天津・五大道歴史文化街区を対象として、コンバージョン店舗の誘発策が導入された歴史的市街地における持続可能な保全および活性化を目指す上での課題を捉えるため、自治体担当者へのヒアリングおよび店主へのアンケート調査をすることにより運用効果を把握した。地域の歴史的特性を踏まえた店舗出店の支援と規制を併用する方策の必要性が示唆された。

- 15) 馬茲辰,三宅諭：中国西安市古城區における歴史的環境保全に関する研究, 都市計画論文集 53 (3) , pp.690-696,2018.

概要：本研究では、雲南省の大理を対象として、歴史的市街地の変容と保全計画実行の初期段階における状況を把握し、その保全計画の内容を分析し、その歴史的市街地の変化とその保全過程を明らかにした。

## (2) 中国国内における主な参考文献及び研究報告

- 1) 王景慧：歴史文化名城の保護内容及び方法,都市計画(1),pp.15-17,1996.

概要：本研究は、中国における歴史文化名城の保護及び建設方面において、長足の進歩を遂げることを紹介し、現在の保護事業が臨んでいる突出した問題を提起しており、それと同時にこれらの問題に対して適合の解決内容及び方法も提起している。

- 2) 喬曉紅：歴史地区建築環境の再生と創新,上海太平橋地区新天地広場旧市街改築項目を記録する,建築学報(3),pp.12-15,2001.

概要：本研究は、新天地広場を例として、上海中心地区旧市街改築の設計を考える道筋と概念を論述し、既存の環境を損なわずに設計と創新をいかに行うことを説明して、項目全体の建造過程を紹介している。筆者によると、設計は全体的に概念の正確運用、技術の完璧的な協力、細部に対しての深い推敲三位一体の過程ということであり、人間の行動環境を尊重することは設計全体のテーマである。

- 3) 呂舟：新世紀に向かう中国文化遺産保護,建築学報(3),2001.

概要：本研究は、中国の文化遺産保護活動はすでに国際文化遺産保護運動全体の重要な構成部分となることを提示している。2000年、わが国は文化遺産保護分野においていくつかの重要な事例を示すことで、中国の文化遺産保護事業の新たな局面を迎えることになった。筆者は関係する国際文献及び発展動向を紹介している。

- 4) 周暢：伝統歴史文化街区の保護及び持続的な発展,建築学報(11),2004.

概要：本研究では、都市の建設と発展の過程の中で、人間が伝統歴史文化街区保護に対する認識の差異によって、問題の解決方法も異なっていることを明らかにしている。それと同時に、既存の主要な弊害をまとめて、保護と持続的な発展について分析している。

- 5) 王景慧：歴史文化遺産保護の政策及び計画,都市計画(10),2004.

概要：本研究は、海外歴史文化遺産の保護状況及び中国歴史文化遺産の保護歴史

を紹介している。わが国現行の法律、政策によると、歴史文化遺産の保護を文物保護機関を保護して、歴史文化街区を保護して、歴史文化名城を保護するという三つのレベルに分けることを提出している。このようなレベルに分ける保護方法は歴史文化保護事業長年以来の経験総括であって、保護と都市発展との矛盾を解決することの効果的な方法である。

- 6) 林林,阮儀三：蘇州古城平江歴史街区の保護計画と実践,都市計画(3),PP.45-51,2006.

概要：本研究は蘇州古城の平江歴史街区の保護計画と実践を例にして,新しい発展情勢の下で,歴史街区の保護計画を作成し,実施に新しい構想と方法を探求している。

- 7) 陳亮：歴史文化遺産の保護理念研究,福州三坊七巷保護計画を例に,計画師 24(8),PP.32-36,2008.

概要：本研究は歴史文化遺産保護理念を対象にして,福州三坊七巷保護計画を例にして,物質と非物質文化遺産保護の統一調和を重んじ,物質を非物質の担体として,非物質を物質の精神と内包表現とするべきであるという歴史文化遺産の保護理念を明らかにしている。

- 8) 張松：歴史文化名城保護制度創設再議,都市計画 35 (1),PP.46-53,2011.

概要：本研究はわが国の歴史文化名城制度の創設歴史を振り返って,国家と地方の歴史文化名城保護に関する法規制作状況を整理して,名城保護計画法規体系の足りない点を検討している。

- 9) 趙勇：中国の都市化過程における歴史文化名城保護の考え方,都市発展研究 20(5), PP.111-117,2013.

概要：本研究は新中国成立後の都市化過程における歴史文化名城保護の発展を振り返り,わが国の歴史文化名城保護情勢と重点問題を分析して,都市化過程における歴史文化名城を保護する必要性が明らかにしている。

- 10) 鄧巍,何依,胡海艷：新時代における歴史都市全体的な保護に関する探索,寧波を例に,都市計画学刊 (4),2016.

概要：本研究は寧波を例にして、歴史文化名城全体的な保護理念の発展を手がかりに、新時代における歴史都市保護の問題とジレンマに立脚して、名城保護が古城全体から構造関連、風貌連続から歴史が読める全体的な空間認識と理念への転換を提出している。

#### 1-4. 研究の目的

現在、中国では1985年の市場開放やWTO加盟以降の国内経済の飛躍的な成長に伴い、国民生活の高質化や生活環境改善に対する要求が高まりを見せており、各地の主要都市や地方都市においても都市環境の改善を目指して旧来の街区を再開発すると共にオープンスペースや緑地、景観を重点的に整備する動きが進んできている。

一方、日本では、1950年に「文化財保護法」制定されて以来、歴史的な建築物や景観などを重要文化財として指定し保護する取り組みが行われてきた。また、1993年には近代化遺産と呼ばれる新たな種別が設けられたことで、近代の土木遺産や構造物が国の文化財として指定されるようになった。こうした背景には、人々が歴史や文化の継承において建造物や構造物を保護・保存することが重要であるという意識や関心を持ち、これらの保護保存のための活動や運動を積極的に展開するようになったためと考えられる。しかし、指定された歴史的価値を有する建築物に対する保護対策の手立てが薄いため、歴史的価値を重視しない行政に対し、一般市民や住民らにより反対運動や要求運動が展開される状況も起きている。また、歴史的街並みや環境の面的保護については、風致地区や伝統的建造物群などが保護対象として扱われてきているが、広域的な保護のあり方およびそれに適応した都市計画上の保護制度や計画的な保護手法は依然として定着していない状況にある。このことは、都市計画の全体的な仕組みの中で、歴史的環境保護の理念的枠組みが形成されていないためと考えられる。

中国の場合、長い歴史を経る中で先述したように異国の文化を吸収同化することにより開港都市や租界などの特有の街並みを形成してきたが、それらが今日では歴史的・文化的な価値を帯びた都市環境として定着することで、都市の個性やアイデンティティ形成の役割を果たすようになり、国や地方政府では積極的にそれらを整備し都市景観形成を図りながら都市経営に生かすことを模索してきている。しかし、新たな都市機能を導入することは一方で従来までの住民生活を一変する危惧もある。大規模な再開発では、面的保護により、歴史的環境を広範囲に復元・保護する手法が導入されており、歴史的環境の周辺に大規模な建築が立地することを防ぐための広範囲な面積規制が行われ、そこに長らく居住してきた住民たちは立ち退きを迫られることになるなど、歴史的価値を持つ建築物や街区では問題や課題が起きている。

こうしたことの原因は、1950年代の土地改革に端を発した市街地への人口流入及び各地の都市で進められた経済開放都市としての指定が進む中で、都市周辺部や農村部からの大量の人口移動が起きたことに端を発している。市域に流入した人々は、元来



居住する場所が市域内にはないため、保護対象とされてきた住居や商店等の建築物を住居化することで占有化してきた。そのため、1軒に複数の家族世帯が住み込むことも多く、内部を生活実態に即した不法改造を施している場合が多く、原型を留めることなく増改築が図られる建築物が多い。特に商業利用されている場合は、街区全体が元来の姿を大きく変えてしまい、飲食店街や商店街を形成している場所もみられる。そのため、建築物の外観を構成する外壁が大幅に改造されていたり、外装材の色彩変更や看板を付けることが行われており、原型の様相をことごとく改変している状況がみられる。他方、農村部では世界遺産登録のためのインフラ整備が展開されるケースが多く、建物については増改築部分を原型に戻し、外装の色彩も元に戻すことが行われ、電柱の排除による電線の地下埋設や消火栓の設置が進められることで、集落景観を整備してきている。そのため、農村部では耕作地への灌漑用水を敷設することで上流部から水路を集落内に引き込み、水路を網の目状に各住戸に配し、それぞれの水路状に利水施設としての洗い場などを設けている。そして、集落内を隈なく廻った水は最終的に田畑に流下し灌漑用水として使われるようになっている。この時、集落内の利水施設では飲料水や野菜洗い、洗濯などに多様に水が使われている。また、水場は「井戸端会議」と揶揄されるように多くの住民が集まるコミュニケーションの場ともなっていた。しかしながら、水道普及により各家庭に水が巡ることにより、次第にコミュニケーションの機会がなくなる危惧があらわれている。

このような歴史的・文化的な価値を持つ建築物やそれらが形成する街路や街区の保護保存及び利水施設や水路とそこに築かれてきた住民生活との関係性については、これまでの諸中国国内において調査研究はなされてきていない。

そこで、歴史的文化名城の指定による市内の保護施策に基づく建築物保護や街区保護の現状の把握及び居住者の置かれている状況把握を行うことで、歴史的・文化的都市環境の保護における問題点や課題を捉えることとする。さらに、街区形成に係わる水空間としての利水施設や水路の空間特性を把握し合わせて、これらを利用する住民の意識行動を把握し、都市環境整備に伴う課題と問題点を捉える。

従来、歴史文化名城に関する研究では、国級の試作に関する経緯や建築物の取り扱いに関する視点がもたれていたが、本研究で等級の移行に伴う施策の実施状況を捉える。また、保護保存の施策が実施される経緯やその後の指定状況を捉える。さらに、こうした保護対象物件と係わってきた住民については従前は研究対象とはなっていないため、本研究では、特に住民の意識行動についても捉えることとした。

こうした状況を鑑み、都市開発と都市環境の保護に関して二律背反な状況を踏まえ、相互の共存を図ることが急務と考え、歴史的・文化的価値を持つ伝統的様式美を帯びた建築物やそれらが形成する街区の保護保存、街区形成に係わる水空間としての利水施設や空間の保護保存は、重要な課題であると認識するに至った。加えて、保護対象物のある都市環境を居住場所としてきた住民の意識を知ることも重要と考えている。尚、中国では「保護」の用語の中には保存と保全の両方の意味が含まれている。本研究では図 1-3 に示すフローに従い研究を進める。

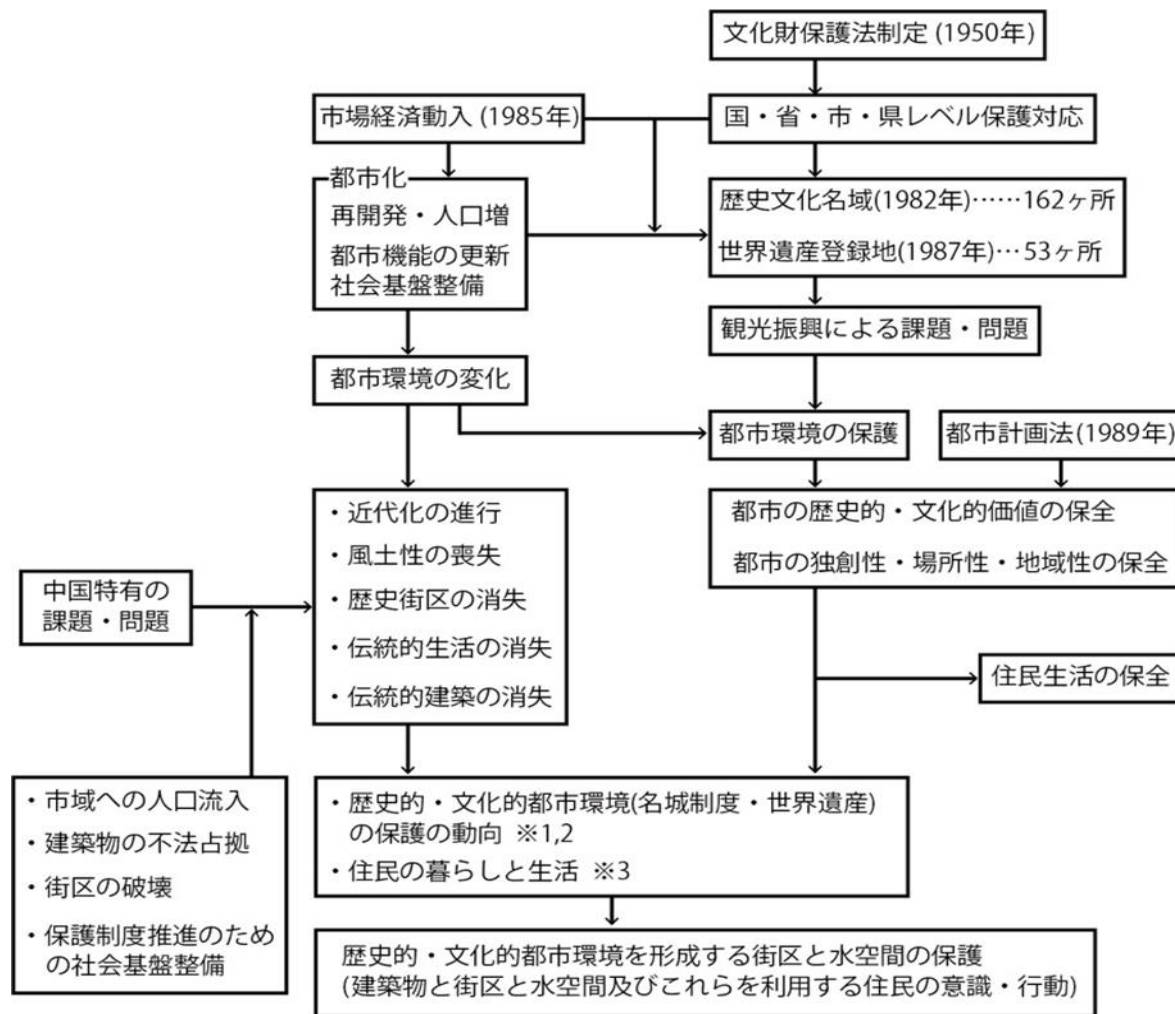


図 1-5 研究展開の流れ (フロー)

- \*1) 孫 旭光 他 1 名：中国の開港都市に見る歴史文化街区の保護に関する研究-山東省青島市のビール産業文化街区の現状-, 日本沿岸域学会, 沿岸域学会誌 VOL31 No2, pp. 99-102, 2018.9
- \*2) 孫 旭光 他 3 名：雲南省麗江・大研古城の住民生活と水利用に関する調査研究-三眼井に見られる水利用の変容その 1-, 日本建築学会, 日本建築学会計画系論文集 77 巻 672 号, pp. 359-367, 2012.2
- \*3) 孫 旭光 他 3 名：雲南省麗江・大研古城の住民生活と水利用に関する調査研究-古城の水路網と多様な水路空間その 2-, 日本建築学会, 日本建築学会計画系論文集 77 巻 675 号, pp. 1053-1060, 2012.5

具体的には、以下の三つの視点に基づき、中国国内における歴史的文化名城及び世界遺産に登録された都市や地区を対象に調査研究を展開することとした。

(1) 歴史的建築物の保護に関する研究（国級歴史文化名城）

2013年に国級の歴史文化名城に指定された山東省烟台市を対象に歴史的・文化的価値を持つ建築物に対する保護制度に着目し、その取り組み方法について現地踏査を踏まえて明らかにする。

(2) 歴史文化街区の保護に関する研究（国級歴史文化名城）

1994年に国級の歴史文化名城に指定された山東省青島市を対象に歴史的・文化的価値を持つ街区形成に対する保護制度に着目し、その取り組み方法について歴史文化街区を形成する青島ビール街を対象に現地踏査を踏まえて明らかにする。

(3) 歴史的文化的地域社会形成に寄与する水環境（世界文化遺産）

1997年に世界文化遺産に認定登録された雲南省麗江・大研古城を対象に都市景観を形成する水路網に着目し、水環境を形成する三眼井・水路網と住民生活のあり方を明らかにする。

### 1-5. 研究の考え方

本研究では、歴史文化名城や世界遺産の指定を受ける傑出した歴史的・文化的な都市環境を形成する要因として、そこに立地する建築物とその建築物が連なることで生み出される街区空間、さらにこうした街区につくられた水場としての三眼井やそこを流れる水路網、及びこうした地区を生活の場としてきた地区住民、を対象として調査分析を行う。

これらの3つの要因は、それぞれの係わり方により「建築物・街区と水環境」により各種の利水・親水空間を生み出し、「水環境と地区住民」により水の利用方法や様々な利用行為が生み出されてくる。さらに、「建築物・街区と地区住民」により地域社会が形成されてくる。そして、この3つの要因が重なることにより、その場を使う上での規約や習慣及び文化が生み出されてくると考える。

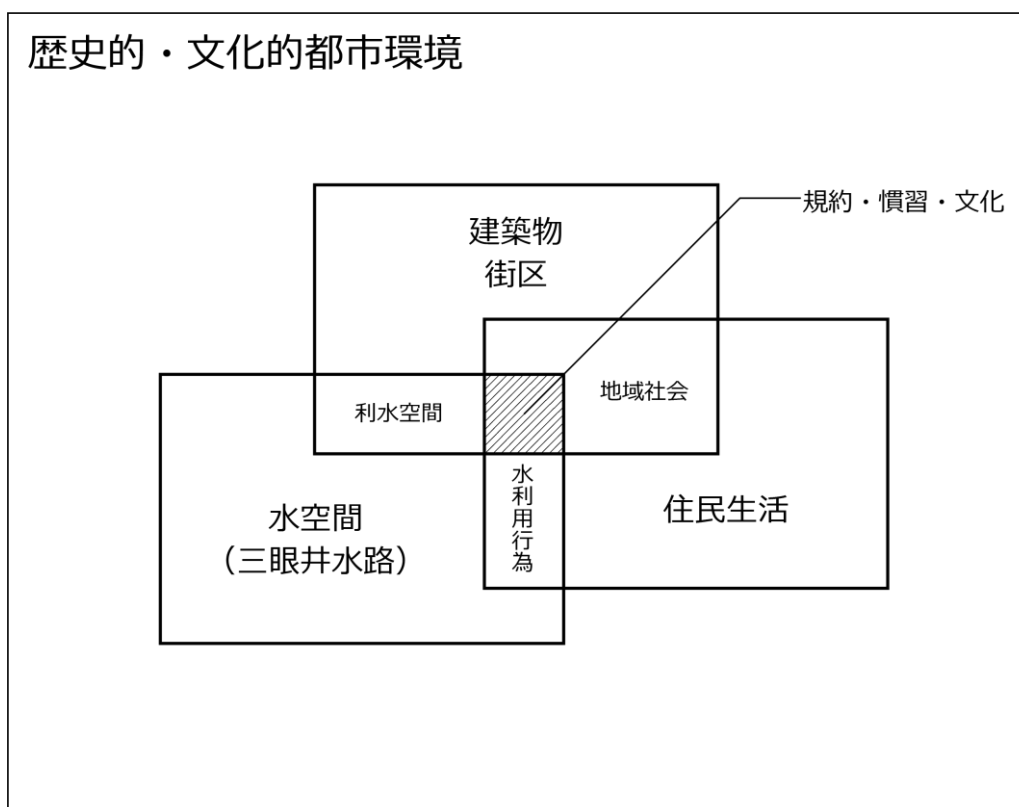


図1-6 研究の考え方

## 1-6. 本研究の調査対象地

### 1-6-1. 調査対象地の概要

#### (1) 山東省烟台市の概要

烟台市は、かつて「芝罘」と呼称されていた。「明」の時代には倭寇の防衛施設として市の中心にあたる海岸の小さな半島部の丘陵地に烟台台を設けたことから、ここが烟台山と呼ばれるようになり、現在の呼び名となった。この烟台山を中心に西側に西炮台、東側に東炮台が造られた。南側には外敵の侵入を防ぐ要壁を持つ所城があり、この4つの施設に囲まれた範囲に市街地が発生し、現在の烟台市が形成されてきた。アロー戦争後の天津条約(1858年)により港は諸外国に対して開港された。開港以降、西洋的文化の流入により、教会などの宗教建築や各国の領事館としての建築が造られ、商業施設や娯楽施設を構成する建築および学校や各種公共施設としての建築並びに各国の居住様式に基づく住居としての建築などが造られてきた。また、開港による市街地の発展は、港に隣接する烟台山には、アメリカ、日本、ドイツをはじめ7カ国の領事館が造られた。そこから東南方向に市街地が形成されていった。烟台山の麓には商業建築や公共建築が集積し、海岸街や朝陽街と呼ばれる商店街が形成された。また、東海岸地区には教会や学校建築の施設が集まり、駐在する外国人家族の住宅が建てられた。これらの住宅建築では海に向かってヴェランダを持つアスターハウス等と呼ばれる建築様式を取り入れたものが多く、海岸街の水際地区にはこの様式の建築が街区を形成してきた。こうした建物は今日も残されており、開港当時の様子を伺い知ることができる。しかし、1950年代の経済回復時期や第一次国民経済5カ年計画及びその後の国内状況の変動影響により、建物は分割利用や無秩序な利用がなされることで、老朽化や破壊が進み、歴史的価値を見いだされることなく住人の機能的要求を満たすだけの存在として使われてきていた。さらに、烟台市が1984年に経済開放都市として指定されると、周辺都市や農村部からの人口流入に拍車がかかり、都市空間の変容が急激に進み、多くの建物では占有者の使い勝手により改造されることで、その歴史的価値を喪失する建物が増加した。こうした状況の中で、烟台市の歴史的建造物の保護に対する取り組みは、1987年の「文化財建造物」の指定が開始されたことに始まり、1999年の「省級歴史文化名城」としての指定を受けることで「歴史文化名城保護制度」が設けられ、諸規定やガイドラインが立案されてきた。そして、2001年3月には烟台市独自の歴史的建造物に対する保護条例を策定し「烟台市優秀歴史建築物制度」を設けることで歴史的建造物及びその歴史的環境の保護に取り組むようになった。

## (2) 山東省青島市

中国山東省青島市は山東半島南部の膠州湾と黄海に面し、1985年の中国の市場経済導入により港湾都市として発展し、海洋産業の中心都市として成長してきた。2007年には海辺都市から海湾都市へとする構想が提起され、近年青島湾から浮山湾に至る水際地区で住宅街や海水浴場、マリーナなどの開発や再開発が進められてきている。

一方、中国では青島市など沿岸部の都市の多くは、かつて諸外国との間で不平等条約が結ばれ統治権が握られ租借地や租界、開港都市としての歴史的な経緯を経てきたが諸外国の文化の移入により形成された特有の都市空間や建築物が残されてきている。そして、こうした歴史的・文化的な都市空間や建築物がその価値を再評価されることで、今日では都市環境を形成する資源として見直されてきた。そのため、歴史的建築物等を如何に保護・保存するか、その取り組みが検討されている。

そうした中で1994年に国級歴史文化名城の指定を受けた青島市では、開港都市で且つ租界地であった歴史的経緯を経ることで、当時の建築物や街並みが残され、保護・保存されることで特有の都市空間や景観が継承されてきた。特にドイツ租借地時は鉄道・港湾・道路など社会基盤から各種建築物に至るまで本国同様の整備がされた。また、日本の租界時代を経ることなどで多様な歴史的・文化的な資源が市内には残されてきている。

そのため、歴史的・文化的な価値のある都市空間や建築物の保護・保存に対して、市や区の行政段階でも施策を推進している。しかし、市民側にはこうした取り組みは必ずしも浸透しておらず、保護対象の建築物の破壊・損壊状況も起きている。

青島市では今後の都市開発を進める上で、街づくりと共に歴史的・文化的資源の保護・保存と新規開発の共存を図り都市の魅力を維持する各種方策を検討しており実態調査が行われてきた。

## (3) 雲南省麗江市

中国の雲南省麗江市は、周囲を山岳と高原で囲まれた標高2,400m程の山間盆地(麗江盆地)の中に位置し、市の中央部分にある旧市街地は“大研古城”と呼ばれ、周辺の白沙古鎮、東河古鎮の2地区を含めた形で麗江古城地域として指定され、1997年にユネスコの世界文化遺産に認定登録された。

この古城地域は、94年に世界文化遺産への登録申請が決定した後、96年2月3日に発生した麗江地震(M7.0)により、大きな被害を受け、その復興を契機として大規模

な環境整備が実施された。この整備事業により、大研古城地区では歴史的で伝統的様式を持つ建築物の改修・修景が図られ、同時に町並み景観の整備のために阻害要因となる建物を撤去し、併せて下水道整備や電柱の地下埋設が行われてきた。こうした整備事業の実施により、南宋時代から少数民族の納西族により築き上げられた 800 年に及ぶ歴史的な様相を持つ大研古城の町並みの再生が図られた。また、世界文化遺産としての認定作業においては、伝統的な納西族文化の持続的保持と、①特徴的な地理環境、②歴史的な都市景観、③複数の文化に由来する建築様式、④現役の水路網が、文化遺産の価値評価の要因として取り上げられた。

また、大研古城の地区内には、麗江盆地を囲む 5,000m 級の玉龍雪山や周辺の山々からの雪解け水が、古城地区の北側 1.5km 程に位置する黒龍潭に流れ込んだ後、玉河を流下して流れ込んでいる。この流れは古城地区内へ入ると中川と呼称される自然河川となり、街区を流下しているが、元、明、清の各時代を通じて麗江地区を治めてきた納西族の土司(地方首領)と白族の土司が、それぞれ地区内に疎水を開削することで、地区内には 3 つの水路網とその支流が張り巡らされ、各水路の水辺には利水や親水に供される施設も配されている他、自噴井や井戸も随所に見られる。

こうした水路や自噴井などは、特徴的な水空間を形成したり、特異性のある水利用を見せる。そして、納西族の文化として地域社会の中には、水利用上の慣行が営々と継承され、地区の住民生活の中には水利用上の規約の伝承や伝統的規範意識が醸成され、それが今日まで受継がれてきている。

地域社会に密着して利用されてきた水路網や水系施設は、伝統的建築物や街路空間と相まって、地区内に特異な水景や水空間を持つ歴史的町並み景観を生み出しており、当地区を「水のまち」として演出し、今日では中国国内で屈指の観光地となっている。

## 1-6-2. 本研究の調査対象に関する研究動向

### (1) 歴史的建築物の保護に関する研究（山東省烟台市）

中国の歴史的建築物や歴史的都市に関する調査研究に関しては、関連した研究報告や論文公開等が数多く報告されてきており、歴史的環境の保護制度を捉える研究としては、葉華らによる「中国における歴史的環境保全のための歴史的文化的名城保護制度に関する研究 - 名城保護制度の枠組みの整備過程の特徴と課題-」や、娜日沙や浅野聡らによる「鎮江市や内蒙古呼和浩特市名城保護の現状」、呉楽らによる「上海市やハルピン市等の都市開発と歴史的景観の保護制度についての研究」、銭威らの「北京における歴史的環境保全制度の変遷」、馮旭らの「中国における「歴史文化名鎮名村」保護制度の展開とモデル計画事例に関する考察-1980年以降の「面」敵保護に着目して-」や、魏らの「中国の歴史文化名村における歴史的建築物の観光利用の実態と問題点-韓城市党家村の四合院住宅の利活用に着目して-」の研究が報告されてきている。これらの研究では、主に国レベルや市レベルを対象にした保護制度のあり方が考究されている。

こうした研究成果を踏まえ、本研究では中国国内の沿岸に立地する開港都市 16ヶ所の内一つとして、歴史的文化的な価値を持ち、国級歴史文化名城としての指定を受けた山東省の地級市である烟台市を取り上げ、歴史的建築物の保護と再生のための事業に対する取り組みについて捉えることも重要と考えるに至った。

### (2) 歴史文化街区の保護に関する研究（山東省青島市）

青島市の今日に至るまでの都市形成の背景となる租界時代の建築物に関する調査研究は、中国やドイツ及び日本でも報告されており、中国では徐飛鵬らの「中国近代建築総覧-青島」、宋遼威の「青島城市老建築」、Warnar,T の「German Architecture in Chaina」等の文献があり、日本では瀬戸の「青島をめぐるドイツと日本(1) - 膠州湾占拠から青島の建設まで-」や伊藤らによる「中国・青島旧市街の街区構成」「中国・青島旧市街に見られるドイツの都市構想」及び、江本らの「中国青島市における並木道空間の形成(1891-1945)」,藤森照信ら監修の「全調査 東アジア近代の都市と建築」などがある。

こうした既往研究の成果報告を踏まえて、青島市の歴史的・文化的な都市空間形成や建築物の立地及び街区形成の過程等の理解を図り、青島市内の保護・保存されてきた都市空間や建築物の現状や利用の状況を捉えることも重要と考えるに至った。



### (3・4) 歴史的文化的地域社会形成に寄与する水環境（雲南省麗江・大研古城）

麗江古城地域に関する調査研究は、日本建築学会や日本都市計画学会の各論文報告集で報告され、特に麗江古城地区の世界遺産登録後の観光地開発や建築・都市空間への影響に関して、その是非に対する研究が多数報告されている。その中で、建築分野の研究を見ると、山村高淑らは、世界遺産登録と観光地化が地域に与える課題や問題点及び建築や地域社会に対する影響について数多くの調査研究を展開してきており、麗江旧市街地における観光関連店舗の経営実態分析や観光地化の与える空間的・社会的インパクトの分析など一連の調査研究報告を行っている。また、河原洋子は、麗江古城を構成する地区の一つである白沙古鎮を取り上げて、世界文化遺産登録のための民家調査に対する調査不足を指摘し、集落空間の実測調査を実施し、その研究報告を行っている。さらに、藤木庸介らは、中国政府のエスニック観光整備推進における民家の外観意匠性のデータベース作成と観光化の影響について、茶馬古道沿いの民家を取り上げ、その意匠性に関する分析や、麗江旧市街地の伝統的民家を取り上げ、その使用実態から見た変容についての分析調査を報告している。このように多数の調査報告が行われてきているが、麗江大研古城地区の街区空間構成に不可欠な要素としての水環境については地区内の水系施設の一部に着目した研究報告がされているに過ぎない。

一方、建築や都市計画の分野以外で、麗江古城の水環境を扱った研究は、愛知大学国際中国学研究センターが行った COE プログラム(2005-2007)の成果報告の中で、朱安新が地域性の喪失に対して水環境の視点から考究した報告や、榎根勇らによる「次なる社会システムの構築」の検証場として、麗江古城における水環境を取り上げ、調査考究した環境論などが報告されてきている。世界文化遺産としての麗江古城地域に関する研究は、近年、盛んに行われてきていることがわかる。しかし、大研古城地区が世界文化遺産に認定された際、評価要因として掲げられた「現役の水路網」については、地区を特徴づける水路網や水系施設及びその水利用が重要な要因として評価されながらも、水環境の形成要因については、これまで調査研究はなされていないことがわかる。そのため、現状では麗江大研古城地区の地域形成過程における水環境の果たしてきた役割については捉えられていない。

## 1-7. 研究の方法

本研究は以下に示す4段階のステップに基づき進めて行く。

本稿では、研究内容と研究目的を根本的な出発点として、既往の文献、プロジェクトのテキストなどの資料を整理し、得られた資料と分析過程、結果を研究の中に適用しようと思う。都市環境歴史文化保護の領域における既存の理論方法と国内外の関連事例を深く分析し、研究に関する歴史と現状を理解する。経済学、地理学、社会学などの関連学科を通して、地理、歴史、行政、社会、経済、産業及びその他の基礎資料を収集整理し、分析することによって都市環境歴史文化保護に関する比較資料を手に入れる、現在の発展における既存問題を明らかにして、その後の研究に基礎を築く。

中国都市環境歴史文化保護過程を研究して、都市環境歴史文化環境の保護を分類し、都市環境歴史文化環境保護の現状を研究する。

既存のデータを整理した上で、詳細に分析し、研究内容と目的に応じて問題を提出してから、実地調査を行って、現状、保護、管理、運営などを調査する。実地調査の場所は中国山東省煙台市、青島市、雲南省麗江大研古城である。

現地調査を踏まえて、研究結果が提出する。

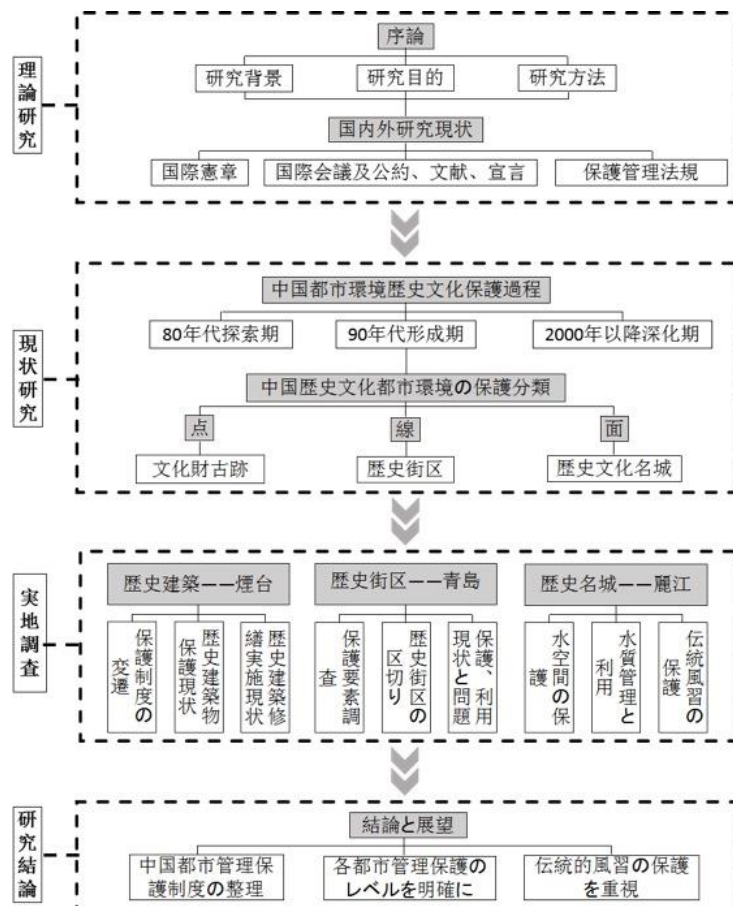


図 1-7 研究の進め方

## 1-8. 本論の構成

本論は全7章から構成しており、各章の概要は以下の通りである。

第1章は、「序論」として本研究の背景と主題に関連した既往研究等を整理している。近年、中国国内の各地では、1985年から進む経済活動の隆盛による都市化を要因とした人口集中や居住環境悪化の改善を図るための都市再開発による居住環境整備として、高層住宅開発や都市の機能更新に伴う社会基盤整備の展開の中で、中国各地で進む歴史的遺産や文化的遺産としての各種の遺構を活用するための歴史的文化的財の保護政策の動向を踏まえ、都市環境として整備することで都市の独自性や個性、地域性を形成する取り組みが進んでいることを示した。また、かつての開港都市や租界が残されてきた都市では国や省、市、県などの行政レベルに基づく保護政策が順次進められてきている状況を示すと共に、中国特有の都市再開発に伴う土地収用に関する住民対応における課題や問題も顕在化している状況を示している。ここでは歴史的文化的都市の保護のための政策としての歴史文化名城（都市）保護制度にみられる「文化財古跡」としての「建築」と、「歴史街区」としての「街区」、及び「歴史文化名城」としての「世界遺産」を対象として、それぞれ調査対象地を選定することを示した。

第2章から6章では、第1章で整理した調査対象地において第2章では街区を形成する「建築」を対象にし、第3章では「歴史街区」を対象とし、第4章では「水空間としての水場」、第5章では「水路」を対象として、現地調査結果に基づく分析結果と考察を述べる。

第2章では、山東省烟台市を対象にして、2013年に国級歴史文化名城として指定されることによる都市環境としての歴史的・文化的な街区形成と、その要因としての「建築物」の保護状況を現地調査することで、歴史的・文化的な都市環境の保護保存に関する課題と問題点の分析及び考察を行う。

第3章では、山東省青島市を対象として、1994年に国級歴史文化名城として指定されることによる施策状況を捉えると共に市や区の行政レベルにおける施策状況を捉え、各城指定による都市環境としての「ビール産業文化街区」の保護のあり方について現地調査を行うことで、歴史的・文化的な都市環境の保護保存に関する課題と問題点の分析及び考察を行う。

第4章では、雲南省麗江市大研古城地区を対象として、1994年に世界遺産登録されることで進められた歴史的・文化的な都市環境の保護施策による地域住民と水空間の関係性を捉える。また、現地踏査により、水空間を構成する利水空間としての「三眼

井」を実測調査及び定点観測による使い方（利用時間・利用方法）等から住民生活と水空間の関係性を捉え、課題と問題点の分析及び考察を行う。

第5章では、雲南省麗江市大研古城地区における水路を対象として、世界遺産登録後に進められた歴史的・文化的な都市環境の形成のための水路の状況を利用面・環境面・空間面から捉え、課題と問題点の分析及び考察を行う。

第6章では、結論として、第2章から第6章までの結果を要約し整理した後、考察を述べ総括としての結論を述べる。

## 第2章 開港都市における歴史的建築物の保護 に関する研究

山東省烟台市の烟台山地区と朝陽街地区を対象として

## 第2章 歴史的・文化的都市環境を形成する建築物の保護に関する調査分析 (山東烟台市の烟台山地区と朝陽街地区を対象として)

### 2-1. 研究の目的

図2-1に示す山東省烟台市は、開港都市としての歴史的な経緯を歩むことで、市内には写真2-1に示すように、今日も多くの歴史的建築物が残され、歴史的街並みや歴史的環境を形成してきた。そのため、市では開港都市としての歴史的な雰囲気を生かした都市空間の開発を大意図し、独自の制度により建築物の保護を行っている。

本研究では、2001年は建築物保護の状況を観察調査し、2002年には各種制度を踏まえ保護の状況を踏査した以後の保護事業の進展を捉えるため、烟台山地区を中心に歴史的建築物の保護管理について現地調査を行い、その後の状況を捉えることとした。

具体的には、①「烟台市历史文化名城保護制度」に基づく「保護計画」による市内の保護地区の進展状況を捉える。②烟台市優秀歴史建築物に指定された対象建築物に対する「烟台市優秀歴史建築修繕工程統一要求」に基づく保存・修復の進展状況を捉える。



図2-1 烟台市位置図



写真2-1 烟台市内写真

## 2-2. 調査の概要

本研究では、山東省烟台市における烟台山地区を中心として現地調査を実施する。尚、山東省烟台市の位置を図 2-1 に示し、調査対象地区の位置を図 2-2 に示す。

調査は現地において保護制度の状況について把握するため、

- ①烟台山地区と朝陽街及び海岸街地区の建築物を中心に調査する
- ②前回の調査時（2002 年）との比較評価による変化の把握を行う。
- ③烟台市规划局（計画部門）・烟台市文化局に対するヒアリング調査。

調査期間：2018 年 5 月 24 日～5 月 29 日。



図 2-2 烟台山位置図

### 2-3. 烟台市の歴史的概要

烟台市は山東省の東北部にある山東半島東部に位置し、渤海湾に面する人口 702 万人程（2014 年）の地級市（都市部と周辺の農村部を含む比較的大きな行政単位）で、東側は威海市、南側・西側は青島市に接する。海側には 63 の島嶼が点在し有人島は 15 島程ある。西側は渤海の最南部の萊州湾に面している。「明」の時代には倭寇の防衛施設として市の中心に位置する小さな半島部の丘陵地に烟台台が設けられたことから烟台山と呼ばれるようになり、現在の呼び名として定着した。行政区分としては 4 市轄区 7 県級市 1 県から構成され、市轄区（芝罘区・萊山区・福山区・牟平区）、県級市（竜口市・海陽市・蓬萊市・萊州市・萊陽市・招遠市・棲霞市）、県（長島県 島嶼部）となっている<sup>注 2)</sup>。この芝罘区・萊山区に位置する烟台山を中心に東側に東炮台、西側に西炮台が造られてきた。南側には外敵の侵入を防ぐ要壁を持つ所城が置かれ、この 4ヶ所に囲まれた範囲に市街地が発展してきた。1858 年の天津条約により港は諸外国に対して開港された。開港以降、西洋的文化の流入により、教会などの宗教建築や外国の領事館、官邸等の建築物が建てられ商業施設や娯楽施設及び各種公共施設としての建築物が建ち市街地が形成され領事館に勤務する外国人により各国の居住様式による住居等が建築されてきた。

開港された当時 17ヶ国が烟台市に領事館を設置したが、その内、港に隣接する烟台山地区には、日本、アメリカ、ドイツ等 7ヶ国の領事館と関連施設等の建築物が多数設置された。その後、この烟台山を中心にして東南方向に市街地が形成されて行き、麓の朝陽街や海岸路にも領事館や各国の関連する業務施設及び商社、船会社、銀行、両替商等の公共建築、商業・業務系の建築物が立ち並び、領事館の建つ烟台山から連続した一体的な街並み街区が形成されていた。（写真 2-2）

一方、東海岸地区にはフランス系の教会や寄宿舎付き学校等の施設が集まると共に、駐在する外国人家族の住宅を中心にホテル、クラブ等が建てられてきた。これらの住宅は海側にヴェランダを持つアスターハウスと呼ばれる建築様式を取り入れており、海岸街の水際地区にはこの様式の建築が集まり住宅街が形成されてきた。また、こうした外国人の居住区からは離れて、朝陽街地区と奇山所城地区よりもさらに西側の地区に中国人街が形成されてきた。

こうした開港当時に建てられた建築物やそれが生み出す街区は、今日、国、省、市による文化財建築物保護制度の各等級に基づき保護され管理されてきているが、一部の建築物や街区は居住者により大幅な増改築が施されることで、建築物の竣工当初の姿



とは大きく異なる様相を呈する外観や機能・用途への転用が図られてきていた。そのため、海岸路地区や朝陽街地区では、当初の頃の業務的な官庁街的地区の様相とは大きく異なる商店街や飲食店街等の様相を見せる庶民的な生活風景を見せる街並みへと変貌を強いられてきていた。



写真 2-2 煙台山・朝陽街

街区の変貌した背景には、烟台市が 1950 年代の土地改革や 1984 年の経済開放都市の指定を受けたことにより、都市周辺や農村部から市内への大量の人口流入が起き、それに起因して多くの建物が流入した人々により占拠され、一戸の建物に複数世帯が入居したり、分割利用されるなど無秩序な利用による改築や増築がなされてきた。そのため、今日、歴史的・文化的な環境や建築物のある地区の保護や建築物に対して市ではさまざまな保護制度や方策を実施することで、市内の歴史的・文化的な環境の維持と建築物の保護や街路空間の再整備等を図り、開港当時の都市環境を継承するための街づくりに取り組んできている。また、烟台市は 2002 年以降大規模な都市開発が推進され市街地を拡大すると共に、旧市街地を再開発することで、都市の近代化が進められてきた。

## 2-4. 烟台市の歴史的建築物の保護制度の展開

### 2-4-1. 烟台市の歴史文化名城保護制度の発展

烟台市では1999年に山東省による「省級歴史文化名城」に指定されることで、歴史的建築物が残る地区に対して歴史的環境も併せて保護するための保護計画が検討され、翌年保護地区が設けられた。この時に設定された保護地区を図2-3に示す。2002年当時、保護地区は烟台山地区、朝陽街地区、近代港口地区、所城地区、東海岸地区の5地区が指定された。そして、各地区では保護対象となる建築物を修復・保護すると共に歴史的環境も併せて保護するための事業計画が立案され4ヶ所の保護計画と1ヶ所の再開発計画が提示され内4ヶ所は名城保護制度により保護範囲が指定された。烟台山地区と朝陽街地区は重点保護地区（保護地区内の近代建築物は撤去。歴史的建築物の場合は増改築部分を撤去。新たな建築は禁止）として指定された。東海岸地区では一部が再開発地区に指定され、密集街区の建築物を解体撤去し跡地には32haの広場が計画され、地区内に残されてきた張祐ワイン工場（省級文化財建築物：ワイン博物館へ転用）とロシア領事館（市級文化財建築物：業務施設へ転用）は、各々周辺地区が重点保護地区に指定され周囲には建設制限地区（重点保護地区の外部に指定され、地区内に位置する建築物の高さ、色彩や規模を制限すると共に歴史的建築物に協調しない近代建築物は撤去する）が定められた。これらの保護計画では歴史的建築物の単体整備を含め、景観、道路等の地区全体を取り囲む環境の一体的整備と広場、歩行者専用道路、緑化の整備等も示された。

2013年7月28日に烟台市は国級の歴史文化名城として等級を挙げて公布を受けた。また、その時に示された保護地区を図2-4に示す。2002年の省級歴史文化名城指定の当時、烟台山地区と朝陽街地区は別々に重点保護地区に指定されていた。しかし、国級歴史文化名城に指定されたことを契機に一体的に地区指定がなされ、烟台山-朝陽街歴史文化街区と変更された。東海岸地区では、ワイン博物館を中心とした広仁路-十字街歴史文化街区（近現代優秀建築街区）と旧ロシア領事館を中心とした虹口路歴史文化街区（近現代優秀建築街区）の2ヶ所に地区が分割され、各々街区指定された。所城地区では奇山所城歴史文化街区として指定が行われており、2002年当時は所城に限定された指定であったが、周辺地区を含めた街区に変更された。また、宮家島歴史文化街区（民国時代の伝統的な民家街区）は、2002年当時は市級の歴史保存建築物としての軍事施設の烽火台に限られていたが、その後周辺地区に残された伝統的な民家を含めて地区指定がなされている。加えて、元の時代に玉皇廟として建てられ、

その後、毓璜頂と改名された毓璜頂公園を中心とした毓璜頂歴史文化風貌区と 1950 年に設立された中国人民解放軍海軍航空大学が海軍航院歴史文化風貌区として新たに 加えられている。こうした前回の 2002 年当時と 2013 年の状況を比較すると、歴史文化名城の指定が省級から国級へと等級が上げられることにより、歴史的建築物を中心として歴史文化街区中心保護範囲や歴史文化街区建設制限地帯が前回よりも広範囲に 設定されていることが分かる。2006 年に烟台市都市風貌計画管理暫定規定が施行され た。これにより「風貌区(歴史的文化的特徴を有する都市景観区)」が新たに 2ヶ所加え られていることも分かる。保護計画では建築物の保護と共に地区の歴史的・文化的な環 境保護についても取り組んでおり、烟台市が都市全体の歴史的環境の保護を進めてき ていることが分かる。

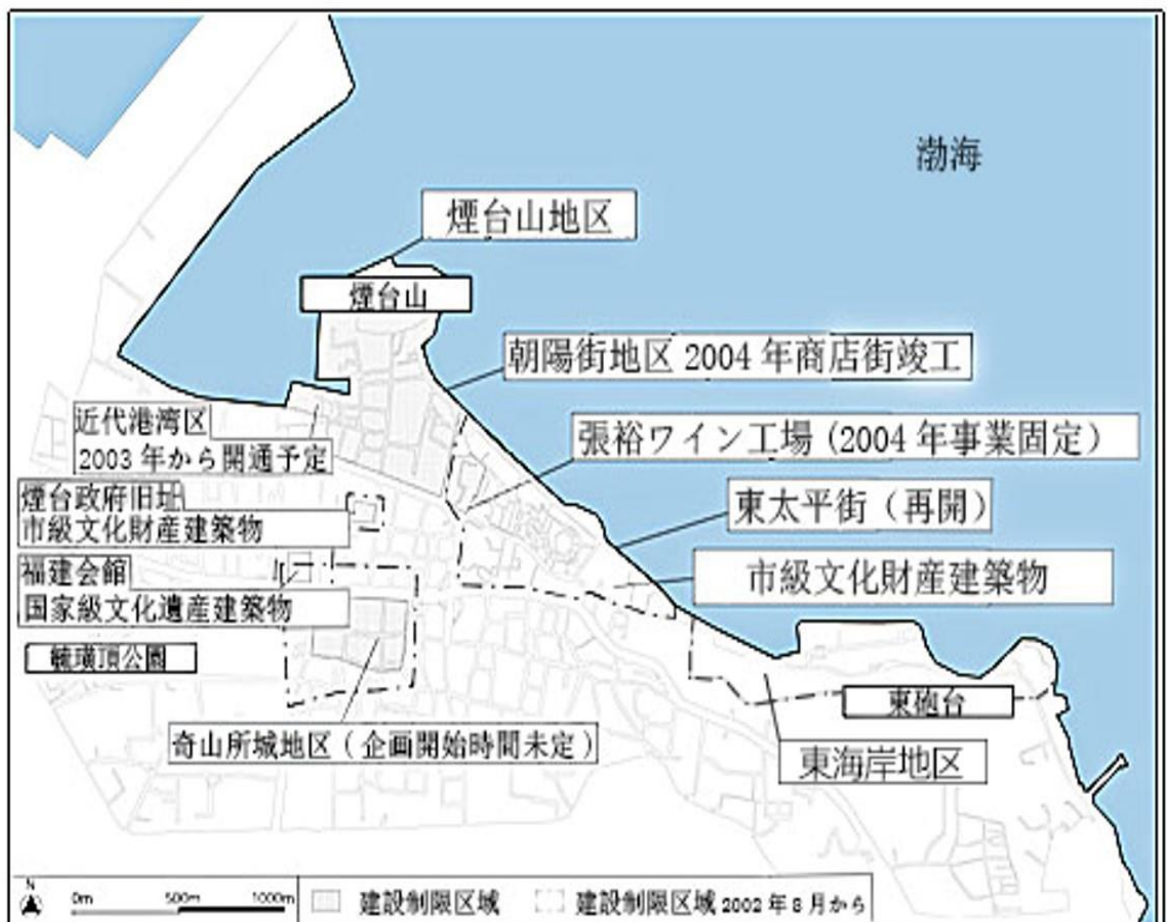


図 2-3 2002 年指定保護地区

## 2-4-2. 烟台市の歴史保存建築物と歴史保存対象建築物の状況

烟台市に現存する歴史的建築物（各等級の歴史保存建築物及び優秀歴史建築物としての歴史保存対象建築物を含む）の指定は、2002年時は、国級1軒、省級7軒、市級19軒、歴史保存対象建築物（各等級には該当しないが、歴史的文化的な価値があると認定された建築物は優秀歴史建築物として指定される）107軒で、全体では134軒あった。この中で国級と省級の歴史保存建築物は、文物保護法と山東省保護条例に基づいて「国、省級の歴史保存建築物は基本的には博物館として利用するか、保存あるいは観光用地として利用する」と規定されるため、烟台市内にある省級歴史保存建築物7軒は、全て展示施設として保護保存され一般公開されてきていた。また、市級歴史保存建築物は全体で19軒あるが、これら建築物は、元々は領事館や銀行、郵便局、学校等の公共建築物として建てられたものであり、前回調査時の用途では、商業3軒、居住4軒（兼用1軒含）、業務4軒、展示4軒、教育2軒、その他3軒の利用が見られ、住民らの日常生活に供されているものが多いことが分かる。一方、歴史保存対象建築物は全体で107軒あり、領事館、職員宿舎、別荘等の建築物として建てられたものであるが、用途不明も多数ある。調査時の用途は、商業47軒、住居34軒、業務13軒、展示2軒、教育4軒、その他7軒で、商業と住居利用が特出して多く、日常的利用に供されるものが多く、内19軒は住居と他用途との兼用であった。この内、2002年の調査時点では、烟台山地区には省級歴史保存建築物2軒、市級歴史保存建築物7軒、歴史保存対象建築物23軒の計32軒の建築物が立地し、海岸路地区には市級歴史保存建築物1軒、歴史保存対象建築物6軒の計7軒（他1軒は2002年時点で既に破壊）、朝陽街地区には省級歴史保存建築物1軒、市級歴史保存建築物1軒、歴史保存対象建築物34軒の計36軒が立地していた。2013年には、国級4軒、省級34軒、市級27軒、歴史保存対象建築物190軒で全体で255軒あり、指定建築物の増加が見られる。この内、省級歴史保存建築物34軒の元の用途は、住宅6軒、学校1軒、教会3軒、企業8軒、銀行3軒、領事館3軒、ホテル1軒、映画館1軒、税関1軒、軍関係2軒、その他5軒となっている。市級歴史保存建築物27軒の元の用途は、住宅が12軒、倉庫が3軒、教会が1軒、領事館1軒、企業1軒、飲食1軒、その他9軒となっている。こうした烟台市の歴史保存建築物と歴史保存対象建築物の状況を表2-1に示す。



図 2-4 2013 年指定保護地区

表 2-1 烟台市の歴史保存建築物と歴史保存対象建築物の状況

等級	時間		2002		2013	
	時間	等級	時間	等級	時間	等級
国級			1 軒		4軒	
省級			7 軒		34軒	住宅 6軒 学校 1軒 教会 3軒 企業 8軒 銀行 3軒 領事館 3軒 ホテル 1軒 映画館 1軒 税関 1軒 軍関係 2軒 その他 5軒
市級			19 軒	商業 3軒 居住 4軒（兼用1軒含） 業務 4軒 展示 4軒 教育 2軒 その他 3軒	27軒	住宅 12軒 倉庫 3軒 教会 1軒 企業 1軒 飲食 1軒 領事館 1軒 その他 9軒
歴史保存対象建築物			107 軒	商業 47軒 居住 34軒 業務 13軒 展示 2軒 教育 4軒 その他 7軒	190軒	
合計				134 軒		255軒

### 2-4-3. 烟台山-朝陽街歴史文化街区における歴史優秀建築物の状況

烟台市では2001年6月に独自の「烟台市優秀歴史建築物制度」を設置することで、該当する歴史保存対象建築物を顕彰する制度を設けてきた。そして、同年7月には「烟台市優秀歴史建築修繕工程統一要求」を設けることで、歴史保存対象建築物が修繕を要する状態に置かれている場合、その使用者に対して原型修復することを要求できる規定が設けられた。修繕要求は6項目が規定され、その項目内容に従い修復工事の勧告が行われるようになっていた<sup>注3)</sup>。

表2-2に示すように、2002年の調査当時は修復規定が施行された直後であり、烟台山地区と海岸路地区及び朝陽街地区に立地する各等級の歴史保存建築物や歴史保存対象建築物はそれぞれ未修復状態に置かれた建築物が多く存在した。今回の調査では、これらの修復状況の進展を捉えるため現地調査した。

烟台山地区は、2006年5月に煙台山に立地する建築物を含めて、国家文化遺産保護区に認定された。現在は煙台山公園として風景区を構成し重要文化遺産保護単位、国家4A級観光拠点に指定され管理されており、入場料50元が求められる。地区内には図2-5（一点鎖線上の部分）に示すように32軒の歴史的建築物が立地していたが、2002年調査の時は、その内11軒が未修復状態に置かれており、外部空間の外壁や門、窓が未修復で、増築部分が未改修であった。加えて、内部空間も床や壁、天井が未修復であり、これらに対して修復・改修の指摘が勧告されていた。こうしたことを踏まえ今回改めて現地調査を行うことで、7軒が修復を完了し、2軒が歴史保存対象建築物から除外され、2軒が修復中であることを確認した。

一方、海岸路地区は、2002年時は1軒が破壊された瓦礫が残された状態であり、残り7軒の建築物は図2-5(中央部分)に示すように全てで増築や改築が行われていた。併せて内部空間も床や壁、天井もほとんど改造され破損状態に置かれていた。また、建物の正面壁に付加された広告や看板類の撤去は半数程で行われ、代わっておき看板が用いられてきていた。

今回の現地調査では、図2-6に示すように海岸路の入口側の2軒で大規模な修復工事が実施されており、前回調査時は建物正面の開口部等が一部修復されていたが、今回調査時には2階建てを3階建てにする大幅な修復がなされていた。それ以外の市級歴史保存建築物を含めた建物は、現在は使われておらず閉鎖されており、増築部分は解体されて原型に戻されていたが、解体された瓦礫は撤去されずに放置状態に置かれ2002年当時のままで、3軒の土産物店も当時のままの状態営業が行われていた。

朝陽街地区では、2002年時の調査では図2-5（下の部分）の36軒は全て未修復状態に置かれ、破損改造箇所は壁や門、窓、室内と概ね建築物の外部・内部空間全体に及んでいた。特に建物正面の壁の材質や装飾、色の変更は図2-7に示すように25軒で行われていた。増築や改築は図2-8に示すように28軒で確認することができた。尚、朝陽街地区は20017年から地区一帯で保護事業を実施するために写真2-3に示すように地区住民の立退きを進めた後、地区への立ち入りを禁止し、撤去建物の解体工事を進めていた。地区戸数1400戸の内約8割の住民が立退きに同意し、金銭補償か代替住居を得ることで合意し転居した。

しかし、残る約300戸弱の住民は補償や代替住居を拒否し、朝陽街に居住することを主張して住み続けてきていたが、2018年に市との話し合いで合意が成立し、地区の整備終了後に再び当地区に戻り居住することを条件に一時的に転居した。

こうした建築物の修復事業は、烟台市规划局（都市計画局）が計画を進めるが、実施設計は烟台市城市规划科研中心（都市計画研究所）や建築設計院が行い、修復施工の工事は市政府に所属する施工会社があたる。また、歴史的建築物1軒の修復施工にかかる工事費用全体の内、烟台市による固定資産投資から半分が出資され、残り半分は使用权を持つ利用者(居住者)が出資することとなっている。

以上から今回の調査では、烟台山地区は2006年から地区全体が烟台山公園として市によって管理されており、そこに立地していた32軒中2軒が保護対象から外れ、4軒が未修復であり、残りの建築物は修復が進められ地区全体も公園として整備されて

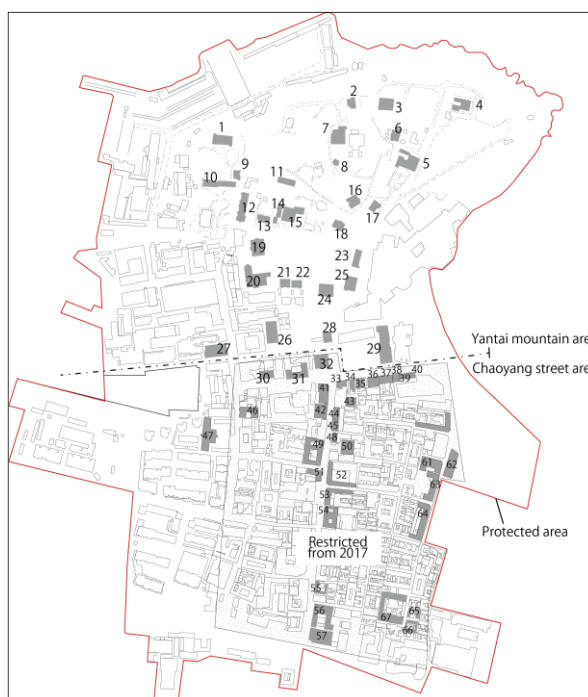


図2-5 烟台市朝陽街の調査範囲（数字は表に対応）





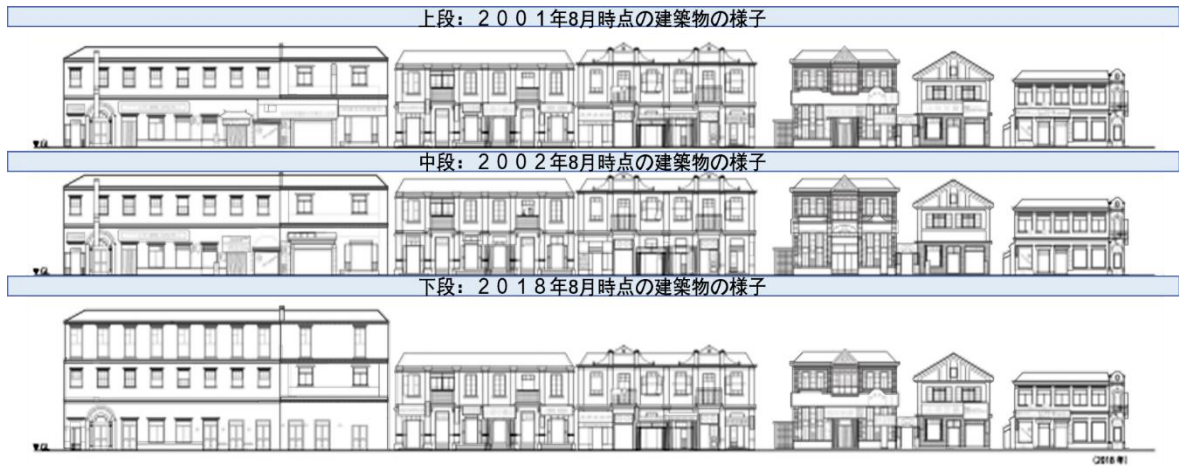


図 2-6 海岸街建築物修復効果図

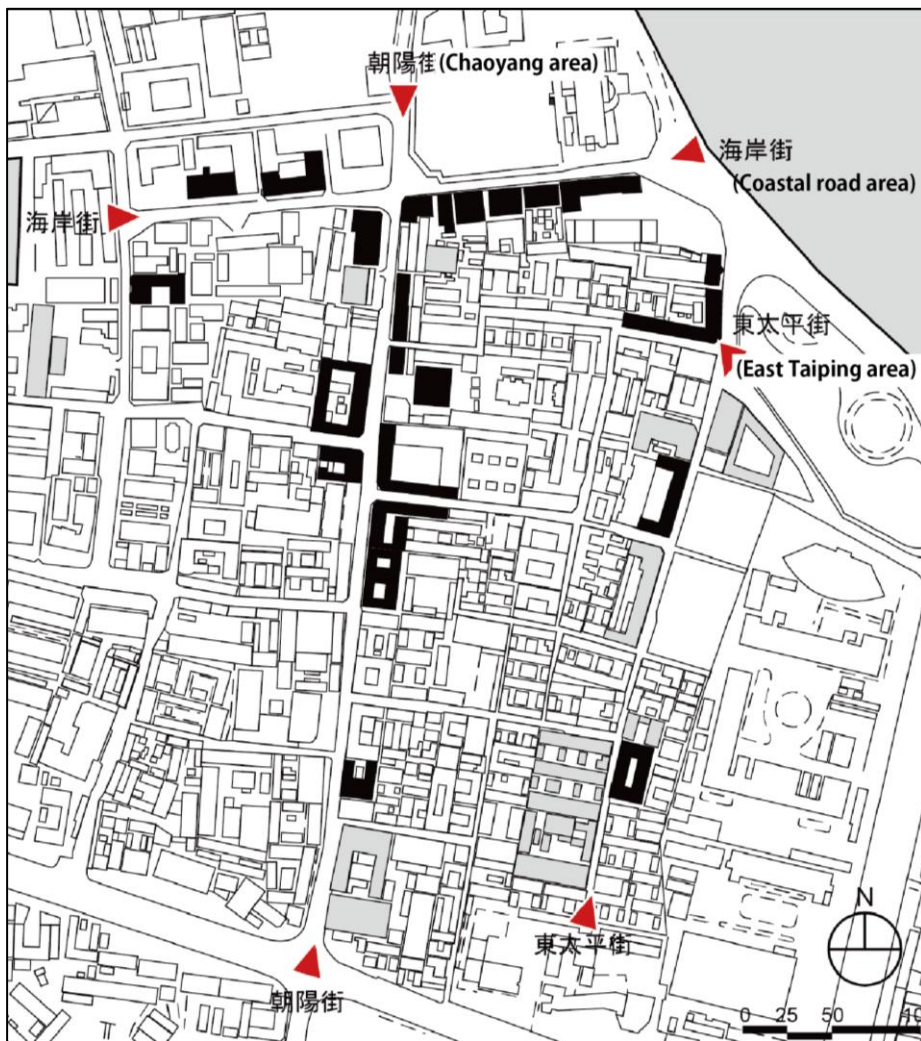


図 2-7 海岸街と朝陽街地区歴史的建築物分布図

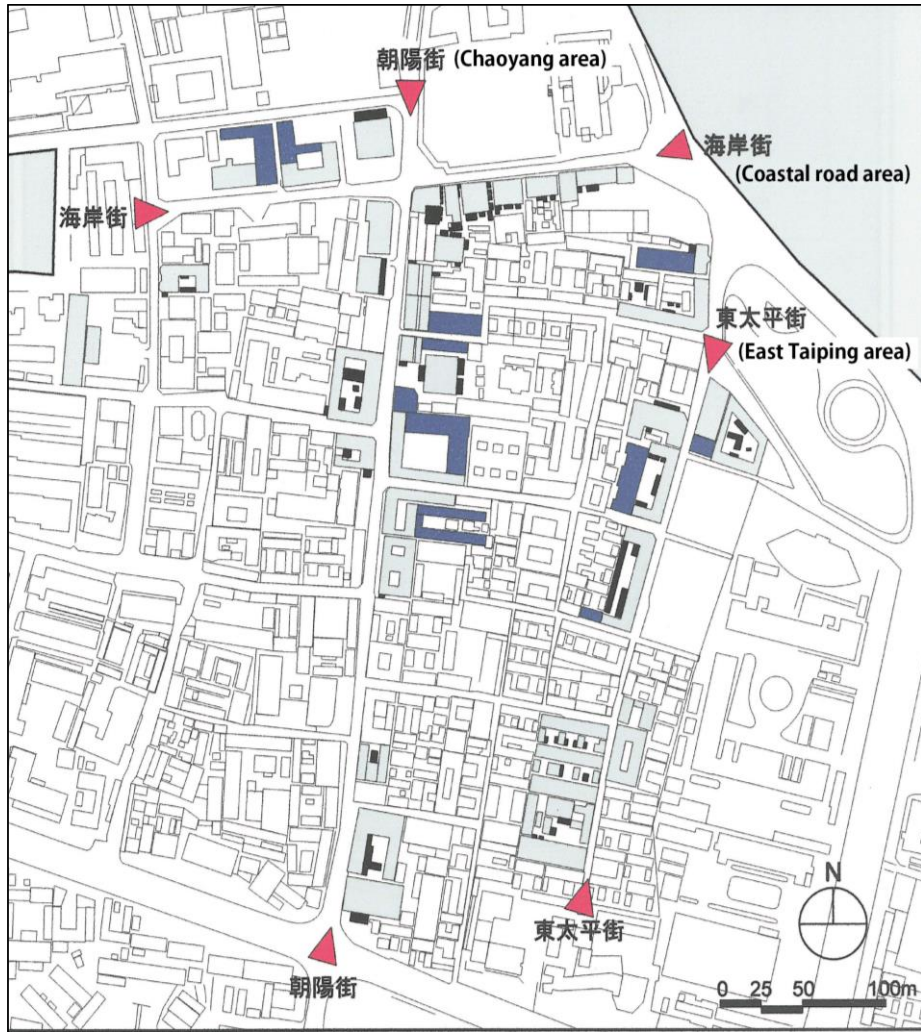


图 2-8 海岸街と朝陽街地区歴史的建築物増築状況



写真 2-3 海岸街建築物修復状況 (左：2002.8 右：2018.5)

いることが分かった。また、海岸路地区では7軒中2軒が大規模修復工事を行っていたが、他の建物は16年前の立退き明け渡し状態のまま、修復工事も未着手の状態であることが分かった。尚、写真2-4に示すように朝陽街地区は2017年より地区一帯の保護事業を推進するため、地区一帯への立ち入りを制限していた。



写真 2-4 朝陽街地区の制限の現場

## 2-5. まとめ

山東省烟台市の中心部に位置する烟台山地区と海岸路及び朝陽街地区を前回 2002 年の現地調査の結果を踏まえて、今回改めて歴史的建築物の保護保存の状況を調査した。その結果を以下にまとめる。

- ① 烟台市は、1999 年に省級歴史文化名城の指定を受けてきたが、2013 年には国級の歴史文化名城の公布を受けた。
- ② 2002 年当時、市内の 5 地区、烟台山地区、朝陽街地区、近代港口地区、所城地区、東海岸地区が重点保護地区に指定されていたが、国級歴史文化名城に指定されたことを契機に、2013 年に烟台山－朝陽街歴史文化街区と広仁路－十字街歴史文化街区及び虹口路歴史文化街区が街区指定され、新たに奇山所城歴史文化街区と宮家島歴史文化街区が保護地区に指定された。
- ③ 2006 年に烟台市都市風貌計画管理暫定規定が施行されたことで新たに風貌区として、毓璜頂歴史文化風貌区と海軍航院歴史文化風貌区の 2 地区が加えられた。
- ④ 烟台市における歴史的建築物の指定は、2002 年時は、国級 1 軒、省級 7 軒、市級 19 軒、歴史保存対象建築物 107 軒で、全体では 134 軒あったが、2013 年には、国級 4 軒、省級 34 軒、市級 27 軒、歴史保存対象建築物 190 軒で全体では 255 軒となり、指定建築物の増加が見られた。
- ⑤ 烟台山地区は、2006 年 5 月に国家文化遺産保護区に認定され、煙台山公園として風景区を構成し重要文化遺産保護単位、国家 4A 級観光拠点に指定されることで管理（入場料徴取）され、地区内の 32 軒の歴史的建築物は、前回年調査時では、その内 11 軒が未修復状態に置かれていたが、今回 7 軒が修復を完了し、2 軒が歴史保存対象建築物から除外され 2 軒が修復中であった。
- ⑥ 海岸路地区では 7 軒中 2 軒が大規模修復工事を行っており、他の建物は 16 年前の状態修復工事も未着手状態に置かれていた。また、朝陽街地区は 2017 年より地区一帯の保護事業推進のため、地区一帯への立ち入りを制限していた。

烟台市は、開港都市の特徴を生かした街づくりを推進するため、当時つくられた歴史的・文化的価値を持つ建築物を保護保存するための各種施策を実施することで、新たな保護対象の建築物の発掘なども進めてきている。しかし、保護保存の取り組みは一部では頓挫し、中断している地区も見られた。こうしたことから市当局では住民との話し合いを重ねることで理解を得つつ、時代の変化に対応しつつ、時間を掛けて事業を推進してきていることが分かった。

## 補注

注 1) 歴史文化名城保護制度では、保護区分を 2 重に設けている。文化財建造物に設けられる重点保護地区は、敷地を含めて敷地より 9m 以内の区域を重点保護地区とし、その周辺に建設制限地区を設ける。保護地区ではその地区の範囲全体を重点保護地区とし、外側にあたる街区一帯に建設制限地区を設けるとしている。

注 2) 中国における市と県の行政呼称は日本とは逆の関係にある。

注 3) 烟台市優秀歴史建築修繕工程統一要求の 6 項目は、屋根部分、壁部分、門・窓・ベランダ部分、扁額・広告版、室内部分、室外部分について規定している。実施に当たっては、建築物に後付けされたアンテナやシャッター、サッシなどの備品や窓枠、壁などの付加物を取り除き、増築された付帯部分を撤去し、破損したものは修復し、躯体を原型状態に戻す。修復工事において使用される材料などは全て竣工当時と同様なものを使用することと規定している。

### 第3章 歴史的・文化的都市環境を形成する歴史文化街区の 保護に関する調査分析

山東省青島市のビール産業文化街区のを対象として

### 第3章 歴史的・文化的都市環境を形成する歴史文化街区の保護に関する調査分析

#### 3-1. 研究の目的

青島市は図3-1に示す行政区域の中で、旧市街地図3-2(現在の市北区と南区辺り)が発展した。1994年に「国級歴史文化名城」に指定され、文化財として建築物の点的保護と周辺地区の面的保護が行われてきた。また、ドイツ租借地時代になされたビール製造の醸造工場が国の文化財に指定され、周辺街区も2006年に歴史文化街区に指定された。加えて、市北区でも街区整備が推進されている。

本研究では、このビール街区に着目して歴史文化街区の保護・保存と利用のあり方を考究することとし、具体的には以下の手順で進めた。①中国の開港都市の概況と青島市の状況を捉え、②青島市(7区5県級市)注4)の「青島歴史文化名城保護」の対象遺産の内「歴史文化街区」の指定を受けた18街区の現状(保護と利用状況)を捉え、③この歴史文化街区の中の「青島ビール(産業文化)街区」に焦点をあて、街区の保護・保存と利用の取り組みの現況を捉えることとした。

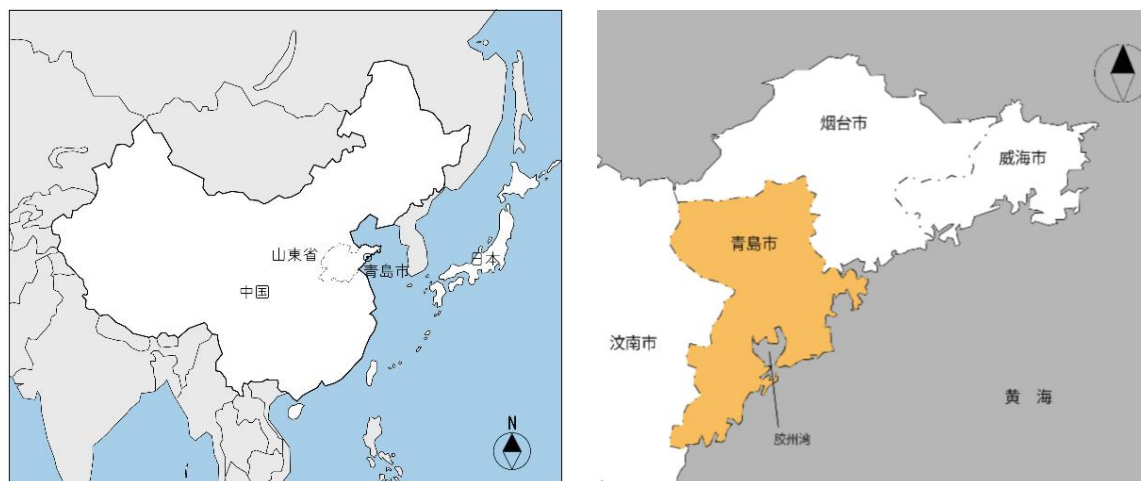


図3-1 青島市の位置

### 3-2. 研究の方法

研究方法は、参考文献資料の収集整理と現地踏査及び関係者への聞き取り調査（青島市都市計画局，青島市市北区特色街管理委員会，青島市市北区歴史文化記憶示苑片区管理委員会などの担当者）。

街区確認調査：2016年5月1日～5月10日。

聞き取り調査：2017年5月～10月断続的聞き取り

ビール街調査：2016年(春季4月,(夏季7月,秋季9月), 2017年(冬季1月)。

補足調査：2018年5月23日～5月27日



図 3-2 青島市歴史街区位置



### 3-3. 開港都市とその分布

中国は1661年からの約200年間、国を閉ざしていたが、1840年のイギリスとのアヘン戦争に敗れ1842年に南京条約を締結し、広州、福州、廈門、寧波、上海の各都市を外交拠点として「開港」した。その後、表3-1に示す不平等条約の締結により、多くの都市を開港して行き、それらの土地を欧米列強に「租界」として譲渡してきた。開港とは、条約港とも呼ばれ開港場を中心に治外法権の租界や外国人居留地が設定され、欧米列強の半植地的な支配の拠点とされてきた。反面、開港することにより近代文明が移入された一面もある。また、中国の開港都市は、海や河に面した地域の外に、国境沿いの内陸の都市にも多数開設されてきた。これはインドとミャンマーを植民地とするイギリスと、ベトナムとラオスを植民地とするフランスが、植民地から陸路を経由して中国との貿易を行うことを目的として、国境沿いの都市の「開港」を求めたためである。さらに、ロシアもシベリアからの陸路を経由し、中国との貿易を行うため、中国北部や東北地方での開港を求めた結果、国境沿いの内陸都市にも「開港都市」が開かれ、全体では64ヶ所ある。その内16ヶ所が海側にある。他にも列強に領土の使用権や管理権を一定期間貸し出した租界地や植民地となった香港や澳門などの「割譲都市」と呼ばれる都市がある。

青島市の場合は、1898年3月にドイツと清が独清条約を結ぶことで、膠州湾が99年間ドイツの租借地となり、翌年7月に開港された。その後、膠州湾の港湾整備が行われると共に、青島湾に面して100m格子状の街区整備がなされ、兵営、別荘、海浜地区が本国の街並みを模して整備された。1901年頃には青島天主協会会宅、德国海軍第二官大楼、徳華銀行、青島火車站などが建てられた。

表 3-1 締結条約と開港都市

締結国及び条約名称	締約日	開埠都市
中英《南京条約》	1842年8月29日	広州, 福州, 厦門, 寧波, 上海
中露《伊犁塔爾巴哈通商章程(規約)》	1851年8月6日	伊犁, 塔爾巴哈台(塔城市)
中英《天津条約》	1858年6月26日	牛庄(營口), 登州(煙台) 台湾(台南), 潮州, 剥州, 鎮江, 漢口, 九江
中仏《天津条約》	1858年6月27日	剥州, 潮州, 台湾(台南), 淡水(台北), 江寧(南京)
中英《北京条約》	1860年10月24日	天津, 大沽
中露《北京条約》	1860年11月24日	喀什諺爾(喀什), 庫戴(モンゴル共和国の烏蘭巴托), 張家口
中英《煙台条約》	1876年9月13日	宜昌, 蕪湖, 温州, 北海
中露《伊犁条約》	1881年2月24日	肅州(嘉峪関), 烏魯木齐, 哈密, 吐魯番, 科布多(モンゴル共和国の吉爾格朗関), 古城(奇台)
中仏《継続商務専条》	1887年6月26日	龍州, 蒙自
中英《新訂煙台条約続増専条》	1890年3月31日	重慶
中英《蔵印議訂附約》	1893年12月5日	亜東
中日《馬関条約》(下関条約)	1895年4月17日	沙市, 重慶, 蘇州, 杭州
中仏《継続商務専条附章》	1895年6月21日	思茅, 河口
中英《継続緬甸(ミャンマー)条約附款》	1897年2月4日	騰越, 梧州
中英《継続通商行船条約》	1902年9月5日	長沙, 万県, 安慶, 惠州, 江門
中米《通商行船続約》	1903年10月8日	奉天, 安東(丹東)
中日《通商行船続約》	1903年10月8日	長沙, 奉天
中日《東三省事宜正約》	1905年12月22日	鳳凰城(鳳城), 遼陽, 新民屯(新民), 鉄窓, 通江子(通江口), 法庫門(法庫), 長春, 吉林, ハルビン, 寧古塔(寧安), 三姓(伊蘭), 齊齊哈爾, 海拉爾, 茱璉(愛輝), 滿洲里
中英《続訂蔵印条約》	1906年4月27日	江徇, 諺大克, 亜東
中日《関門江中韓界務条款》	1909年9月4日	龍井, 局子街(延吉)

### 3-4. 青島市の歴史的経緯

青島市の市域は山東半島の南部に位置する膠州湾と黄海に面した地理・地形的条件に基づき、ドイツ海軍の寄港地としての軍港が建設されることにより市街地が発展し港湾都市が形成され、租借地としての社会基盤整備が進み都市空間が拡大発展した経緯がある。こうした歴史的経緯を扱った既往研究<sup>1)~6)</sup>の中から伊藤らの研究<sup>注5)</sup>を基にして時代の区分けを行うこととし、①清朝期(1891-1898)、②ドイツ期(1898-1914)、③日本期(1914-1922)、④中華民国期(1922-1938)、⑤第二次日本期(1938-1945)として、都市づくりがなされてきた経緯を整理することとした。

(1) 清朝期(1891 - 1898) : 清朝政府はそれまで寒村であった青島村に、海防のための衛門、兵營、砲台、棧橋など海軍の軍事施設を建設することで町が形成されるようになった。その後、1897年11月にドイツがこの地に派兵してきた。

(2) ドイツ期(1898 - 1914) : 1898年に清朝とドイツとの間で「膠州租借条約」が締結され、膠州湾は99年間ドイツの租借地となった。膠州湾には条約港として開港したドイツ東洋艦隊の軍港が建設され、この地を極東の本拠地とし、鉄道敷設権や鉱山採掘権などの事業優先権を得ることで勢力拡大が図られ、植民地化を進める「新都市の開発計画図」が公布され、外人居住区の青島区と中国人居住区の大鮑島地区が形成された。1901年頃には海岸沿いに銀行やホテルなどが集まる商業地区や競馬場及び海水浴場が立地する別荘区並びに街路樹や植林、上水道と下水道、病院や小学校、徳華大学などが開校された。1903年には租借地の産業振興策としてビール生産の技術移転がなされ、市街地から離れた東北部にビール醸造工場が建設された。1906年には大港(港湾)が開発され、埠頭区が建設され、青島市の都市としての基本的配置が決まった。

(3) 日本期(1914 - 1922) : 日本は第一次世界大戦でドイツに宣戦布告し、1914年11月に膠州湾のドイツ軍要塞を陥落させ占領下に置き、欧州人街区と新市街地の海湾、山、街路にそれまで名付けられていたドイツ語名称はすべて日本名に変えられた。人口の急増により市域の拡張が要され、市街地の拡張整備が進められた。港湾部では倉庫街の拡張がなされた。また、小港でも拡張工事がなされ、大港では二期の工事により埋立地が造成され、商業地区や鉄道倉庫が建設された。その後1922年に中国に返還された。

(4) 中華民国期(1922 - 1938) : 北洋(北京)政府時期(1922-1929)と南京政府時期(1929-1938)に分けられる。1922年に日本が膠州湾を中国側に返還すると北洋政府はここ

を中央政府直轄の特別行政区である膠澳商埠地と位置付けたが、都市の建設は進まなかった。1929年になり中華民国南京政府が青島特別市を設置し1930年に青島市と改称した。1935年1月、青島市を商工、住居、観光都市として位置づけた。計画人口は100万人で都市は北側に拡張され、市域内は行政、商業、工業、住居、港埠地域と園林地域に分けられた。

- (5)第二次日本期(1938 - 1945) : 1937年に日中戦争が勃発し、1938年に青島市は再び日本の占領地になった。1940年12月「青島特別市母市計画」が公布され、中国華北の水上と陸上交通の要衝となり工業や観光都市として位置づけられた。その後、米国西太平洋艦隊司令部が置かれたが、1949年に中国共産党政権の支配下に置かれた。1978年の改革開放政策により青島市は経済中心都市、沿海開放都市、計画単列都市の指定を受け1984年に黄島区が経済技術開発区となった。こうした歴史的な経緯を経る中で青島市では特有の地理地形や海岸地形が活用されることにより、市域は海とのつながりを持つ都市形成が図られるようになった。

### 3-5. 青島市の歴史文化名城の保護状況

青島市は 2009 年に歴史文化名城の保護と利用に関する全面的な実態調査を実施した<sup>注 3)</sup>。調査では図 3-3 に示す 11 指標の保護要素の状況確認がなされ、歴史文化町（日本名：街区）は図 3-4 に示す 18 ヶ所の調査が実施された。その結果、青島市の旧市街にあたる現在の市南区に 11 ヶ所（番号 1~11）と市北区に 7 ヶ所（12~18）の街区集積が見られた。市南区にある 10 ヶ所の歴史文化街区にはドイツ占領期の建築物と中国伝統の宗教建築物及びオリンピック施設と住宅があり、各々保護措置が図られていたが、1 ヶ所（番号 7）は 1920 年代の中国式住宅地区で保護対象建築物が増改築され、原型保存の状態にないことが分かった。

一方、市北区にある 7 ヶ所の歴史文化街区は、ドイツ占領期と日本占領期における建築物による街区に大別され、前者は毛奇兵營（番号 14, 省級保護単位）と青島ビール醸造工場（番号 16, 国級保護単位）があり、建築物は保護されていた。ただし、ビール街区は歴史性・文化性を偲ばせる状況ではなく、各店舗は欧州様式を模倣した装飾的な様相を見せる観光的な街区に変貌していた。後者の日本占領期の建築物は、街区（番号 12）に省級文物保護単位が 10 ヶ所と優秀歴史建築物が 3 ヶ所、街区（番号 15）には民国時代と日本占領期の住宅区の建築物が各々保護されていた。街区（番号 17,18）は各々中国伝統様式の建築物が保護されていた。また、街区（番号 13）には日本占領期の住居区が保護されていたが、建築物は既に取り壊され、跡地には高層住宅が建設され、街区の景観は大きく変貌していた。

尚、この調査結果に基づき国は 18 ヶ所の街区を 13 ヶ所に減らす措置を行った<sup>注 6)</sup>。表 3-2 に 13 街区の各等級別の保護建築物を示す。この中で優秀歴史建築物は各等級の保護指定とはならないが、歴史的な様式を持つ建築物として保護される。



図 3-3 青島歴史文化名城の保護要素系統図 (出典 注 4)



図 3-4 歴史文化街区の分布 (×印は 2010 年に解除された街区)

表 3-2 街区の保護・利用状況

	文物保護単位			優秀 歴史建築物
	国家 レベル	省 レベル	市 レベル	
八大関・汇泉角・太平角歴史文化町	1	—	1	4
魚山歴史文化町	—	1	4	36
八関山歴史文化町	3	1	5	40
観海山歴史文化町	7	—	2	25
信号山歴史文化町	3	1	2	77
観象山歴史文化町	2	—	2	5
中山路（安徽路）歴史文化町	6	11		16
四方路里院建築歴史文化町	—	1	—	9
オリンピック文化町	—	—	—	—
館陶路近現代建設群	—	10		3
黄台路近現代建設群	—	—	—	10
上海路・武定路里院歴史文化町	—	—	—	13
无棣路歴史文化町	—	—	—	4
統計	22	25	16	242

### 3-6. 青島ビール街区の状況

#### 3-6-1. 青島ビール醸造工場の保護状況

青島ビール街区を構成するビール醸造工場は、ドイツ租界時代の1903年に「日耳曼啤酒公司青島股份公司」として設立された。1914年に日本のビール会社を買収されることで、第二次世界大戦終結(1945年)まで経営権が持たれた。1945年に中国国民党政府に経営権が移り1947年には国営企業となり、1993年には民営化された。ビール街区はその後中国が市場経済を導入しWTO加盟による国内経済の急成長に合わせ、1985年頃から人々で賑わう街区となった。この頃は醸造工場に隣接する2、3の店舗でビール販売がされていたが、その後次第に登州路一带に店舗が開店するようになり、今日の街区が形成された。1991年から毎年8月に青島ビール祭りが開催されている。

一方、保護指定を受けたビール醸造工場は敷地内にある建築物が整備され、文化財保護建築物（後に付加された増築部分等は撤去され、竣工当時の壁面仕上げである煉瓦と部分的な漆喰仕上げの原型に戻す）として写真3-1に示すように整備された。文化財保護建築物の指定を受けて市北区登州路に面した醸造工場の敷地を含む周辺8.87haの地区は文物保護法に則り、図3-5に示すように文化財保護建築物を囲む新たな建築物の建設が禁止される

重点保護地区の設定と、その外周に建築物の高さ、色彩、規模を制限する建設制限地区が指定され、文化財建築物に協調しない近代建築物の建設が制限される面的保護の範囲が設定された。これを受けて青島ビールでは保護対象物の建築物の再整備が行われると共に、醸造工場の修景と工場内の一部改装による博物館（文化財建築物に指定されると、修復後に一部は展示観覧施設として公開する規定がある）としての整備がなされ、一般観覧者に開放され、展示通路+ビール製造ラインによる工業観光見本施設となった。その後、ビール醸造工場は2004年には中国初の工業観光見本地や国家4A級の観光拠点施設として認定された。





写真 3-1 青島ビール醸造工場内の保護対象建築物

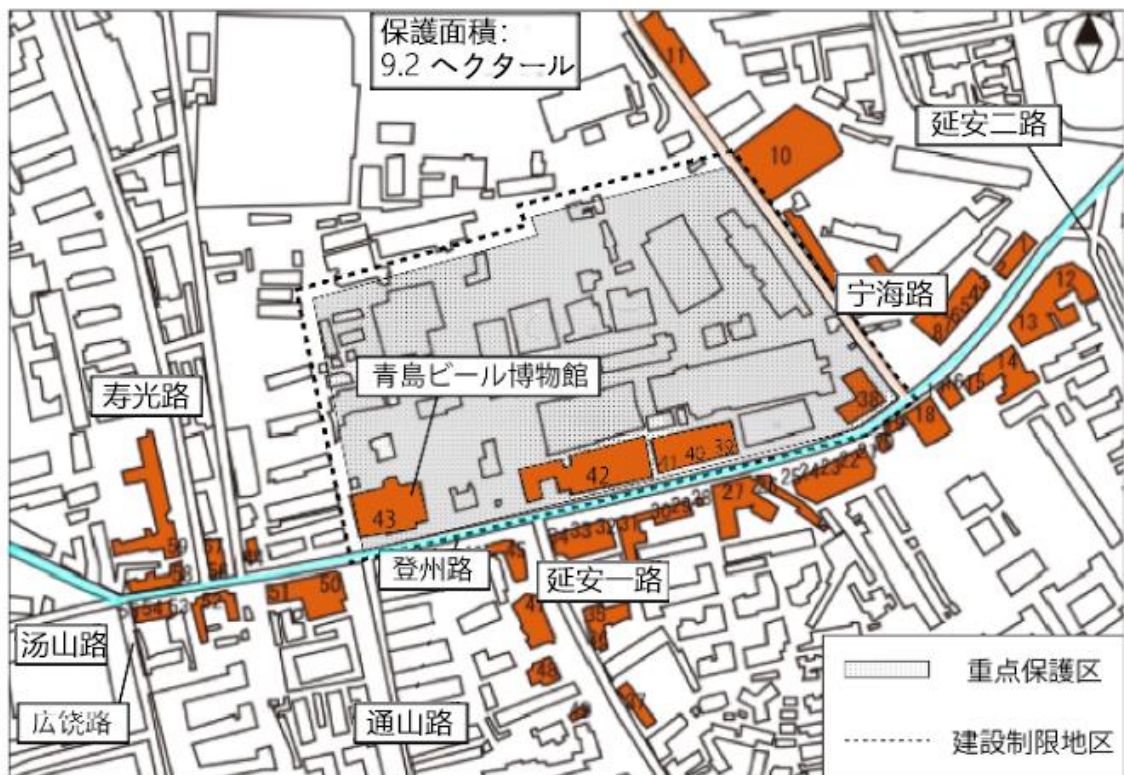


図 3-5 ビール街区（青島市市北区登州路）

### 3-6-2. ビール街区における各種取り組み

青島ビール街区に関する各種取り組みを時系列に見ると、2003年にビール醸造工場（6000 m<sup>2</sup>）が国級文化財保護対象物に認定され、2004年に市北区はビール街を形成する各店舗のファサード（正面）を欧州様式に修景すると共に歩道を拡幅し路面を石畳に変更するなど、街並み景観の整備が進められた。2005年には「市北区特色街管理委員会」が発足し、区内にある17ヶ所の特色街区の一つに選定した。下部組織として「ビール街管理委員会」が設けられ、従来の区の取り組みを引き継ぎ、登州路に面する建物の整備や歩道の改修及び道路の駐車帯の変更などが行われてきた。2006年には国級歴史文化名城の歴史文化街区に編入され「青島ビール産業文化街区」（文化名城指定時の呼称）として、登州路に位置する青島ビール醸造工場の敷地周辺街一帯を中心に、東側は延安二路、西側は広饒路までの約1,000mの範囲が指定を受けた。しかし、2010年には歴史文化街区からビール産業文化街区の指定は解除された。2017年には新たに「市北区歴史文化記憶示苑片区管理委員会」が発足し、区内にある保護対象物の95%程（第一次大戦当時の建築物や市級歴史文化街区6ヶ所など）を中心にした保護管理を進める取り組みが行われてきた。この中でビール街については、近年の住民や市民のビール街への来訪頻度の減少傾向を踏まえることで、今後の取り組み方向を「文化・旅行」に重点を置いた街づくりへと転換するための検討が図られてきた。具体的には青島ビール醸造工場の敷地の背後地に新たに街路を敷設し、写真3-2に示すような現在のビアホールに特出したビール街とは趣を変え、商業施設を併設した新たなビール街の計画が検討されている。



写真 3-2 ビール街区の各店舗の状況

### 3-6-3. ビール街の管理運営の状況

青島市品質技術監督局では、ビール街の範囲を図 3-5 に示す登州路、延安一路、広饶路及び宁海路、寿光路、通山路として定め、この範囲に立地する店舗による街区の環境維持を推進するため、2009 年 8 月に「ビール街の環境整備要求」11) を 11 月に「ビール街飲食サービス規範」12) を提示した。

前者はビール街の環境整備要求の定義、街並み、公共施設、環境衛生、公共秩序・監督管理について詳述している。この内、街並みに関しては、清潔さの維持、看板の外国語表記の正確さとビラ等の配布禁止、緑化や夜間照明は管理委員会の指示に従うことなど 4 項目を示し、公共施設は、街区に配されたベンチの清潔さの維持、公共トイレやゴミ箱の設置、日除けテントの支柱の設置、照明システムの完備、公共駐車場の整備など 5 項目が示され、環境衛生に関しては 9 項目掲げ、下水、汚水、汚物処理、大気・騒音・油煙（環境基準を遵守）、商品積卸後の清掃、門前三保（環境・緑化・秩序の維持）管理が示されている。公共秩序は 16 項目あり、店舗の屋内・屋外の使用は管理委員会の指示に従うとし、厳禁商品・ペット・騒音、賭博・物乞い・爆竹・騒乱の禁止、駐車場利用について規程している。監督管理は日常管理と警らに関して規程している。後者の「ビール街飲食サービス規範」に関しては、規範の定義、一般的要求、衛生・サービス施設・サービスの質の要求、クレーム処理と監督管理について詳述している。この内、一般的要求では、飲食業者の認可資格、領収書発行、各種標識の視認性確保、汚水排水やゴミの基準順守など 6 項目を示し、衛生に関しては、150 m<sup>2</sup>未満の小型店舗に対する衛生基準の順守、150 m<sup>2</sup>以上の店舗の衛生基準の順守を各々示している。サービス施設としては、店舗内部の清潔さ、通風採光の維持、店舗前の柵設置（管理委員会の指示遵守）、飲食の場所の清潔度維持や食器の破損防止、メニューの適正表示、ビール用グラスの国の計量法の順守を示し。サービスの質は従業員に関して 9 項目を示し、食品の質は 7 項目が示され、クレーム処理は対応方法や調停に関して 3 項目が示され、監督管理では経営者の姿勢に関して 2 項目が示されている。しかし、環境整備要求やサービス規範に示された規程の順守は極めて限定的な状況になっている。

### 3-6-4. 店舗前空間の利用

登州路に面する 32 棟の建物には 59 軒の店舗（ビアホール）があり，各店舗は前面の歩道空間を利用した営業行為がビール街管理委員会により許可されている．そのため，各店舗では季節ごとに移動式や仮設式の屋台を設置してパフォーマンスを伴う対面販売を行ってきている．この歩道空間の利用に際して各店舗では利用領域での恒久的な工作物の使用が禁止され，移動や撤去が可能なものとして，天空を覆うテント類（記号：T），床面のデッキ（記号：D），境界規定の柵（記号：F）の使用に限定され，そこに机・椅子が設置されるが，机・椅子を置くだけの利用も見られる．そのため，用いる要素の形態や配置において各店舗の趣向が表れている．この空間利用状況は表 3-3 に示すように季節的な差異が見られる．尚，歩道空間の利用に関しては事前に設置物の審査があるが，歩道に 1.0m 以上の歩行者通過のための空間確保が求められる．

一方，ビールの消費は季節的な影響による変動が大きいいため，各店舗による歩道空間の利用はこの季節変動に対応したものとなっている．そのため，ビール消費が最も減少する冬季 1 月は歩道空間の利用は少なく，春季 4 月頃になるとテント+デッキ型，机・椅子型の利用が見られるようになり，夏季 7 月頃には利用客の増加に合わせた空間利用が増え，歩道部分（1m 確保）にまで張り出した利用が秋季 9 月頃まで続くため，規制順守が強化されてきている．

表 3-3 各店舗前の空間の利用状況

	1月（冬季）	4月（春季）	7月（夏季）9月（秋季）
T	11	0	0
T+D	6	32	38
T+D+F	0	5	11
T+F	5	0	0
D	0	8	5
-	37	14	5
合計	59	59	59

凡例 T：テント D：デッキ F：フェンス

### 3-7. まとめ

青島ビール街区は、歴史文化街区としての産業文化街区の指定が 2010 年に解除された。しかし、青島ビール醸造工場は文化財保護建築物としての単体（修復）保護と面的な保護は行われてきており、観光拠点として整備され来訪客が多数訪れている。また、市北区による特色街区としての街づくりへの取り組みは進められ、街区を構成する建物の欧州風のファサードへの修景対応などが希求されているが、各店舗は異なる様相を表出する状況となっている。一方、青島市の品質技術監督局による街区の環境維持要求や飲食サービス規範においては、各々きめ細かな規程が設けられ、各店舗の営業面に対して、その対応を求めているが、概して「街並みの清潔さ」や「店舗内部の清潔さ」など環境維持やサービス面において、それぞれ「清潔さ」を積極的に希求していることが分かる。こうしたことから行政側では、ビール街の環境衛生面の向上を図ることで、街区のイメージアップを図ることに腐心していることが理解できる。

## 補注

注 1) 2007 年に構築された戦略的構想「膠州湾を保護し膠州湾を回って発展する」に示された思考.

注 2) 1982 年に文物保護法が制定され, 都市の歴史的環境を全体的に保護する面的保護と歴史的建築物を含めた周辺環境を保護する制度.

注 3) 青島市歴史文化名城保護要素普調査, 2009.

注 4) 調査時期の 2016 年時点では, 青島市は 7 区 (市南区, 市北区, 四方区, 李滄区, 嶗山区, 城陽区, 黄島区) 及び 5 県級市 (即墨市, 膠州市, 膠南市, 萊西市, 平度市) で構成されていたが, 2017 年 9 月からは 7 区 (市南区, 市北区, 黄島区, 嶗山区, 李滄区, 城陽区, 即墨区) 及び 3 県級市 (膠州市, 平度市, 萊西市) に変更. 尚, 中国における市と県の行政呼称は日本とは逆の関係にある.

注 5) 伊藤庸一らによる参考文献 2) 3) に基づき時代の区分分けを行った.

注 6) 青島市都市計画局の担当者に対して 2018 年 5 月 24 日ヒアリング調査を行った結果

## 第4章 歴史的・文化的都市環境を形成する水空間（三眼井） の利用に関する調査分析

（雲南省麗江大研古城の三眼井と住民の水利用）

## 第4章 歴史的・文化的都市環境を形成する水空間(三眼井)の利用に関する調査分析

### 4-1. 研究の目的

本研究では、写真4-1に示す雲南省麗江市の大研古城地区を流下する河川や疎水及び自噴井などの水空間を対象として、街区の空間構成や伝統的な地域社会の形成に果たした水や水空間の役割を捉えると共に、住民の水利用における慣行・意識について考究することとした。

ここでは、地区内にある自噴井の「三眼井」に着目し、その空間構成や、今日の住民生活や地域社会が内的・外的な環境圧により変化を余儀なくされている中で、三眼井の水利用の面で継承されている慣行や規約遵守など、利用面における意識・行為や習慣・管理のあり方を捉えると共に、その変容について捉えることを目的とした。



写真4-1 麗江の全景



## 4-2. 調査の概要

本調査研究では、図 4-1 及び写真 4-1 に示す麗江古城区内の大研古城地区を対象地とする。地区内の水環境を形成する 1 河川と 2 疎水の水路網や自噴井及び井戸などの水系施設に関する歴史的、環境的な概要を捉え、次いで、自噴井の水空間構成と、そこに見られる人々の水利用形態及び利用に伴う習慣や管理について把握する。調査概要と調査対象地の概要を表 4-1 に示す。

大研古城地区においては、地区内に点在する自噴井や井戸のすべてを実測調査と写真記録し、利用者の観察調査を行った。その後、調査対象として特定した自噴井(光碧巷三眼井)において、利用者の行動・行為について定点観測を終日(午前 6 時から午後 7 時まで)実施し、合わせて写真記録調査と聞き取り調査を自噴井の利用者を対象にして実施した。また、行政機関の世界文化遺産麗江古城保護管理局の関係者(局長及び課長)や麗江文化研究所の関係者(地域の歴史研究者)に対して聞き取り調査を行い、併せて文献資料などを収集した。その他、現場の管理者や清掃員についても聞き取り調査を実施した。

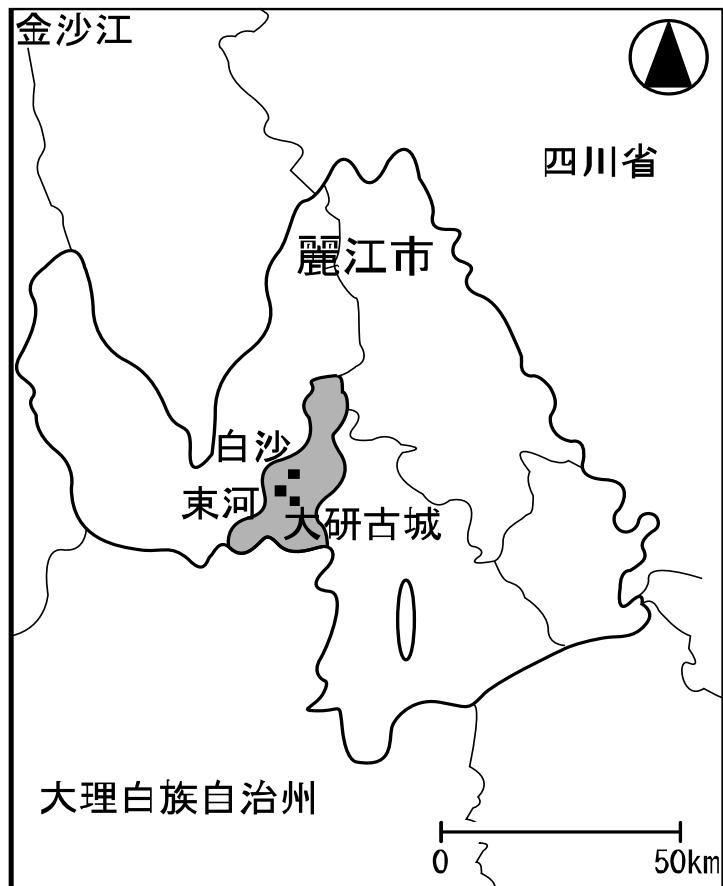


図 4-1 麗江古城区

表 4-1 調査概要と調査対象地の概要

調査項目	調査概要	
調査期間	2011年3月15日～21日	
調査対象地	中国雲南省麗江市古城區（大研古城）	
調査方法	実測，定点観測，写真記録，ヒアリング	
調査内容	実測	（三眼井7ヶ所，井戸2ヶ所，水路）
	定点観察 写真記録	光碧巷三眼井（3月19日6：00～19：00）
	ヒアリング	世界文化遺産麗江古城保護局の局長及び課長 麗江文化研究所の関係者（地域の歴史研究者） 三眼井の利用者（納西族住民）
大研古城の人口	2000年で麗江市人口は110万人、内、納西族23.4万人、麗江古城區の人口は3万5千人で納西族は1万人以下。	
産業構成	麗江古城區は「茶馬古道」「南方シルクロード」の拠点として、商業集散地と手工業（工芸品）で栄えてきたが、世界遺産登録後、観光業（物販・飲食・宿泊）が92%（2004）を占める。	
地理・地形的特徴	麗江古城區のある麗江盆地は、チベット高原の南の標高2400mの高地に位置し比較的乾燥した土地であるが、地質的には複数の断層が交差する地下水に恵まれた場所である。また、古城地區の地形は黒龍潭から流れる玉河に続く中河により浸食された浅い溪谷により構成されている。	
納西族の生活	納西族は少数民族であり、交易を介して漢族やチベット族などの外来文化を吸収することで、納西族と東巴（トンパ）文化を築き上げ特有の装飾や様式を持つ建築を造ってきた。また、水に対しては特別な感情や畏敬の念を抱いているとされ、規範意識や規約などが古くからある。信仰は自然信仰。	

### 4-3. 調査対象地の概要

#### 4-3-1. 大研古城地区の概要

図4-2に示す調査対象地としての大研古城は、雲南省麗江市の中央部に位置する旧市街地を指し、麗江古城とも呼ばれている歴史的・伝統的な町並み構成を見せる地区である。この地区を囲むように、50年から開発されてきた周辺部の新興地区は麗江新城と呼ばれ、近代的建築物による町並み構成を見せ、新旧2つの地区は景観的にも明確に異なる空間構成を見せる。そして、古城地区の北西方向には獅子山があり、新城との空間的境界を形成している。また、地形的には北西側の標高が高く、南東方向に向かって低くなる地形で構成されている。地区の面積は約3.8km<sup>2</sup>の規模があり、ここに少数民族の納西族の居住区が形成され、4,564戸(2003年)<sup>注1)</sup>の住居がある。地区内の建築物は、概ね納西族の歴史的な伝統的様式を持つもので、明や清の時代に建てられた中庭を取り囲む“四合五天井”や“三坊一照壁”と呼ばれる形式の住宅や店舗併用住宅で構成されている。こうした建築物が構成する町並み景観を保存するため、世界文化遺産登録後は「麗江古城伝統民家保護修復ハンドブック」などに基づく規制が行われ修復がされてきた。<sup>注2)</sup>

この大研古城は、唐の時代には交易の要衝として少数民族の交流や茶馬古道、南方シルクロードの交易街道の拠点となり、物資の集積地として栄えた。そのため、中国国内の他の歴史的都市とは異なり街区を囲む城壁が無く、中心軸を持たない空間配置による町並み構成を見せる。また、地区の西側寄り中央部には四方街(納西語で：定期市場の意)と呼ばれる3,000m<sup>2</sup>程の広さを持つ広場が置かれ、定期的に「市」が開かれていた。現在は古城を訪れる観光客が集う賑わいの場となっている。さらに、古城内の路面はすべて天然の五花石が敷き詰められているが、これは古城の建設当時、泥や塵埃及び荷役の馬に配慮して路地は石敷きとされた。

こうした歴史的で伝統的な町並み景観を持つ地区であるため、世界文化遺産の登録後は、年間300万～400万人の観光客が訪れる一大観光地となり、急激な観光地化が進み、地区内にはおよそ1,600の店舗が開業するようになった。そして、住民に替わり人口の7割を外部からの移入人口が占める状態になった。<sup>注3)</sup>一方、この観光化の進展に合わせて、それまで住居であった建物の機能・用途の変更も盛んになり、観光物販店、飲食店、宿泊施設など、観光客受け入れに対応した内部空間の改築・改造が急増している。こうした地域の変貌に対して納西族の一部住民の間では地区内から転出する動きも見られるようになり、住民不在による地域社会の崩壊も危惧されている。

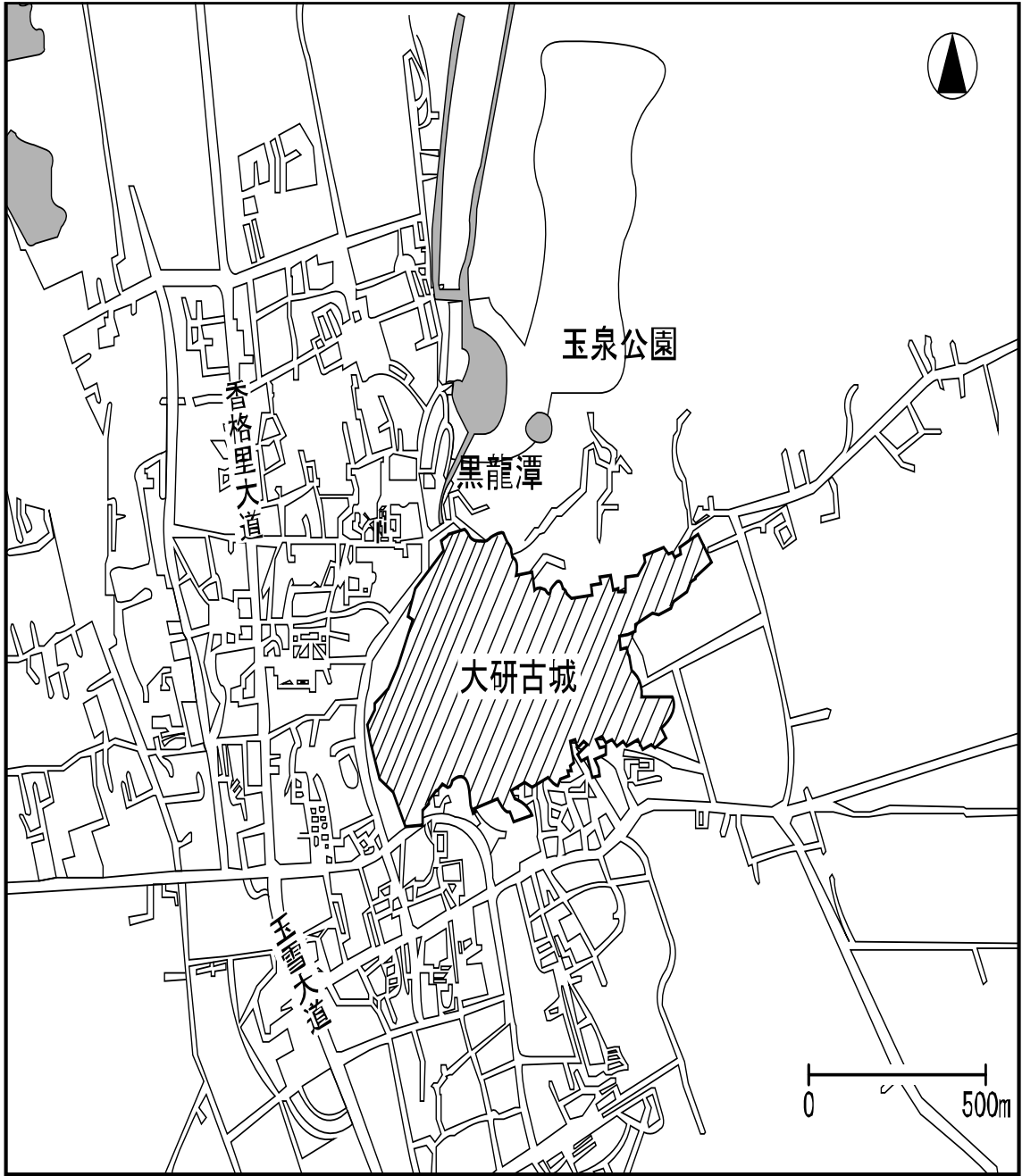


图 4-2 調查対象地

#### 4-3-2. 水環境の概要

麗江古城では、水系を面・線・点に例え表現する。面は黒龍潭のような湖や池を指し、線は河川や疎水、点は自噴井や井戸を指す。そして、水の利用上の慣行や規約は今日まで継承されてきている。

また、大研古城地区の水路の機能的役割は、産業利用(粉引き)・農業利用(放水)・生活利用(飲用)に限定されてきたが、近年は観光的な活用にも趣が置かれ、親水的な利用側面も付加されてきている。

この地区内を縦横に走る水路網の水は、地区の北部にある黒龍潭を水源池としているが、近年は河川の水量が若干減少傾向にあるため、更に上流部に貯水池が設けられ、水量の維持が図られるようになった。この水は玉河を経て古城地区内に流入しているが、地区の北側入口に位置する流路には、旧来から使われてきた二連式大水車があり、78年に整備された玉河広場と共に地区のランドマークとなっている。この地点で流路は、西河、中河、東河の3つの水路に分流され、地区内を隈無く流下した後、周辺の新城地区を抜けてその下流域に広がる農業地帯に放流されるが、水の利用上で最も重要視されてきたのは農作物への給水である。また、水路の水は比較的早い流速で流下している。樞根勇<sup>註4)</sup>の調査では、地区内は北側と南側で概ね10m程の高低差があり、この落差が流速に影響している。

図4-3に示す3水路の内、中河は元々、玉河とつながる自然河川であり、地区の中で地形的に最も低い位置を流下している。西河は、分流された後、古城の北西に位置する獅子山の麓を沿うように流れているが、この水路は元朝年間に納西族の土司の木一族により計画的に開削され、他の2つの水路と比べて最も高い標高を流れている。また、この水路に沿って新義街区が形成され、その端部に四方街が置かれ、その先に麗江(木)府が設置された。そのため、この水路に沿った街区周辺部の街並みは他の街区と異なり、規則的な建物配置を見せる。この水路は四方街の先で二手に分かれ、麗江(木)府の建物全体を取り巻きながら、さらに建物内部にも水路は配されていた。しかし、近年の観光化の進展で一部の水路は埋め立てられた。一方、東河は、古城の発展に伴い白族の土司により開削され、この水路に沿って清時代の改土帰流後<sup>註5)</sup>に、街の発展を西側から東側に移す開発がなされ、公共施設や官僚住宅が配され地区形成が図られた。

四方街では、清時代から定期的に「市」が開催されてきたが、そこで排出される塵埃や塵芥を一掃するために、四方街よりも高い位置を流れる西河を堰き止めて、冠水し

た水を四方街に流し込み，広場の汚れを洗い流す「放水冲街」が，毎月 1 日と旧暦 1 日と 15 日及び諸行事が行われる前に行われていた．しかし，次第に祝日の前日に限り放流されるようになり，現在では旧正月の前日だけとなった．この放流水は，広場の周囲に設けられた排水路を流れ中河に排水される．他の街区では水路の水を汲み上げて街路の清掃がされてきた．3 水路の内，西河と東河は主に住民の生活用水としての利用がなされてきた．そのため，水路とその支流には随所に水汲み場や洗濯・物洗い場などの用に供される接水性の高い水空間が，五花石などを用いて階段状に作られている．利水施設としては，水車が西河に 2 ヶ所と中河に 1 ヶ所あり，さらに中河には水磨房

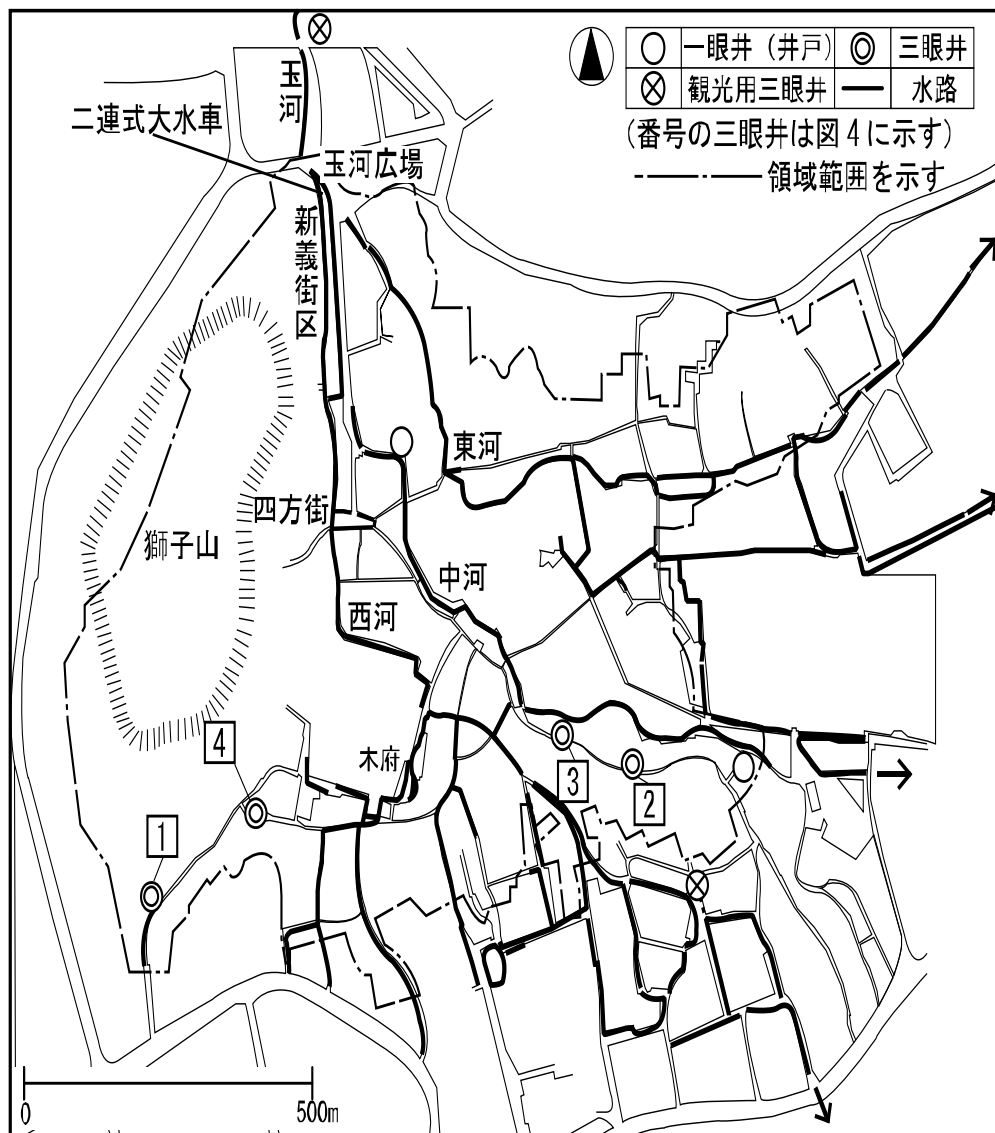


図 4-3 麗江大研古城の水路網

(粉引き小屋)が1ヶ所及び小型の水力発電小屋が2ヶ所ある。親水空間利用は地区中央部で中河に沿って屋外飲食空間が設けられたり、水面近傍まで床面を下げた納涼的な飲食空間が設置されている。この中河は、元来は汚水や他の水路が冠水した時に排水路の役割を担ってきた。

一方、西河の木府の東側街区の一画には納西語で「激沙沙」と呼ばれる水流の速い場所と淀みの水域を持つ水空間があり、各種洗い物の場に利用されている。この場所は「房連水」(家と水が連なる)とも呼ばれ、住宅の中を水路が通過している。

3水路の水利用については、水道の普及する70年以前は、朝7時から及び夜10時から飲料水としての水汲み利用が優先され、野菜洗いや洗濯などの水利用はこの時間帯以外とされた。また、昼間は男性が体を洗い、夜間は女性が桶を使い体を洗う場としても使用された。こうした慣行の遵守と共に、子供に対しては水路や水での遊びを厳しく戒めてきた。その後、水道が各家庭に普及した70年以降、水路の水利用が自由になることで、伝統的な水路の利用法が次第に消滅して行き、それに伴い水利用上の伝統的慣行や規範意識の希薄化も顕在化しはじめた。現在、水路の水利用についての注意書きやサインは、観光客の多く集まる街区の水際を中心に掲示されている。また、観光客と新規移入の住民の増加などが、塵芥や汚水などの不法投棄や規約の軽視を招き水環境の悪化を進めていると指摘する声もある。図4-4に水路に設けられた各種親水空間と一眼井を示す。

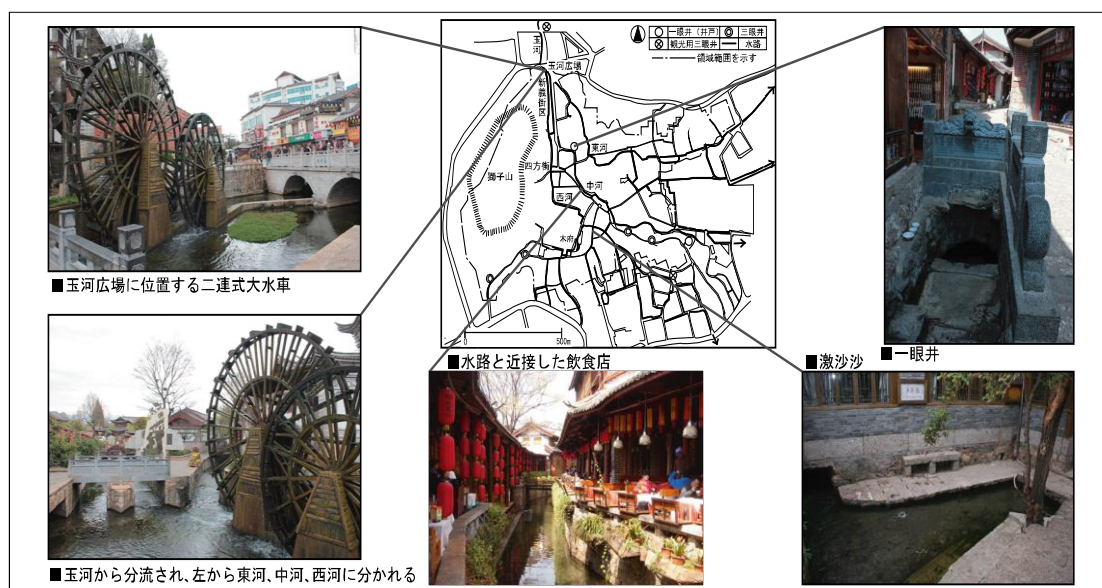


図4-4 水路に設置された各種親水空間と一眼井

一方、水路の管理は「古城街道辦事処(邦訳:古城街道事務所)」の中に「水管所(水路管理所)」が設けられ、その下部組織として「水管員(水路管理員)」が 10 名配され、この水管員の指示の基に住民たちは年に一度河床の汚泥除去作業を行う。この水路清掃は下水道整備がされた 95 年頃から始まり、現在は古城内に 600 人の清掃員が配されている。三交代制で朝 6 時から夜 10 時まで街区や水路の清掃活動を行うが、00 年頃からビニール類の塵芥が増えたと指摘する清掃員もいる。そのため近年、水路には親水効果を含めて水質の維持管理のための生物指標として鯉や金鱒(水質 1 級で生存)が放流されている。

さらに、水路は世界文化遺産麗江古城保護管理局が制定した「雲南麗江古城保護条例」<sup>17)</sup>、「麗江古城環境風致保護修復ハンドブック」<sup>18)</sup>などによる保護条例や整備指針に基づく整備方策などにより、水路における禁止行為や水路の保護方策などが提示されてきている。

このように歴史的・伝統的・文化的に生活に密着した水環境を持つ大研古城地区であるが、生活環境面に対する社会基盤整備や地区の観光化の影響などが、慣習的暮らしを営んできた納西族の住民生活を変貌させてきている。特に旧来の納西族住民と新世代の住民や外部からの移入者の間では、伝統的に培われてきた水利用上の慣行や規範意識の遵守面で差異が起きている。また、水路の管理や清掃が公共の手により実施されるなど、各種対策が図られてきているが、水路の汚染は顕在化傾向にあり、水質悪化が危惧されてきている。



#### 4-4. 三眼井の概要

大研古城地区の中には、住民生活に密着した水利用の面で、生活に要される飲雑用水のための供給場所が水路以外にも設置されており、それが地区内で湧き上がる自噴井と井戸である。この自噴井は、設置されている水槽の数とその機能・用途により、一眼井、二眼井、三眼井と呼び分けられている。古城地区は元々地下水位が高いため地表からわずかな深さを掘ると自噴井(湧水)が湧き上がり、これが水源として利用されてきた。その中で、一眼井と呼ばれる自噴井と井戸は2ヶ所あり、三眼井と呼ばれる自噴井は5ヶ所及び観光用に作られた三眼井が2ヶ所ある。また、二眼井と云われる自噴井はその存在説が様々(使用されずに埋められた。または、関係者の間で指示する場所が異なる)あり、今回の調査では所在を確認できなかった。

これらの自噴井は、中河に沿って地区の中央付近から南東部に分布し、水路近傍に立地する3ヶ所(一眼井1ヶ所、三眼井2ヶ所)と西河の南西側に位置する2ヶ所(三眼井)が主に住民生活に利用され、観光用は地区の北側と南側の新たに整備された街区に各1ヶ所設置されていた。ただし、これらは機械式でポンプアップした水を流すものであるが、南側の三眼井は休止中であった。図4-3に位置を示す。

一眼井は、東大街の先を流れる中河の近傍の商店街の店先に1ヶ所あり“溢璨泉”と呼ばれ、飲用水に利用されている。図4-4に示す。

一方、三眼井は大研古城地区における固有の水場形態であるが、東河古鎮では世界遺産登録後に観光用の三眼井を3ヶ所作っている。大研古城地区では文献資料<sup>19)</sup>に基づくと“白馬龍潭三眼井”、“寄宝塢三眼井”、“格宝塢三眼井”、“光碧巷三眼井”、“義尚甘沢泉三眼井”の5ヶ所が存在するとされていたが、この内、“義尚甘沢泉三眼井”は、世界文化遺産として指定された大研古城地区の領域範囲の外に立地していたため、今回の調査対象からは除外した。

図4-5に示す“白馬龍潭三眼井”、“光碧巷三眼井”は、西河の南西側に位置し、地区の外れの寺院の入口や住宅街区に立地し、“格宝塢三眼井”“寄宝塢三眼井”<sup>注6)</sup>は、七一街八一下段の商店街と中河の狭間に位置し、街路よりも3.0m程低い場所にそれぞれ立地している。三眼井の水場は街路工事などにより周囲の石張りなどが変更されつつも、大きな形状変化を伴うことなく今日に至っている。

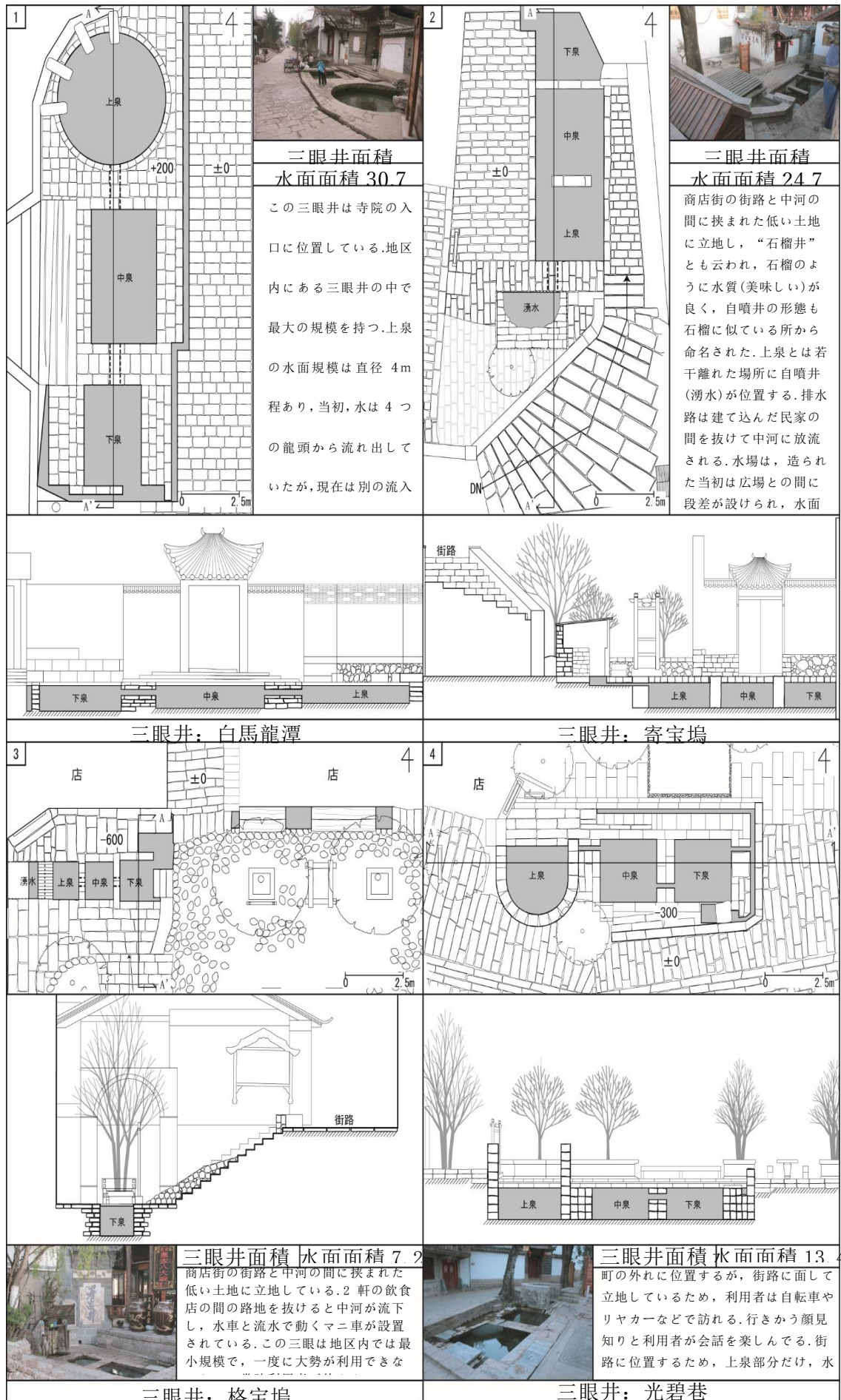


図 4-5 各三眼井の平面配置図と断面図

#### 4-4-1. 三眼井の水空間

三眼井の設置場所や形状、規模、形態及び水源からの水の導入法は4ヶ所共に異なるが、空間構成は3つの水槽と側溝用溝及び占有領域を示す縁石で構成されている。また、三眼井の水場を構成する素材はすべてが五花石を用い石張造りとなっている。

三眼井の水場は、現状のものは周辺部の地表面とは縁石により切り離されており、わずかな高低差が付けられている。

3つの水槽は、水源（自噴井）からの水流により、上手から下手の水槽に常に水は流れている。第1の水槽は上泉または水頭と呼ばれる水源で、飲料用水として利用され、第二の水槽は中泉または中間と呼ばれ、野菜洗いや食器洗い用水としての利用、第三の水槽は水尾または下泉と呼ばれ、洗濯用水として利用される。この内、上泉部分の水槽形態が各々特徴的な平面形態や立体形（腰壁や小屋掛けなど）により形作られている。

水場の規模は、大きなものは“白馬龍潭三眼井”で30.7㎡程あり、小さなものは“格宝塙三眼井”で7.2㎡程であるが、水槽の水深については、どの三眼井も概ね同じ深さで80cm程度である。

各水槽の配置形態は、独立した水槽が3つ連なり、それを各水槽内または水路で上・中・下の泉を繋げる型(白馬龍潭三眼井, 光碧巷三眼井, 格宝塙三眼井)や、上・中の泉を水槽の中央に配した仕切り石だけで区切り、下泉は分離した上中泉一体型(寄宝塙三眼井)がある。また、水源については上泉と分離した形態(寄宝塙三眼井, 格宝塙三眼井)もある。水槽内の水は上・中・下泉と流下するため、逆流することなく、汚水は常に排水路に向かって流れる。また、白馬龍潭三眼井, 光碧巷三眼井は、各水槽に沿って側溝を設けることで、汚水が水槽に流れ込まないように工夫されている。

#### 4-4-2. 三眼井の水利用と管理

4ヶ所の三眼井の利用者の水場利用の場を示したものが図4-6である。この内、“白馬龍潭三眼井”と“光碧巷三眼井”の場合は、その設置場所が地区の外れに位置するため、水場を利用する住民の多くが自転車やリヤカーを使って洗い物を運び込んでいる。特に“白馬龍潭三眼井”の場合は、水場の規模が大きく、同時に多人数の使用が可能であるため、多くの野菜や大物の洗い物ができる。そのため、少人数のグループで使用している場合が多く、市場に出荷前の大量の野菜を洗う者たちもいる。また、ここでは上泉の飲用水利用よりも中泉、下泉の利用が多い。一方、“光碧巷三眼井”の場合は、住宅街の外れに位置するため、近隣の住民が歩いて来たり、自転車で訪れるなど、比較的利用頻度は高く、水槽は万遍なく利用されている。“格宝塢三眼井”と“寄宝塢三眼井”は、商店街の中に立地し、比較的小規模なため、水場は常時利用者が居り、洗い物はまとめ洗いではなく、その都度個々の洗い物を細目に洗う利用法が見られる。

また、三眼井の水場の周辺部には、小規模な広場やアルコープが設けられ、外灯はないが、樹木は植栽されている。そのため、水汲みや野菜洗い、洗濯の合間に、挨拶を交わしたり、おしゃべりを楽しむなど、住民間の地域交流の場としても機能している。

三眼井の住民利用の時間帯は、概ね朝6時頃から、夜は7時頃までの間とされ、午前10時頃までは飲用水の水汲み利用が優先され、10時以降に野菜洗いや洗濯などの利用がなされる。この水利用については上泉の水汲みではポリタンクやペットボトル、やかんなど様々な容器が使われており、中泉の洗濯では桶を使った利用やそのまま水槽で洗濯するなど様々な使い方がされ石鹸の使用も見られる。また、用水規約は旧来からあり、どの三眼井も概ね同様な内容の注意書きが掲げられており、水の使い方や各水槽の使い方、ごみの回収と保健衛生について書かれている。しかし、近年になり規約の遵守が薄らぎ、水場が汚され、塵芥が放置されたり、水槽内にゴミが落とされているなど、使い方の煩雑さを指摘する声もあり、利用を躊躇う人も現れてきている。そのため、従来までは水場の管理は住民が主体となっていたが、環衛局が清掃の面で支援を行うようになった。元々、一眼井や三眼井の自噴井の管理は、水路の場合とは異なり、共同体や利用組合的な集合体は存在せず、住民間の不文律や伝承、慣行として住民各々が規範意識の基に自主的な管理を行ってきた。

このように三眼井の利用形態は、三眼井の規模と設置されている場所により、量的な使用法や頻繁な使用法など使用法に違いが見られる。ただ、各三眼井は共に住民間の交流場としても機能している。また、利用上の規約は各々共通した内容が記されて

いるが、近年はその遵守が希薄化し、水場の使い方に煩雑さが見られるようになり、住民主体の自主管理から公共支援を伴う管理に代わってきている。

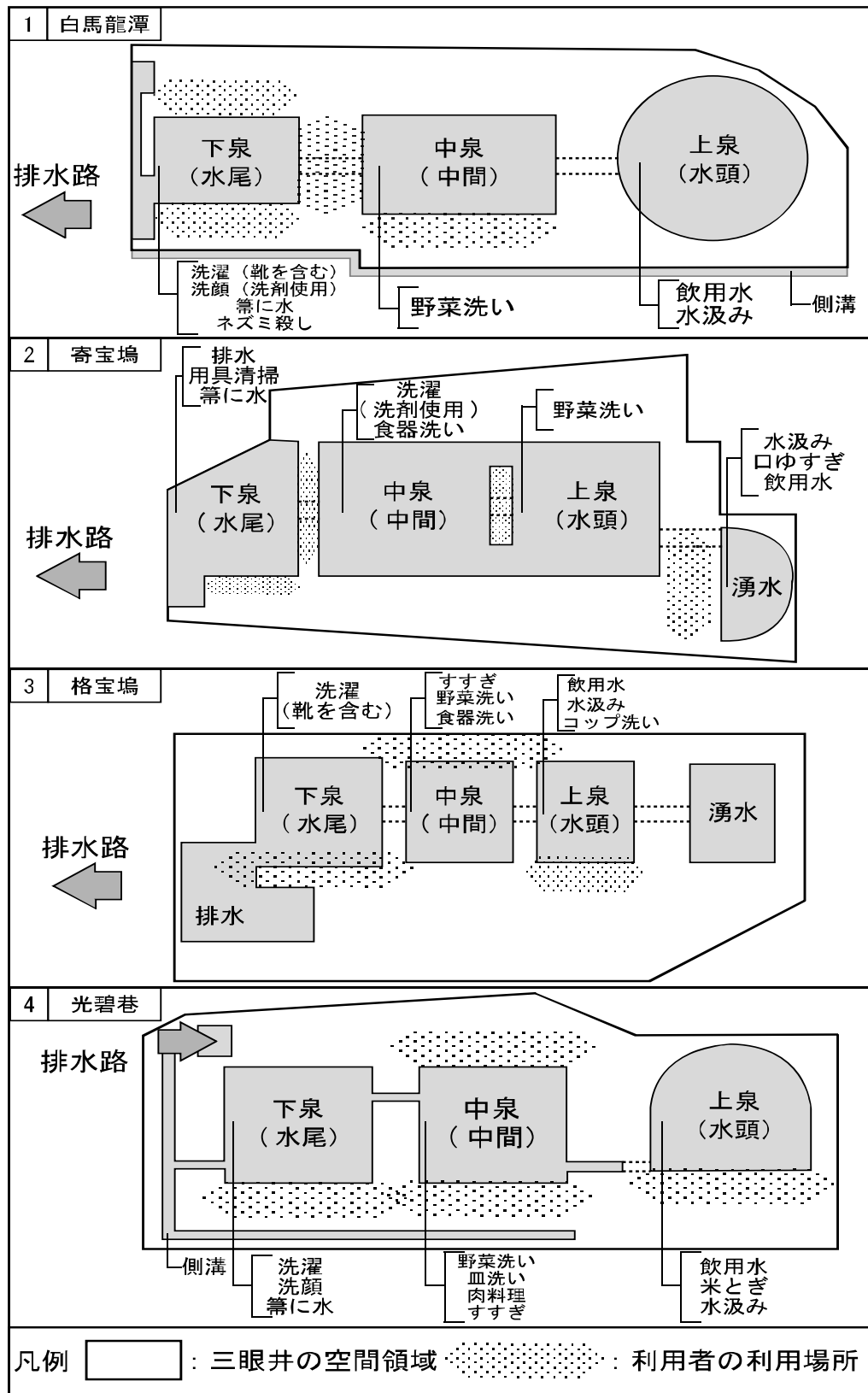


図 4-6 三眼井の水槽利用と利用者の位置分布図

#### 4-5. 三眼井の利用の動向

“光碧巷三眼井”を対象として、地区住民が行う三眼井の水利用の実態を捉えるため、水槽別に利用動向を観測調査した。3月19日の朝6時から夜19時まで定点観測に基づき捉えた。水槽別に時系列による利用頻度と利用行為及びその内容を捉えることで、住民生活における水利用と三眼井の位置づけや、その係わり方を把握した。

観測調査は、各水槽を利用した者を計数した。そのため、1人が上泉、中泉、下泉を継続的に利用した場合は、それぞれの泉における開始時間を記録した。

##### 4-5-1. 水槽別に見た利用者の動向

三眼井の利用者は、図4-7を見ると朝は7時台から訪れており夕方18時頃に概ね終了しており、1日の述べ利用者数は220人であった。水槽別に見ると、上泉の利用者は朝7時10分頃から夕方18時頃まで訪れており、この利用者は最も多く110人であった。次いで、中泉の利用者は8時20分頃から夕方17時20分頃まで訪れ、その数は56人、下泉の利用者は7時20分頃から夕方18時までで、その数は36人であった。上・中泉は時間経過と共に利用者は微増するが、下泉は11時半以降の増加は比較的少ない。また、各時間帯の利用者動向を捉えると、午前10時台前半が最も多く、11時台前半から12時前半頃に利用者が比較的集中する傾向にあることがわかる。

こうした動向から、三眼井の水利用については、飲用水利用やそのための水汲み利用が最も多いことがわかる。しかし、地区内の各住戸への水道普及率が100%であることから、習慣的な継続的利用を行っているものと思われ、観察調査に伴う利用者特性から見て、特に高齢の納西族住民にこの傾向が見られる。また、洗濯などの下泉の水利用が比較的早い時間から行われる傾向も見られる。

##### 4-5-2. 水槽別に見た利用傾向

地区住民が利用する時間帯を水槽別に捉えた結果を図4-8に示す。各水槽別の利用者動向は変動が激しく、利用時間も極短時間（最少30秒程度:水飲み立寄り）な利用から長時間（1時間程度:会話しながらの洗濯）におよぶ利用まで変動に幅がある。そのため、ここでは各水槽毎に各時間帯別の利用者数を示し、その利用傾向を捉えた。これを見ると上泉の利用者は、7時台から集まり始め10時台には若干減少するが11時台に再び増える。その後は12時台から15時台まで減少傾向を示し、夕方16時台に再び増える傾向が見られる。こうした増減は、朝食後の飲用水の給水、昼食準備の

ための給水，夕食準備のための給水が，それぞれの食事時間の前後に行われているためである．中泉の利用者は 8 時頃から 10 時頃まで増加傾向を示すが，その後は，減少し 16 時台が最も少なくなる．下泉は 7 時頃から増え 10 時台にピークを迎える．その後は 12 時台に最も減少し，14 時台の利用者は皆無になる．

こうした利用傾向を見ると，各水槽共に早朝から夕方まで万遍なく利用されていることがわかり，常時，三眼井には人の姿のあることがわかる．また，上泉は午前中，正午前，夕方の 3 回，利用者の集中するピークが見られる．中泉は午前中 10 時台にピークを迎えるが，その後次第に減少する傾向を見せる．下泉は午前中 1 回，午後 2 回のピークを迎える．各水槽の利用者の集中時間は中泉と下泉の午前中がほぼ同時間帯に集中しているが，それ以外は僅かにずれているため水場の混雑は避けられている．

#### 4-5-3. 利用行為と利用時間の関係

各時間帯の水利用の動向と水場における利用行為を図 4-9 に示す．これを見ると，飲用水のための水汲みは 8~9 時台に最も多くなる傾向が見られるが，それ以外の時間帯でも水汲みは多い．一方，野菜洗いは 8 時台から始まり 10 時台にピークとなる．また，皿洗いは 10 時台に始められ 13 時にピークとなる．そして，15~16 時台には皆無になり，17 時台に若干行われている．さらに，洗濯は概ね 7 時台から 12 時台までの午前中に多く行われていることがわかる．加えて，その他(井戸端会議：近所付き合いの会話)の利用は，16 時台に多くなるが，概ね午前中の各時間帯の利用において見ることができ，三眼井が住民の交流の場としても利用されていることがわかる．

#### 4-5-4. 各水槽と利用者の行為関係

上泉，中泉，下泉の各水槽と利用者行為の関係を図 4-10 に示す．これを見ると，上泉は飲用水利用としての水汲みが頻繁に行われていることがわかる．その中で 13 時台には，ここで衣類の濯ぎを行う者がいることもわかる．また，中泉では野菜洗いなどが主な利用であるが，10 時から 16 時の間の利用者は比較的使用時間が長いことがわかる．また，禁止されている食肉処理や動物(亀)の持ち込みも見られる．下泉の利用では 10 時過ぎから 14 時頃までの利用者の利用時間が比較的長い．加えて，洗濯した後，濯ぎのために上泉の水を使っていることがわかる．また，水場の周辺では会話を楽しむだけの住民も少なからずいることがわかる．こうした三眼井の水槽毎の水利用を見ると，各水槽は段階的で連続的な利用ではなく，個々の利用目的に沿った水利用

が行われていることがわかる。さらに、中泉・下泉での利用は会話を伴いながらの利用行為の場合、必然的に利用時間が長くなる傾向が見られる。一方、各水槽では、規約や注意書きで禁止されている行為が行われていることもわかり、旧来の住民が次第に三眼井の水利用を躊躇することの理由がわかる。

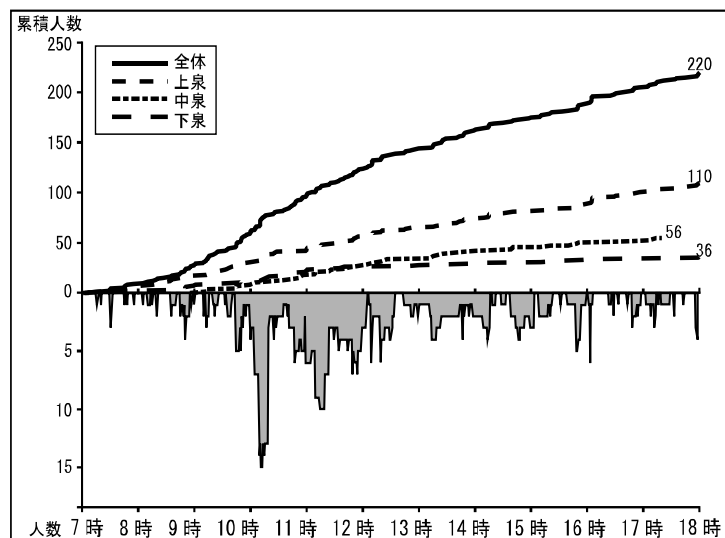


図 4-7 水槽別に見た三眼井の利用者

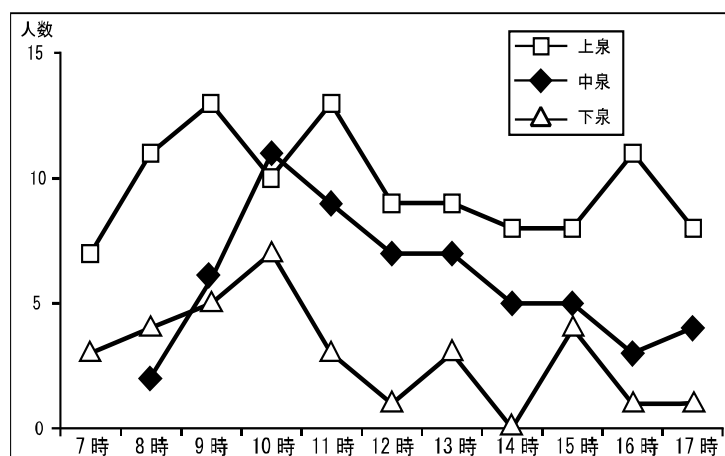


図 4-8 水槽別に見た利用傾向

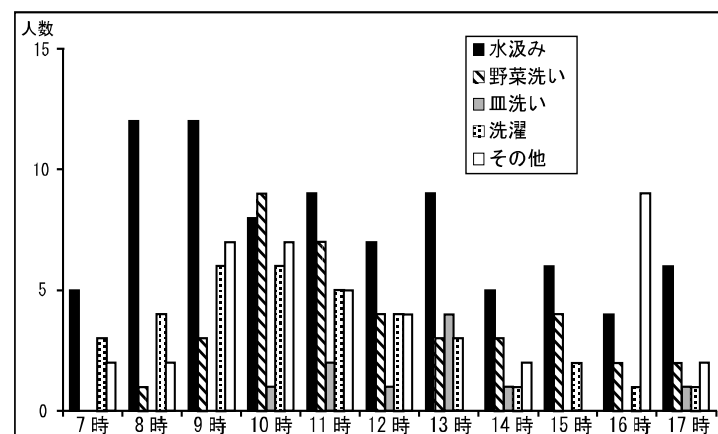


図 4-9 利用行為と利用時間の関係





図 4-10 各水槽の利用と行為

#### 4-6. まとめ

世界文化遺産の大研古城地区は、長年かけて納西族文化が築いた歴史的・伝統的な町並み景観を創出してきている。この特異な町並み景観は、住民生活に密着した水路と地区内に点在する固有の水場である三眼井が形作ってきた。しかし、近年の世界遺産登録後の観光化の急激な進展など外部がもたらす環境圧は、水環境の質的低下を助長したり、水との係わりを形骸化させてきている。一方、大研古城は「水のまち」とも呼ばれてきたが、それに応えてきたのが住民の意識に根付いてきた水環境保全や水利用面での規範意識であった。

そこで、三眼井の水空間の構成や水利用に見られる意識・習慣やその変容を捉えてきたが、調査の結果を以下に要約する。

- ①大研古城地区は地理地形的に地下水が豊富で、自噴井が数多く点在し、設置水槽の数とその機能・用途により、一眼井、二眼井、三眼井と呼び分けられ、各々水利用がなされている。
- ②三眼井は大研古城地区の固有の水場であったが、観光化の進行により機械式のものが新たに2ヶ所作られたり、近隣の東河古鎮でも観光用のものが3ヶ所作られてきている。
- ③三眼井は形状、規模、形態面で各々特有な構成を見せるが、上泉・中間・下泉と呼ばれる水槽の領域別け、石枠による空間領域、素材の五花石の使用はすべてで共通している。また、平面形状や立体形状に各々特異さを見せるが、水槽の深さは概ね同じ水深である。
- ④三眼井の水利用形態は設置されている場所により違いが見られ、街区の外れにある三眼井は、量的対応が図れる規模・形状を持ち、街区内の商店街近傍にある三眼井は、規模的に小さいため利用頻度を高めた使用法が行われている。
- ⑤三眼井の管理は住民主体で行われ、規約はすべての三眼井で共通したものであったが、規約の遵守意識が薄らぐことで、水場に塵芥が放置されるなど、使い方の煩雑さが見られるようになり、環衛局が清掃などの面で支援を行うようになった。
- ⑥三眼井の水利用は飲用水や水汲み利用が最も多い。また、朝7時から夕方18時頃まで絶え間なく利用者がいる。さらに、住民の中には習慣的、持続的な水利用も見られる。特に高齢の納西族住民にこの傾向が見られる。
- ⑦三眼井は水利用の場を基本としながらも地域交流の場としても利用されており、そのための場所も付随されている。

大研古城の住民生活を取り巻く状況は、97年以降の観光客の増加とそれに対応した社会基盤整備及び新規住民の移入などが相互に影響することで、伝統的な風土風習を重んじた住民の生活形態に対して変化を余儀なくしてきた。そうした中で、三眼井の利用は住民生活の中では「生きた水」として活用されてきている。そのため、近年作られた観光用の三眼井設置は、本来の水利用に対する歴史的・文化的・伝統的な思考に基づき生み出されてきたものとは必然的に異なるため、結果として生活に密着した使われ方がなされないため、管理が不十分になり、現在は水もなく休止状態に置かれている。こうしたことから、大研古城が「水のまち」として持続的に発展するためには、健全な生きた水利用を継続できるように、慣行や規範意識を保持できる環境づくりが重要と思われる。

## 補注

注 1)ここに示す数値は、参考文献 2)に関連して 05 年 9 月に日本建築学会学術講演梗概集(近畿)で研究発表された「その 2」より引用したものである。

注 2)世界文化遺産麗江古城保護管理局・昆明本土建築設計所編集による「麗江古城伝統民家保護修復ハンドブック」に示された建築意匠等の規制。

注 3)参考文献 7)の 2 章「にぎやかな観光のまちへ-定住のまちが「住み替え」でナシ族の老住民を失っていく」の p.258 右列の下から 7 行目より引用。

注 4)参考文献 8)の榎根勇による調査研究の「5.麗江の水循環」の p.110 に「麗江古城区の南と北では約 10m の高低差があるので、水路の水の流速は比較的速い」と記されている。

注 5)参考文献 8)の 5 章「麗江の水循環」の p.110 に示されている。「少数民族の持つ地元の風土風習を改め、支流の文化を漢民族の本流の文化に帰化させる改策で、18 世紀前半に少数民族に強制された」

注 6)この三眼井は、自噴井の形態が石榴に似ており、水質も良好で「石榴のように美味しい」とされて別名「石榴井」と呼ばれてきた。

第5章 歴史的・文化的都市環境を形成する水空間（水路）  
の利用に関する調査分析  
（雲南省麗江大研古城の水路網と水路空間）

## 第5章 歴史的・文化的都市環境を形成する水空間（水路）の利用に関する調査分析

### 5-1. 研究の目的

本研究では麗江大研古城地区を流下する河川や疎水及び自噴井などを対象として、地区内に張り巡らされた水路網やそれに付随する利水・親水施設及び井戸に焦点を当て、地区の空間形成や伝統的な地域社会の形成に果たした水の役割を捉えると共に、水空間のあり方や住民の水利用について考究することを目的としている。

第4章では、河川や疎水、自噴井の歴史的、環境的な概要を捉え、地区内にある自噴井の「三眼井」に着目し、この水空間と水利用(習慣・管理・意識)の現状とその変容について考究した。

ここでは、麗江大研古城地区内の河川や疎水、その先に張り巡らされた小水路網、さらに水銘に付随する利水施設に焦点を当て、古城区内の水路のある街路空間（以下「水路空間」と呼ぶ）の特徴を把握することを目的とする。

## 5-2. 調査の概要

本研究は世界文化遺産として登録された大研古城、白沙古鎮、東河古鎮の中で大研古城と呼ばれる地区を調査対象地とする。調査概要を表5-1に示す。

まず、地区内の水環境を形成する1河川と2疎水などの水路構成や利用に関する概要、水質の現状を捉える。水質は、水路の上流・中流・下流の3定点を定め、朝・昼・夕の水質等を調査する。次いで、河川と疎水、小水路の水路空間と水利用施設の現地調査を実施する。現地調査では、まず河川と疎水、小水路の流路すべてを踏査で把握し、また水路に付随する水汲み場の存在を地図に記録、写真撮影する。その際、水利用施設がある地点の水路幅と道幅を実測する。また、実測時に水利用行為が見られれば、その行為も記録する。最後に代表的な水路空間を抽出し、その空間実測を行う。

表5-1 調査概要

調査期間	2011年2月21日～2月28日（8日間）	
調査対象地	中国雲南省麗江市古城区(大研古城)	
調査方法 調査項目	実測 写真撮影	全水路、全水汲み場の位置記録と写真撮影 水路幅、道幅の実測 代表街路の空間実測
	観察	水汲み場での水利用行為（実測時のみ）
	定点観測	水質（p h、COD）パックテスト 水温、温度、湿度、流速

※実測にレーザー距離計測器を用いた。

※水路の利用（過去）と管理については、『その1』の調査でヒヤリングした結果を引用している。

※本文中の掲載写真は、全て調査期間中に著者が撮影したものである。

### 5-3. 調査対象地の概要

図5-1に示す調査対象地としての大研古城（標高約2,400m）は、雲南省麗江市の中央部に位置する旧市街地であり、麗江古城とも呼ばれている歴史的・伝統的な町並み構成を見せる地区である。また、この地区を囲むように1950年頃から開発されてきた周辺部の新興地区は麗江新城と呼ばれ、近代的建築物が配置された町並み構成を見せる。古城地区の西方向には獅子山があり新城との空間的境界を形成している。また、この地区は北西側の標面が高く、南東方向に向かって低くなる地形で構成されている。

この大研古城を構成する重要な要素として、古城入り口の「玉龍橋」と交易の中心である「四方街」（定期市場）（写真5-1）、さらに政治の中心である「木府」があげられる。「四方街」は、地区の西側寄り中央部にある約3,000㎡の広さを持つ広場で、定期的に「市」が開かれていた。それは、麗江旧市街地が古くから交易の要衝として、少数民族の交流や茶馬古道、南方シルクロードの交易街道の拠点となり、物資の集積地として栄えたからである。また、統治者の居城で政治の中心である「木府」は、四方街よりも南側よりに位置している。文献14)にも記述されているように、これら「玉龍橋」「四方街」「木府」は、南北にほぼ一直線に配置されており、その軸線は「黒龍潭」から古城へ流れる「玉河」の流れとも一致する。さらにその北には「玉龍雪山」が位置するが、それは大研古城に注がれる水の水源地である「玉龍雪山」が、住民の信仰の対象とされてきたからである（写真5-2）。本稿では、この水が大研古城内に流れ込んだ後、どのような水路網や水路空間を形成しているのかを考察する。



図5-1 麗江古城区概要図





写真 5-1 四方街



写真 5-2 古城から玉龍雪山をみる

## 5-4. 大研古城の水環境

本研究その1で把握した古城の流路構成と水路の利用と管理に関する内容から、本水路網の特徴を捉える上で重要な内容を抜粋し、現在の水路の利用行為と水質の調査結果を加えて、古城の水環境の概要を捉える。なお、水路の利用（過去）と管理については世界文化遺産麗江古城保護局の局長と課長に対するヒアリングの結果である。

### 5-4-1. 水路の構成

大研古城の地区内を縦横に走る水路網を流下する水は、古城地区の北側1.5km程に位置する「黒龍潭」を水源池としているが、近年は河川の水量がわずかに減少する傾向にある。そのため、さらに上流部に貯水池を設けることで、水量の維持を図るようになった。現在、黒龍源から写真5-3に示す玉河を経て約5.8トン/秒の水が古城地区内に流入している（図5-2）。参考文献<sup>7) 10) 14)</sup>にも紹介されているように、古城地区

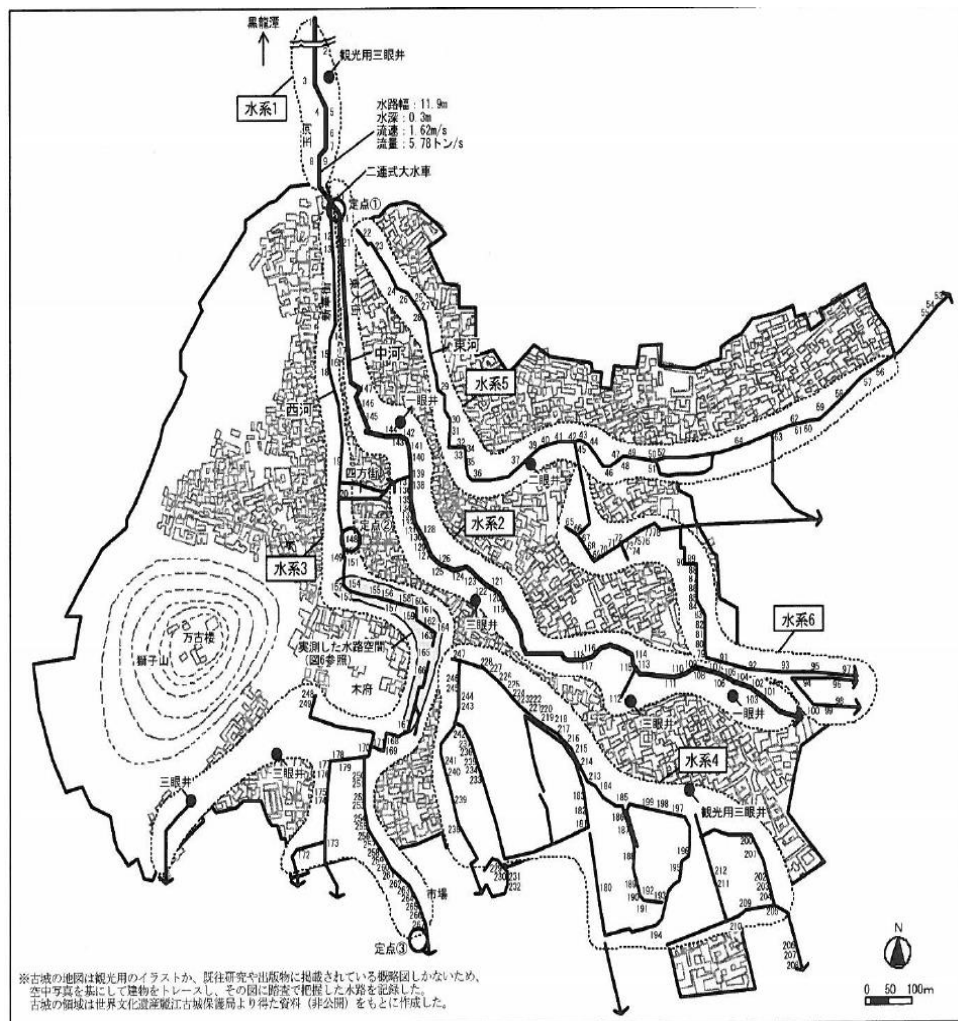


図5-2 大研古城水路網図

内に流入した水の流れは、古城入り口の「玉龍橋」で「中河」「西河」「東河」の3つの水路に分流される。その<sup>13)</sup>で把握した内容によると「中河」は自然河川で「西河」と「東河」は、元、明、清の各時代を通じて麗江地区を治めてきた納西族の土司（地方首領）と白族の土司が、それぞれ地区内に開削した疎水である。これらの水路に付随して利水や親水に供される施設も配されており、他に自噴井や井戸も随所に見られる。そして、水路は地区内を隈無く流下した後、周辺の新城地区を抜けてその下流域に広がる農業地帯に放流されるが、水の利用上で最も重要視されてきたのは農作物への給水である。

#### 5-4-2. 水路の利用と管理

大研古城地区の水路の機能的役割は、産業利用(粉引き)・農業利用（放水）・生活利用（飲用）に限定されてきたが、近年は観光的な活用にも趣が置かれ、親水的な利用側面も付加されてきている。3水路の住民による水利用については、水道が普及する1970年以前は、朝7時から及び午前中10時までは飲料水としての水汲み利用が優先され、野菜洗いや洗濯（ただし汚水は路面に捨てて自然乾燥させる）などの利用はこの時間帯以外とされてきた（写真5-4）。そして、昼間は男性が体を洗い、夜間は女性が桶を使って体を洗う場としても使用された。こうした慣行の遵守と共に、子供に対しては水路や水での遊びを厳しく戒めてきた。

その後、水道が各家庭に普及した1970年以降、水路の水利用が自由になることで、伝統的な水路の使い方が次第に消滅するようになり、それに伴い水利用上の伝統的な慣行や規範意識の希薄化も顕在化しはじめた。現在、水路の水利用についての注意書きやサインは、観光客の多く集まる街区の水際を中心に掲示されている。また、観光客と新規移入の住民の増加などが、塵芥や汚水などの不法投棄や規約の軽視を招き水環境の悪化を進めていると指摘する声もある。そこで、現在の水利用の概要を把握するために、水路の実測時に見られた水利用行為を記録した（表5-2）。その結果、朝や昼の時刻に関係なく水路で洗剤を使った洗濯行為や、店舗の涼掃用モップを洗う行為、



写真 5-3 玉河



写真 5-4 水利用行為

表 5-2 水利用行為

NO.	水利用行為	NO.	水利用行為
1	水を飲む	138	<b>洗濯</b>
3	植物への水やり	140	<b>お茶を捨てる</b>
4	水際のベンチに座る	144	洗濯用水、掃除用水
13	掃除用水	152	<b>洗濯</b>
15	掃除用水、洗濯用水	153	<b>モップ洗い</b>
16	野菜冷やし	157	<b>洗濯</b>
17	フナの放流	161	掃除用水
20	水浴び	163	掃除用水
25	植物への水やり	165	掃除用水
26	<b>洗濯・ゴミのボイ捨て</b>	166	涼しむ・鑑賞水路・ベンチで休憩
28	掃除用水	167	水浴び
30	憩い（涼しむ）	171	掃除用水
31	憩い（涼しむ）	178	<b>洗濯</b>
32	<b>洗濯・モップ洗い・ゴミ捨て</b>	180	<b>洗濯</b>
33	<b>洗濯・モップ洗い・ゴミ捨て</b>	191	植物の育成・洗濯（洗剤なし）
34	憩い（風景を楽しむ）	194	<b>ゴミの投棄</b>
37	モップ洗い	198	モップ洗い（商店店員）
39	椅子の洗い・犬の水飲み	205	水路の掃除
41	モップ洗い、金物洗い	207	<b>靴洗い</b>
51	モップ洗い・水汲み	210	植物への水やり
56	水路の掃除	214	掃除用水
59	憩い（休憩）	221	<b>洗濯</b>
60	モップ洗い	223	掃除用水
61	モップ洗い	227	子供たちの水遊び
66	子供たちの水遊び	229	水飲み・野菜洗い・洗濯
67	子供たちの水遊び	246	掃除用水
78	掃除用水	253	<b>洗濯</b>
83	子供たちが水路の掃除	255	植物への水やり
85	洗濯用水	257	<b>洗濯</b>
91	憩い（会話）	259	<b>洗濯</b>
95	洗濯用水	260	<b>洗濯</b>
112	<b>洗髪・モップ洗い</b>	265	<b>洗濯</b>
121	<b>洗濯</b>	267	<b>洗濯</b>
137	掃除用水		

※縦軸のNOは\*図5の水汲み場の番号である。

※洗濯：洗剤を利用して水路で直接洗濯をする行為。

洗濯用水：水路から水を汲んで、別の場所で洗濯をする行為。

モップ洗い：水路で直接モップを洗う行為。

掃除用水：建物の掃除ために水路の水を汲む行為。

表中の大字は、水路汚染の要因となる水利用行為である。

さらにゴミのポイ捨て行為が各所で見られた。自噴井や水汲み場で洗濯行為を利用している住民の大半は旧来の納西族住民であるが、各所で見られたモップ洗いによる水路汚染行為は、観光業を営む店舗の従業員によるものである。

歴史的・伝統的・文化的に生活に密着した水環境を持つ大研古城地区であったが、生活環境面に対する社会基盤整備や地区の観光課の影響などが作用することで、慣習的暮らしを営んできた納西族の住民生活を変貌させてきている。なお、観光客の集まる新義社地区では、観光産業に従事するために外部から移入してきた住民が旧来の納西族住民の約2倍いるという(2005年時点)。<sup>注1)</sup>水路汚染対策として、世界文化遺産麗江古城保護管理局が制定した「雲南麗江古城保護条例」<sup>15)</sup>、「麗江古城環境風致保護修復ハンドブック」などによる保護条例や整備指針に基づく整備方策などにより、水路における禁止行為や水路の保護方策などが提示されてきているが、必ずしも守られていないのが現状といえる。

### 5-4-3. 水質

水路の管理や清掃が公共の手により行われるようになり、各種の水質汚染対策が図られてきているが、水路の汚染は顕在化傾向にあり、水質悪化が危惧されてきているという。そこで、現在の水質の概要を把握するために、玉河広場で分岐した直後の中河最上流部(定点①)と、西河の中間に位協する水汲み場(定点②)、西河最下流部(定点③)において、2011年2月23日の朝(10:00~10:30)、昼(13:50~14:20)、夕(18:50~19:30)に水温、湿度、温度、ph、COD、流速を実測した。水質を評価するためには他にも重要な指標があるが、ここではパックテストで簡易に実測可能な項目のみを計測した。その結果を表5-3に示す。なお、流速はおおよその流量を知るために、木の葉が水面を流下する時間を計測して算出したもので、厳密な平均流速は測定値よりもやや遅いと思われる。

実測の結果、玉龍雪山の雪解け水や伏流水が水源のため、水温は13℃から15℃と冷たく気温の変化に比べて時刻による水温変化が、少ないことがわかる。一方、水質は住民による水路での洗濯やモップ洗いなどの水利用行為により、下流側ではCOD値が10mg/lと、飲用どころか農業用水にも適さないレベルにまで汚染されていることがわかる。ただし、夕の実測結果では、定点①のCOD値がもっとも高かった。これは、実測時に近くの住民の水利用行為が見られたためと思われる。なお、ph値は6.2でほぼ中性の値を示した。

## 5-5. 水路空間の特徴

大研古城には城壁がなく、迷路のような住居の配置構成となっているため、堀割などの防御空間もつくられていない。また、水路による物資輸送も行われなかったために、水路と生活空間は非常に近接している。また、水路を住民の生活用水や農業用水としての目的で古城に導水しているため、水路の随所に水汲み場や洗濯・物洗い場などの用に供される接水性の高い水空間が、五花石（開江周辺で採れる大理石の一種）などを用いて階段状に作られている。これらの水汲み場や接水空間の多くは、その用途を限定せずに、様々な水利用行為の場として使われているため、本研究では、これらの水利用施設を「水汲み場」と称することにした。そして、古城内にある全ての水路と水汲み場の位置を踏査で把握した。

水路と水汲み場の位置を図 5-2 に、水路幅、道幅の実測結果を表 5-4 に示す。この図で水路が途切れているのは、建物下部を流れているために流路の確認ができなかった区間である。確認した水汲み場は 256 箇所存在したが、水路の両側に建物が隣接している区間で、建物から直接水路に降りられる個人専用の水汲み場については確認できていないものが多数ある。

古城南側では、多数の小さな水路が張り巡らされているが、その流路構成は明快である。「中河」はほとんど支流にわかれずに古城を流れ、「中河」「東河」は、下流部で細かな小水路に分流されている。これらの水路を次のように水系 1～水系 6 に整理した。まず、黒龍澤から玉河までの水路は、両側に路地がある幅 10～12m の大きな水路であり、大研古城の範囲外ではあるが、古城に流れ込む重要な水路であるため「水系 1」とし、古城の中央を流れる中河を「水系 2」、西河上流部と西河の西下流部を「水系 3」、西河東下流部を「水系 4」、東河を「水系 5」、東河南下流部を「水系 6」とし、水系別に水路空間と水汲み場を分類した上で水路空間の特徴を捉える。

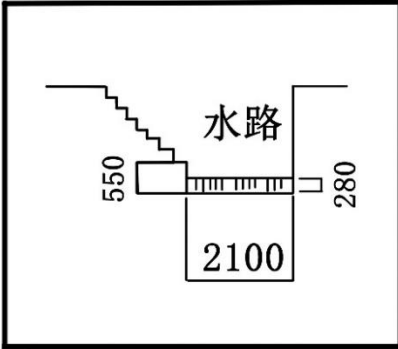
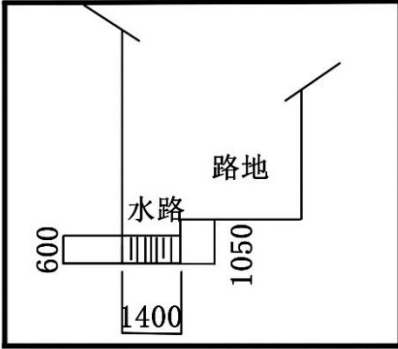
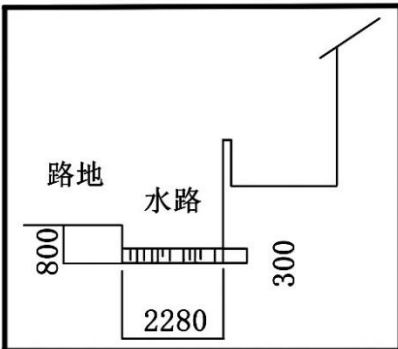
### 5-5-1. 水路空間と水汲み場の分類

古城に張り巡らされている水路空間を大別すると 4 タイプに分けられる（図 5-3）。まず、道の中央に水路が配されている「中央水路タイプ（タイプ①）」、そして、道の片側の建物沿いに水路が配されている「片側水路タイプ（タイプ②）」、さらに、水路の両側に建物が配されているタイプ「両側建物タイプ（タイプ③）」最後に、建物の下部を水路が通っているタイプ「建物下部水路タイプ（タイプ④）」である。水路に付随して設けられている水汲み場も様々な形態が存在するが、大別すると以下の 4 タイプに分

けられる(図5-4)。道の一角にある広場的空間の「広場タイプ(タイプA)」,そして、道沿いに水路へ降りられる階段があり、誰でも利用できる「共有奎間タイプ(タイプB)」,さらに、道沿いにあるが行き止まりのため、実質的にはそこに住む住民しか使用しない「私的空間タイプ(タイプC)」,最後に建物側に水路へ降りるための階段を設けており、その建物に住む住民だけが利用できる「個人専用タイプ(タイプD)」である。

以上の水路空間タイプと水汲み場タイプを、把握した全ての水汲み場地点で記録した。その結果を表5-4に示す。この結果を用いて、「中河」「西河」「東河」の水路空間の特徴を考察する。

表5-3 定点水質調査結果

定点 ①		朝	昼	夕	
	時刻	10:00	13:50	18:50	
	水温(°C)	13.2	14.7	15.1	
	湿度(°C)	57	33	22	
	温度(°C)	8	14	17	
	p h	6.2	6.2	6.2	
	COD(mg/L)	6	4	10	
	流速(m/s)	1.3			
定点 ②		朝	昼	夕	
	時刻	10:10	14:05	19:10	
	水温(°C)	13.2	14.7	15	
	湿度(°C)	70	38	30	
	温度(°C)	9	16	14	
	p h	6.2	6.2	6.2	
	COD(mg/L)	10	10	8	
	流速(m/s)	2.2			
定点 ③		朝	昼	夕	
	時刻	10:25	14:20	19:30	
	水温(°C)	12.9	14.3	14.6	
	湿度(°C)	57	27	27	
	温度(°C)	10.7	16	13	
	p h	6.2	6.2	6.2	
	COD(mg/L)	10	10	8	
	流速(m/s)	2.6			





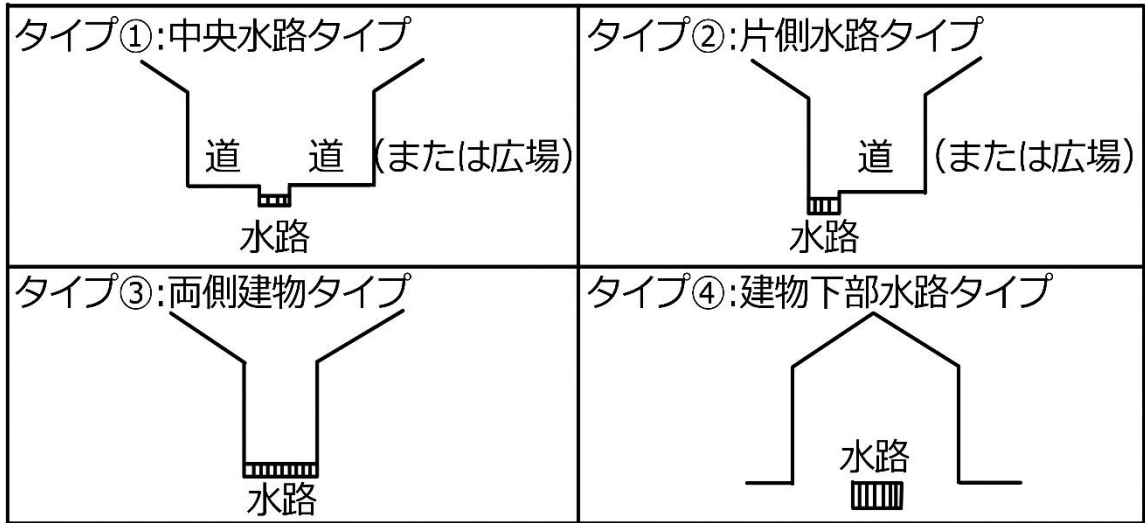


図 5-3 水路空間タイプ

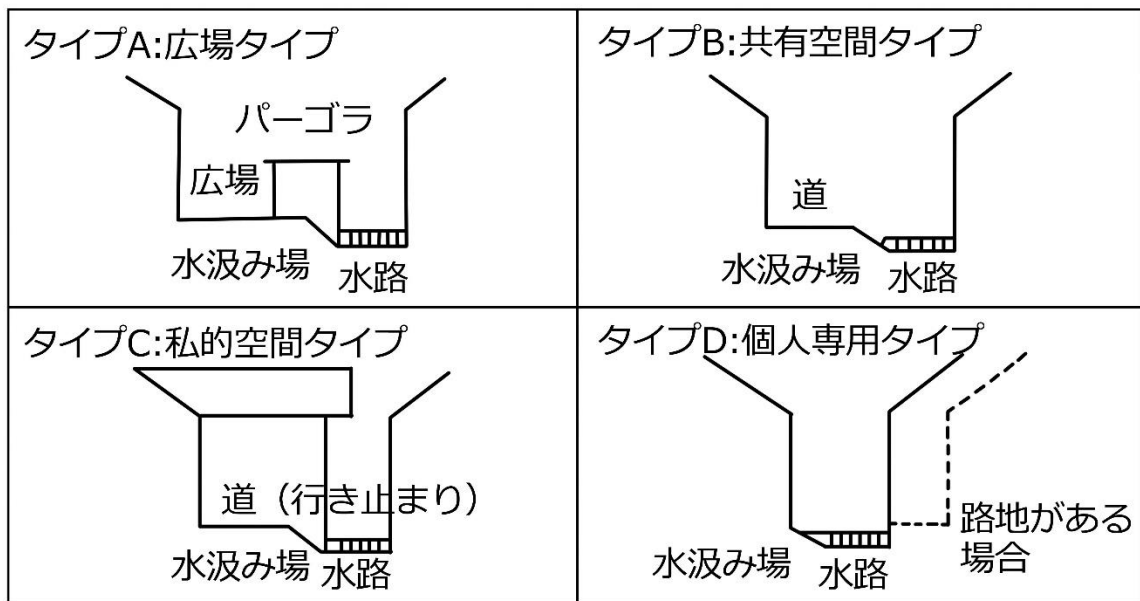


図 5-4 水汲み場タイプ

### 5-5-2. 中河の水路空間（水系 2）

中河は古城入り口から東大街（写真 5-5）を南下し、古城の中央を流れる自然河川であり、3 水路の内、地区の中で地形的に最も低い位置を流下している。また、元来汚水や他の水路が冠水した時に排水路の役割を担ってきた。

表 5-4 に示すように、この河に面する道幅は 2~5m と狭いが、水路幅は 5~6m と比較的大きい。また、そこから派生する小水路はほとんどない。水路空間タイプは①から③が混在しているが、他の水系と異なる点は、水路の両側に建物が直接面する③が多いことである。そして、水面近傍まで床面を下げた納涼的な飲食空間（写真 5-6）など、親水性の高い空間が設けられている。また、水路空間タイプ③が多いことから、水汲み場タイプも個人専用の D が目立つ。そのため、この区間では水汲み場を確認できない区間も多かった。この水系には 2 つの一眼井と 2 つの三眼井があり、いずれも多くの住民が日常的に利用しており、三眼井は住民間の交流の場にもなっている<sup>13)</sup>。

### 5-5-3. 西河の水路空間（水系 3, 水系 4）

西河は、古城入り口で分流された後、獅子山の麓を沿うように流れており、他の 2 つの水路と比べて最も高い標高を流れている。この河の上流部には新華街（写真 5-7）が面しており、その南下流部では四方街に、さらにその下流部では木府に隣接している。木府の建物全体を取り巻きながら流れた後、水路は分岐して、一方は古城南側へ（水系 3）、もう一方は建物下部を通過し古城東南側へ流れ（水系 4）、いずれもその先で小水路網に分かれていく。

水系 3 の水路幅は上流で約 4m、下流で約 1m と小水路に分岐する毎に徐々に水路が小さくなる。上流部の新華街の水路空間は中央か片側に水路が配されているタイプ①と②で、下流部は片側に水路があるタイプ②で、この古城の水路空間の典型的な区間といえる。また、この河は主に住民の生活用水として利用されてきたため、水路の随所に、住民が洗濯や物洗いに利用できる共同の水汲み場（タイプ A~C）が多く設けられている。西側下流部に 2 つの三眼井があり多くの住民に利用されている<sup>13)</sup>。

そこで、この水系の中流部において、水路空間の実測を行った。その結果を図 5-5 に示す。この水路と水汲み場の実測データは表 5-4 の NO.152~167 である。この区間は商業の中心である四方街があり、政治の中心である木府が含まれる古城の中心部であるにも関わらず、水路空間タイプは両側に建物が面する③や建物下部を流れる④、水汲み場タイプも私的空間の C や個人専用の D といったタイプが混在している。さら

に断面 C の空間は W4.6m×H3.2m といったヒューマンスケールな空間であるのに対して、断面 E の空間は W17.7m×H8.0m と開放的で公共的な空間であり、変化に富んだシーケンスを体験できる。

水系 4 は、西河の下流部なので、水路幅は 1 m 内外と小水路のみである。水路空間タイプのほとんどは片側水路の②、水汲み場タイプのほとんどが共用空間の B であり、比較的単調な水路空間である（写真 5-8）。また、広揚の一角に観光用の三眼井が設けられているが利用されていなかった。

#### 5-5-4. 東河の水路空間（水系 5, 水系 6）

東河は、古城入り口で分流された後、古城の東側を沿うように流れ、その後畑への給水路となる。この河も西河同様に、主に住民の生活用水として利用されてきた。そのため、水路の随所に、住民が洗濯や物洗いに利用できる共同の水汲み場が多く設けられている。

水系 5 の水路幅は上流で約 4m、下流で約 1.5m と徐々に水路が小さくなっている。水路空間タイプの多くは片側水路の②であるが、所々両側に建物が面する③も存在し、水路と道が隣接したり離れたりする（写真 5-9）。そのため、水汲み場タイプも B, C, D が混在し、共用空間と私的空間が入れ子のよう構成されている。なお、この水系にある自墳井は中流部に 1 つの二眼井のみで、その場所は道から奥まった位置にあり、利用する住民も少ない。

水系 6 の水路空間タイプは中央水路の①か、片側水路の②で、水汲み場タイプのほとんどが共用空間の B である（写真 5-10）。水系 5 と同じような水路の規模で、また同じように住宅に囲まれ、その先では畑への給水路となるが、比較的単調な水路空間である。



写真 5-5 東大街（水系 2）



写真 5-6 中河中流部（水系 2）



写真 5-7 新華街 (水系 3)



写真 5-8 西河下流部 (水系 4)

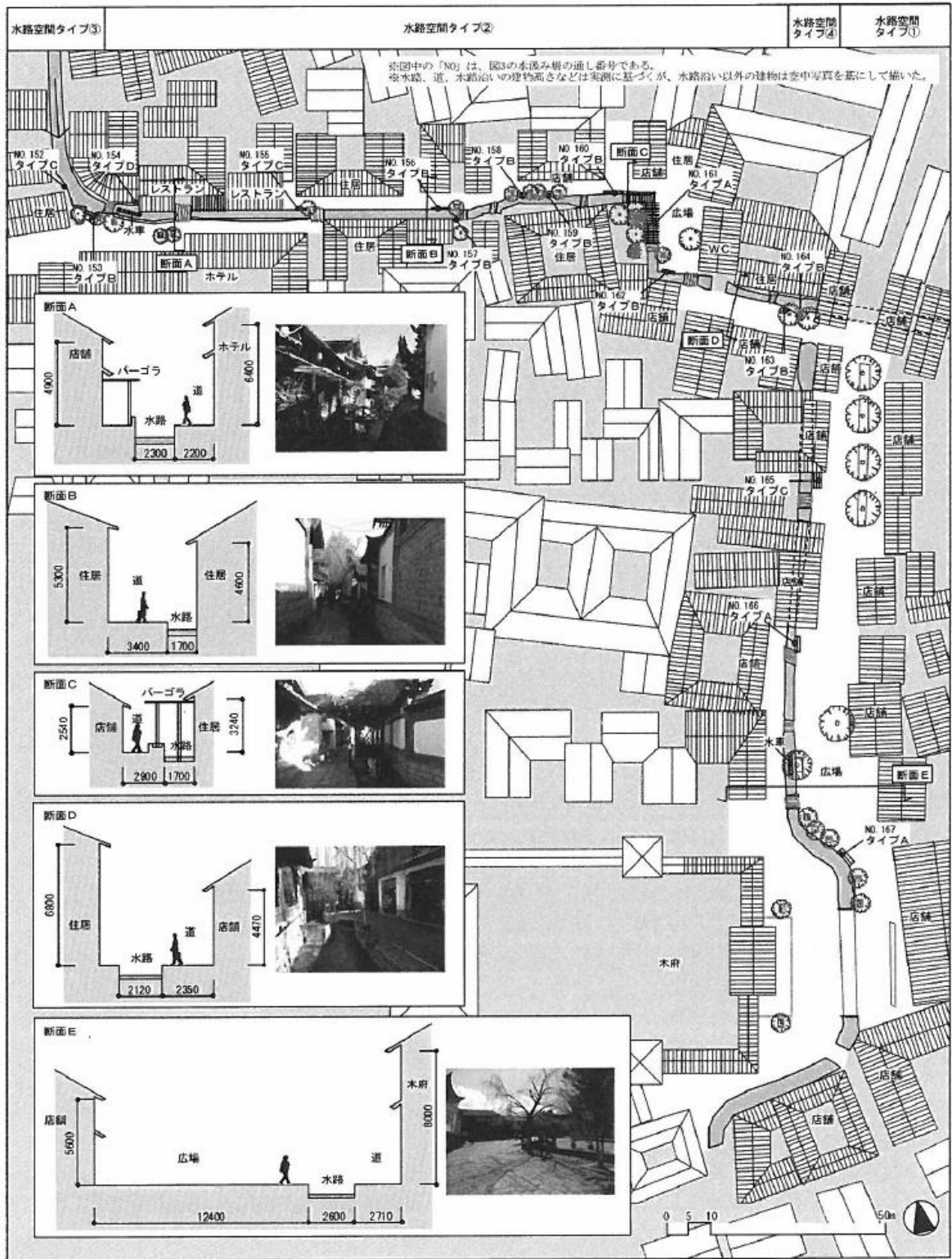


図 5-5 西河中流部の水路空間



写真 5-9 東河上流部（水系 5）



写真 5-10 東河南下流部（水系 6）



## 5-6. まとめ

麗江大研古城地区内の河川や疎水及び小水路網と付随する利水施設としての水汲み場に焦点を当て、水路空間の特徴を把握した。その結果を以下に要約する。

- ①大研古城に張り巡らされている主な水路は、古城中心を流れる自然河川の「中河」と、その両側を流れる疎水の「西河」「東河」の3つの水路であり、これらの水路を流れる水は、古城内で生活用水として利用され後、農業用水として利用されている。  
「中河」は、水路幅が5~6mと比較的大規模な水路で、水路の両側に建物が配されている区間が多く、水に親しめる飲食空間も配されている。一方、「西河」と「東河」は小水路網に分岐していくため、水路の規模は徐々に小さくなり、水路と道が隣接したり離れたりするため、様々なタイプの水路空間が混在している。
- ②大研古城の水路は、住民の生活空間に非常に近接しており、また、随所に水汲み場や洗濯・物洗い場などの川に供される接水性の高い水空間（水汲み場）が、五北石などを用いて陸段状に作られているため、親水性が高い水路空間が形成されている。
- ③水路空間は、「道の中央に水路が配されているタイプ」「道の片側の建物沿いに水路が配されているタイプ」「水路の両側に建物が配されているタイプ」「建物の下部を水路が通っているタイプ」に分けられる。
- ④水路に付随して設けられている水汲み場は、「道の一角にある小さな広場的な空間タイプ」「道沿いに水路へ降りられる階段があり、誰でも利用できるタイプ」「道沿いにあるが行き止まりのため、実質的にはそこに住む住民しか使用しないタイプ」「建物側に水路へ降りるための階段を設けており、その建物に住む住民だけが利用できるタイプ」に分けられる。
- ⑤上記の水路空間タイプ、水汲み場タイプの多様な組み合わせに加え、さらに多様な規模の街路空間が存在することが、大研古城の空間構成を特徴付けている。
- ⑥水路を流れる水の温度は、時刻による変化が少なく13℃から15℃であった。しかし、水路での野菜洗いやモップ洗いなどの水路汚染行為によって、下流側はCOD値が約10mg/lと汚染されていた。

このように大研古城は、三眼井のような特異な水利用空間に加えて、多様な水路空間によって街が構成されていることがまちの魅力であると考えられる。これらの水路は現在も住民に利用されており、そのルールも示されているものの、必ずしもルールが守られていないことや、観光客の低いモラルによって、水環境は汚染されているのが現

状である。大研古城が「水のまち」として持続的に発展するためには、健全な水利用を継続しつつ、慣行や規範意識を保持することが必要と思われる。

なお、水汲み場での水利用行為については、水路空間の実測中に見られた行為のみで考察しているため、水利用行為の定点観測などを行い、水路の汚染対策を検討することが今後の課題である。

## 第 6 章 結論

## 第6章 結論

本論文では、経済発展の続く中国において進められてきている各地の都市の各種機能更新を目的とした近代化・都市化にともなう都市空間の整備に着目し、そこで進められてきている歴史的・文化的な都市環境の保護保存のための課題と問題点を見出すことに焦点をあてると共に、当該地域の住民生活も含めた調査研究を展開した。

論文では歴史的・文化的都市環境を形成してきた開港都市や租界を含む歴史文化名城 134 ヶ所と世界遺産 52 ヶ所において建築や都市を対象にした保護施策が展開される中から、山東省烟台市と青島市及び雲南省麗江市を対象にして、建築物や街区及び水空間（利水施設・空間）の保護活用と住民生活との係わり方に着目し、都市環境（生活環境）保護に関する課題や問題点を捉えている。

現地調査は 2001 年から 2018 年までの間に概ね 3 つの拠点を中心に実施してきた。

本調査研究は 3 つの視点からアプローチし①歴史的建築物の保護に関する研究（国級歴史文化名城 山東省烟台市）。②歴史文化街区の保護に関する研究（国級歴史文化名城 山東省青島市）。③地域社会の形成に寄与する水空間（世界文化遺産 雲南省麗江・大研古城）。各々のデザインサーベイに基づく現地調査（関係者へのヒアリング、実測調査、映像媒体による記録取り、地図への書きこみ）を実施した。

### 6-1. 結果

第 1 章は「序論」として、研究背景、既往研究の動向、研究の目的、研究対象地、研究対象地に関する研究、研究方法、中国の都市環境としての歴史文化保護の過程、中国の歴史文化都市環境分類を整理した。

第 2 章は「歴史的・文化的都市環境を形成する建築物の保護に関する調査分析-山東省烟台市の烟台山地区と朝陽街地区を対象として-」として、山東省烟台市の市内烟台山地区を中心に歴史的建築物の保護管理について現地調査を行い、省級歴史文化名城から 2013 年に国級歴史文化名城に等級をあげた後の各種施策の状況を捉えた。

①烟台市は、1999 年に省級歴史文化名城の指定を受けてきたが、2013 年には国級の歴史文化名城の公布を受けた。

②2002 年当時、市内の 5 地区、烟台山地区、朝陽街地区、近代港口地区、所城地区、東海岸地区が重点保護地区に指定されていたが、国級歴史文化名城に指定されたことを契機に、2013 年に烟台山-朝陽街歴史文化街区と広仁路-十字街歴史文化街区及び虹口路歴史文化街区が街区指定され、新たに奇山所城歴史文化街区と宮家島歴史文化街区が保護地区に指定された。

③2006 年に烟台市都市風貌計画管理暫定規定が施行されたことで新たに風貌区として、毓璜頂歴史文化風貌区と海軍航院歴史文化風貌区の 2 地区が加えられた。

④烟台市における歴史的建築物の指定は、2002年時は、国級1軒、省級7軒、市級19軒、歴史保存対象建築物107軒で、全体では134軒あったが、2013年には、国級4軒、省級34軒、市級27軒、歴史保存対象建築物190軒で全体では255軒となり、指定建築物の増加が見られた。

⑤烟台山地区は、2006年5月に国家文化遺産保護区に認定され、烟台山公園として風景区を構成し重要文化遺産保護単位、国家4A級観光拠点に指定されることで管理（入場料徴収）され、地区内の32軒の歴史的建築物は、前回年調査時では、その内11軒が未修復状態に置かれていたが、今回7軒が修復を完了し、2軒が歴史保存対象建築物から除外され2軒が修復中であった。

⑥海岸路地区では7軒中2軒が大規模修復工事を行っており、他の建物は16年前の状態に修復工事も未着手状態に置かれていた。また、朝陽街地区は2017年より地区一帯の保護事業推進のため、地区一帯への立ち入りを制限していた。

第3章は「歴史的文化的都市環境を形成する街区の保護に関する調査分析-山東省青島市のビール産業文化街区を対象として-」として、1994年に国級歴史文化名城の指定を受けることで産業文化街区に指定された「青島ビール街区」に着目して歴史文化街区の形成の経緯を捉えた後に、保護・保存と利用のあり方について現地調査を実施し、

①中国の開港都市の概況と青島市の状況を捉え、②青島市の「青島歴史文化名城保護」の対象遺産の内「歴史文化街区」の指定を受けた18街区の現状を捉え、③この歴史文化街区の中の「青島ビール街区」に焦点を当て、街区の保護と利用の現況を捉えた。

①2010年に国級歴史文化街区としての産業文化街区の指定が解除されていた。

②青島ビール醸造工場は文化財保護建築物としての単体（修復）保護と面的な保護は行われてきており、観光拠点として整備され来訪客が多数訪れている。

③北区による特色がいくつもの街づくりへの取り組みは進められ、街区を構成する建物の欧州風のファサードへの修景対応などが希求されているが、各店舗は異なる様相を表出する状況となっている。

④青島市の品質技術監督局による街区の環境維持要求や飲食サービス規範においては、各々きめ細やかな規程が設けられ、各店舗の営業面に対して、その対応を求めているが、概して「街並みの清潔さ」や「店舗内部の清潔さ」など環境維持やサービス面において、それぞれ「清潔さ」を積極的に希求している。

第4章は「歴史的・文化的都市環境を形成する水空間の水利用に関する調査分析-雲南省麗江大研古城の三眼井と住民の水利用-」と題し、世界遺産の雲南省麗江大研古城を対象に、地区内にある水空間を形成する自噴井や水路に着目し、まず、自噴井の「三

眼井」の空間構成や、今日の住民生活や地域社会が内的・外的な環境圧により変化を余儀なくされている中で、三眼井の水利用の面で継承されている慣行や規約遵守など、利用面における意識・行為や習慣・管理のあり方を捉えた。

- ①大研古城地区は地下水が豊富で自噴井が数多く点在し、設置水槽の数とその機能・用途により、一眼井、二眼井、三眼井と呼び分けられ、各々水利用がなされていた。
- ②三眼井は大研古城地区の固有の水場であるが、観光化の進行により機械式のものが新たに2ヶ所作られたり、近隣の東河古鎮でも観光用が3ヶ所作られてきていた。
- ③三眼井は形状、規模、形態面で各々特有な構成を見せるが、上泉・中泉・下泉と呼ばれる水槽別に、石枠による空間領域、素材の五花石の使用は全てで共通していた。平面形状や立体形状に各々特異さを見せるが、水槽の深さは概ね同じ水深であった。
- ④三眼井の水利用携帯は設置されている場所により違いがみられ、街区の外れにある三眼井は、量的対応が図れる規模・形状を持ち、街区内の商店街近傍にある三眼井は、規模的に小さいため利用頻度を高めた使用法が行われていた。
- ⑤三眼井の管理は住民主体で行われ、規約はすべての三眼井で共通したものであったが、規約の遵守意識が薄らぐことで、水場に塵芥が放置されるなど、使い方の煩雑さがみられるようになり、環衛局が清掃などの面で支援を行うようになった。
- ⑥三眼井の水利用は飲用水や水汲み利用が最も多い。また、朝7時から夕方18時頃まで絶え間なく利用者がいた。さらに、住民の中には習慣的、持続的な水利用もみられる。特に恒例の納西族住民にこの傾向がみられた。
- ⑦三眼井は水利用の場を基本としながらも地域交流の場としても利用されており、そのための場所も付随されていた。

第5章は「歴史的・文化的都市環境を形成する水空間の水利用に関する調査分析-雲南省麗江大研古城の三眼井と住民の水利用-」と題し、第4章に次いで、大研古城地区内の水空間を形成する河川や疎水、張り巡らされた小水路網、水銘に付随する利水施設に焦点を当て、古城区内に張り巡らされた水路のある街路空間の特徴を捉えた。

- ①大研古城に張り巡らされている主な水路は、古城中心を流れる自然河川の「中河」と、その両側を流れる疎水の「西河」「東河」の3つの水路であり、これらの水路を流れる水は、古城内で生活用水として利用された後、農業用水として利用されている。「中河」は、水路幅が5~6mと比較的大規模な水路で、水路の両側に建物が配されている区間が多く、水に親しめる飲食空間も配されている。一方、「西河」と「東河」は小水路網に分岐していくため、水路の規模は徐々に小さくなり、水路と道が

隣接したり離れたりするため、様々なタイプの水路空間が混在していた。

- ②大研古城の水路は、住民の生活空間に非常に近接しており、また、随所に水汲み場や洗濯・物洗い場などの川に供される接水性の高い水空間（水汲み場）が五北石などを用いて階段状に作られているため、親水性が高い水路空間が形成されていた。
- ③水路空間は、「道の中央に水路が配されているタイプ」「道の片側の建物沿いに水路が配されているタイプ」「水路の両側に建物が配されているタイプ」「建物の下部を水路が通っているタイプ」に分けられた。
- ④水路にある水汲み場は「道の一角にある小さな広場的な空間タイプ」「道沿いに水路へ降りられる階段があり、誰でも利用できるタイプ」「道沿いにあるが行き止まりのため、実質的にはそこに住む住民しか使用しないタイプ」「建物側に水路へ降りるための階段を設けており、その建物に住む住民だけが利用できるタイプ」に分けられた。
- ⑤上記の水路空間タイプ、水汲み場タイプの多様な組み合わせに加え、さらに多様な規模の街路空間が存在することが、大研古城の空間構成を特徴付けていた。
- ⑥水路を流れる水の温度は、時刻による変化が少なく 13℃から 15℃であった。しかし、水路での野菜洗いやモップ洗いなどの水路汚染行為によって、下流側は COD 値が約 10mg/l、と汚染されていた。

## 6-2. 考察

本調査の考察を以下に示す。

### (1) 歴史的建築物の保護に関する分析結果：

「烟台市历史文化名城保護制度」に基づく「保護計画」による市内の保護地区の状況を捉え、烟台市優秀歴史建築物に指定された対象建築物の保存・修復の状況を捉えた。調査の結果、開港都市の特徴を生かした街づくり推進のため、歴史的・文化的価値を持つ建築物を保護保存するための各種施策を実施することで、当初、市内の 5 地区が重点保護地区に指定されていたが、国級历史文化名城に指定されることで街区指定と保護区地区が増え、歴史的建築物指定も 107 軒から 2013 年には 255 軒に増えていた。また、新たに加えられた朝陽街地区は保護事業推進のため、2017 年より立入り規制が行われていた。さらに、従前保護事業実施に伴い住民に強いられた転出は、住民と行政間で話し合いがもたれ、保護事業完了後に再び元々居住していた住居に戻ることが許可されるようになっている状況を捉えた。

### (2) 歴史文化街区の保護に関する分析結果：

青島ビール街区は国級歴史文化街区としての産業文化街区の指定を解除されていたことが分かった。しかし、青島ビール醸造工場は文化財保護建築物としての単体保護と面的な保護がなされ観光拠点として整備されていた。また、特色街区としての取り組みや品質技術監督局による街区の環境維持要求や飲食サービス規範を規定し各店舗での環境維持やサービス面において環境衛生面の向上を図ることで街区のイメージ向上を図ることを意図していた。

### (3) 水空間(三眼井・水路)と住民の水利用の分析結果：

大研古城の住民生活を取り巻く状況は、1997年以降の観光客の増加とそれに対応した社会基盤整備及び新規住民の移入などが相互に影響することで、伝統的な風土風習を重んじた住民の生活形態に対して変化を余儀なくしていた。そうした中で、三眼井の利用は住民生活の中では「生きた水」として活用されてきていた。三眼井は上泉・中泉・下泉の三段階の水面を持ち、各水面や水場の使い方に関しては住民により規約が設けられていた。この規約を住民は遵守することで約800年前から三眼井は守られてきていた。一方、近年作られた観光用の三眼井の設置は、本来の水利用に対する歴史的・文化的・伝統的な思考に基づき生み出されてきたものとは必然的に異なるため、結果として生活に密着した使われ方がなされていないため、管理が不十分になり、現在は水もなく休止状態に置かれていた。加えて、水道整備もなされてきていたが、三眼井の利用になれた住民は利便性ではなく生活習慣に根付いた地域社会構築に寄与する水空間を利用していることが分かった。こうしたことから、大研古城が「水のまち」として持続的に発展するためには、健全な生き方水利用を継続できるように慣行や規範意識を保持できる環境づくりが重要と思われる。また、大研古城は、三眼井のような特異な水利用空間に加えて、多様な水路空間によって街が構成されており、それがまちの魅力を構築していることが分かった。これらの水路は現在も住民に利用され、その規約も示されているものの、必ずしもすべての箇所が規約が守られていないが、多くの場所では800年前の規約遵守がなされていた。

歴史文化建築物となる建築物保護保存は1989年頃から始められてきたが、一方では、都市の機能更新に基づく再開発や新規の開発、社会基盤整備が進められてきている。こうした二律背反な状況を理解し持続的な発展を推進するためには、住民の習慣や規範意識を保持できる環境づくりが極めて重要となってきた現状を、本調査研究では捉えることができた。



### 6-3. 結論

- 1) 文物保護法により、歴史的、文化的な価値を持つ伝統的様式美の建築物の多くは保護保存の手立てが進められて原型保存されてきているものが多い。しかし、行政側の取り組みは停滞していたり、居住者や利用者が建築物の持つ伝統的価値や歴史的価値に対する認識を持ち合わせていない場合も多く見られ、原型が大きく改変されていたり、大規模な不法改造が図れたり、破壊や解体されているものも多々ある。そのため、歴史的文化的建築物の指定の見直し調査が重要で、現状を把握することが急務と思われる。また、関係資料の有無確認も重要である。こうした調査を踏まえるならば、実測調査に基づく図面の復元や映像記録などを電子情報化しアーカイブ化することも重要と考える。さらに、例えば、こうした記録に基づく「青島市歴史建築図（江蘇科学技術出版社 2013 年出版、資料協力）」出版は、歴史的文化的建築物に対する一般市民の理解増進を深めたり、啓発につながると考える。
  - 2) 歴史的文化的な価値に基づく建築物の保護保存の場合、等級によっては内部空間を改装した商業的利用も多く、過度な改装改築が進むことで原型保存を大きく逸脱していたり、地域性の無い商業主義的利用も増えている。一方で保護地区周辺部に様式や時代性を模倣した街区を形成している場合も見られるため、記録保存に基づく建築の規制誘導が重要と考える。
  - 3) 保護保存の対象地区における住民生活は、地区での長らくの日常生活の中で習慣や風習、規範意識や相互扶助と言った親近性の高い顔見知り社会を構築してきた。そのため、こうした関係性を考慮すると共に地区に根ざした住民意識を継承できるようにすることが重要である。また、水空間については、住民生活に密着した空間整備が重要と考える。
- 北京オリンピックを契機に一般市民の社会生活における意識改革が推進されてきているが、諸についたばかりである。そのため、今後共こうした取り組みを進めると共に都市環境育成に対する関心を高めることも重要と考える。

## 第 7 章 参考文献一覽

## 第7章 参考文献一覧

### 第1章 参考文献

- 1) 全国人大常務会：中華人民共和國文物保護法（修正本），1991.6
- 2) 畔柳昭雄：Port-Opening Cities in China, オープンリサーチセンター整備事業（アジア諸国の文化遺産保護関連機関の構成と役割の分析評価），日本大学理工学部 2005.4
- 3) 呂舟：新世紀に向かう中国文化遺産保護，建築学報(3)，2001.
- 4) 王景慧：歴史文化遺産保護の政策及び計画，都市計画(10)，2004.
- 5) 陳亮：歴史文化遺産の保護理念研究，福州三坊七巷保護計画を例に，計画家 24(8)，pp. 32-36，2008.

### 第2章 参考文献

- 1) 葉華，浅野聡，戸沼幸市：中国における歴史的環境保全のための歴史文化名城制度に関する研究-名城保護制度の枠組みの整備過程の特徴と課題，日本建築学会計画系論文集第494号，pp.195-204，1997.4
- 2) 錢威，岡崎篤行：北京における歴史的環境保全制度の変遷，日本建築学会計画系論文集第627号，pp.1007-1014，2008.5
- 3) 馮旭，山崎寿一：中国における「歴史文化名鎮名村」保護制度の展開とモデル計画事例に関する考察-1980年以降の「面」的保護に着目して-，日本建築学会計画系論文集第684号，pp.373-382，2013.2
- 4) 魏小娥，加藤晃規：中国の歴史文化名村における歴史的建築物の観光利用の実態と問題点-韓城市党家村の四合院住宅の利活用に着目して-，日本都市計画学会都市計画報告集 NO1，pp.70-78，2016.4
- 5) 藤森照信 汪坦：全調査東アジア近代の都市と建築，大成建設 1996.3
- 6) 大西國太郎，朱自煊：中国の歴史都市 これからの景観保護と町並みの再生へ，鹿島出版会，2001.7
- 7) 林宜徳，畔柳昭雄：中国の開港都市における歴史的建築物の保存に関する研究-山東省烟台市の保存方法や跡利用について-，日本建築学会大会(北陸)学術講演梗概集，F-1分冊 pp.515-516，2002.8
- 8) 舟岡徳郎，畔柳昭雄：中国の開港都市における歴史的街並み整備に関する研究-山東省

烟台市の市街地再整備の現状と課題-, ,日本建築学会大会(東海)学術講演梗概集,F-2  
分冊 pp.157-158,2003.9

- 9) 林宜徳,畔柳昭雄:中国山東省烟台市における歴史的建築物の保護制度に関する研究  
-アジアの歴史的文化遺産の保護に関する調査研究-その 1,日本建築学会計画系論文  
集第 576 号,pp.223-230, 2004.2
- 10) 呂舟:新世紀に向かう中国文化遺産保護,建築学報(3),2001.
- 11) 王景慧:歴史文化遺産保護の政策及び計画, 都市計画(10),2004.
- 12) 陳亮:歴史文化遺産の保護理念研究,福州三坊七巷保護計画を例に,計画家 24  
(8),PP.32-36,2008.

### 第 3 章 参考文献

- 1) 徐飛鵬,村松伸:中国近代建築総覧-青島, 中国建築工業出版社,1992
- 2) 宋遼威:青島城市老建築,青島出版社,2004
- 3) Warnar,T:German Architecture in China,Erns&Sohn,1994
- 4) 瀬戸武彦:青島(チンタオ)をめぐるドイツと日本(1)-膠州湾占拠から青島の建設  
まで-,高知大学学術研究報告,第 44 卷,1995.
- 5) 伊藤庸一,岡田知子:中国青島旧市街の街区構成,日本建築学会大会学術講演梗概集  
(関東)pp.495-496,2006.9
- 6) 伊藤庸一,岡田知子:中国・青島旧市街にみられるドイツの都市構想,日本建築学会大  
会学術講演梗概集(九州),pp.597-598,2007.8
- 7) 江本硯,藤川昌樹:中国青島市における並木道空間の形成(1891-1945), 日本建築学  
会計画系論文集,第 78 卷,693 号,pp.2321-2328,2013.11
- 8) 藤森照信,汪坦監修:全調査 東アジア近代の都市と建築,筑摩書房編集・大成建設発  
行,1996.3
- 9) 畔柳昭雄:Port-Opening Cities in China,オープンリサーチセンター整備事業(アジ  
ア諸国の文化遺産保護関連機関の構成と役割の分析評価),日本大学理工学部,2005.4
- 10) 林宜徳, 畔柳昭雄: 中国山東省烟台市における歴史的建築物の保護制度に関する  
研究-アジアの歴史的文化遺産の保護に関する調査研究 その 1-,日本建築学会計画  
系論文集第 576 号, pp.223-230, 2004.2
- 11) 青島市質量技術監督局:啤酒街環境要求資料,2009.8

- 12) 青島市質量技術監督局：啤酒街飲食サービス規範 資料 2, 規範,2009.11
- 13) 喬曉紅:歴史地区建築環境の再生と創新,上海太平橋地区新天地広場旧市街改築項目を記録する,建築学報(3),pp.12-15,2001.
- 14) 周暢:伝統歴史文化街区の保護及び持続的な発展,建築学報(11),2004.
- 15) 林林,阮儀三:蘇州古城平江歴史街区の保護計画と実践,都市計画学刊 (3),PP.45-51,2006.

#### 第4・5章 参考文献

- 1) 山村高淑,城所哲夫,大西隆:世界遺産を観光資源とした観光産業の実態とその課題に関する研究-中国・麗江旧市街地における観光関連店舗の経営実態分析-,第36回日本都市計画学会学術研究論文集,pp.257-262,2001,11
- 2) 山村高淑,張天新,藤木庸介,門永琢,平田隆行,柏原誉,金世峰:麗江旧市街地中心部における建築用途と地域社会の変容-観光地化が世界遺産都市・麗江に与える空間的・社会的インパクトに関する研究 その1-,日本建築学会大会学術講演梗概集,F-1分冊,pp.587-588,2005.9,
- 3) 河原洋子:街尾村白沙街沿い民家の分析-中国世界遺産麗江旧市街白沙集落において-,日本建築学会計画系論文集,第619号,pp.251-256,2007.9
- 4) 藤木庸介,北山めぐみ,山村高淑:茶馬古道沿いの民家に見る外観の意匠性に関する報告-中国雲南省・麗江旧市街地周辺から大理旧市街地周辺を事例に-日本建築学会技術報告集,第14巻第27号,pp.265-269,2008.6
- 5) 藤木庸介,柏原誉,山村高淑:観光地化が伝統的民家の使用に及ぼす影響について-世界遺産都市・中国雲南省麗江旧市街地を事例として-,日本建築学会計画系論文集,第629号,pp.1499-1506,2008.7
- 6) 門永琢,山村高淑,藤木庸介,張天新,平田隆行,柏原誉,金世峰:麗江旧市街地における水路・井戸の現状に関する考察-観光地化が世界遺産都市・麗江に与える空間的・社会的インパクトに関する研究 その5-日本建築学会大会学術講演梗概集,F-1分冊,pp.595-596,2005.9
- 7) 朱安新:雲南麗江地区の水環境に関する社会学的考察-地域社会が抜けつつある世界文化遺産の麗江古城-,愛知大学21世紀COEプログラム2005年度人口生態環境問題研究会中間報告書「中国が進める循環経済と環境政策」,pp.253-262,2006.11

- 8) 榎根勇:麗江古城の環境論-水をつなぎ手とした統合的方法による考察-,現代中国環境基礎論-人間と自然の統合-,愛知大学国際中国学研究センター,pp.99-125,2006.11
- 9) 榎根勇:漢族の現代中国環境論の課題と展望,愛知大学 21 世紀 COE プログラム 2007 年度現代中国環境論-現代中国とアジア世界の人口生態環境問題研究会中間報告書,pp.3-22,2007.3
- 10) 渡部一二:水の恵みを受けるまちづくり-郡上八幡の水縁空間-,鹿島出版会,2010.8
- 11) 渡部一二:水縁空間,住まいの図書館出版局,1993.8
- 12) 丸茂悠,菊池成朋:水郷柳川における屋敷と水路の相互関係とその変容,日本建築学会計画系論文集,第 564 号,pp.113-118,2003.2
- 13) 吉住優子,鈴木毅,木多道宏,舟橋國男,李斌:洗い場の持続的共同利用の仕組みに関する研究-長崎県島原市船津地区“浜ん川”を事例として-,日本建築学会計画系論文集,第 564 号,pp.187-194,2003.2
- 14) 播磨一,畔柳昭雄:洪水常襲地帯に立地する集落と建築の空間構成及び水防活動に関する調査研究-利根川流域と揖斐川流域に立地する集落の比較-,日本建築学会計画系論文集,第 569 号,pp.101-108,2003.7
- 15) 鈴木尚美子,畔柳昭雄:水網集落における水利用形態と建築空間に関する研究-滋賀県高島市の 2 集落を対象として-,日本建築学会計画系論文集,第 611 号,pp.7-14,2007.1
- 16) 吉田晃子,畔柳昭雄:伝統的水利施設“マンボ”を介した人と水との係わりに関する調査研究,環境情報科学論文集 24,pp.131-136,2010.11
- 17) 世界文化遺産麗江古城保護管理局:雲南麗江古城保護条例,2005.8
- 18) 朱良文,王賀,顧奇佛,和仕勇:麗江古城環境風致保護修復ハンドブック,2009.8
- 19) 和湛:麗江古城,雲南民族出版社,2003.9
- 20) 王景慧:歴史文化名城の保護内容及び方法,都市計画(1),pp.15-17,1996.
- 21) 張松:歴史文化名城保護制度創設再議,都市計画 35 (1),PP.46-53,2011.
- 22) 趙勇:中国の都市化過程における歴史文化名城保護の考え方,都市発展研究 20(5), PP.111-117,2013.
- 22) 鄧巍,何依,胡海艷:新時代における歴史都市全体的な保護に関する探索,寧波を例に,都市計画学刊 (4),2016.